

平成 1 7 年度

八王子市包括外部監査報告書

「公の施設の管理運営について」

目次

第1章 包括外部監査の概要

1	監査の事件名	1
2	包括外部監査の対象部署及び対象期間	1
3	包括外部監査の実施期間	2
4	包括外部監査人及び補助者	2
5	利害関係	2
6	包括外部監査の着眼点	2
7	報告書中の資料	5

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I	八王子市斎場	I - 1
II	八王子市緑町霊園、八王子市甲の原霊園	II - 1
III	八王子市東浅川保健福祉センター	III - 1
IV	富士森公園陸上競技場	IV - 1
V	富士森公園テニスコート	V - 1
VI	富士森公園野球場	VI - 1
VII	八王子市民体育館	VII - 1
VIII	八王子市こども科学館	VIII - 1

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の事件名

(1) 選定した事件名

公の施設の管理運営について

(2) 選定理由

市は、市民の福祉の増進を図るため、各種の公の施設を設置して、市民サービスを提供している。厳しい財政状況の中、これらの施設にかかる管理運営経費は多額であり、管理運営の効率化とその有効な活用が求められている。

そこで、公の施設にかかる財務事務が適正に執行されているか、及びその管理運営が効果的・効率的になされているかなどを外部の視点から監査することは有意義であると考えられることから、特定の事件として選定した。

2 包括外部監査の対象部署及び対象期間

(1) 対象部署

監査対象の施設は、市の直営で指定管理者制度導入予定がない施設のうち、特に市民との関わりが深いと思われるものを選定した。その結果、今回監査対象とした施設名と担当部署は以下のとおりである。

施設名	担当部署
八王子市斎場	市民部斎場霊園事務所
八王子市緑町霊園、八王子市甲の原霊園	市民部斎場霊園事務所
八王子市東浅川保健福祉センター	健康福祉部東浅川保健福祉センター
富士森公園陸上競技場	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課
富士森公園テニスコート	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課
富士森公園野球場	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課
八王子市民体育館	体育館
八王子市こども科学館	こども科学館

(2) 対象期間

原則として平成 16 年度を対象とした。ただし、必要に応じて他の年度も対象としている。

3 包括外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月 30 日から平成 18 年 1 月 12 日まで

4 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	木下 徳明
補助者	池谷 修一
	田之倉 敦司
	野口 昌邦
	経塚 義也
	比留間 郁夫
	大津 大次郎
	服部 誠治
	村瀬 正貴
	酒寄 裕子
	宇都見 友則
	坂下 ひとみ

5 利害関係

包括外部監査人及び同補助者は、監査対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

6 包括外部監査の着眼点

(1) 行政コスト計算書による管理運営上のコストを分析した。

歳入歳出決算書では明らかにされない各施設にかかる人件費などのコストを把握し、民間企業ベースでどれだけのコストを施設運営にかけているかを明らかにするとともに、事業の継続性の検討やコストを管理可能コストと管理不能コストに区分することで、コスト削減の可能性を検討した。

なお事業の今後のあり方を考えるにあたっては、以下のような民間企業ベースの採算性の観点も考慮している。

① 収入と行政コスト合計の比較

- ・ 収入－行政コスト合計 ≥ 0 黒字又は 0 $\Rightarrow$ 事業継続
- ・ 収入－行政コスト合計 < 0 赤字 $\Rightarrow$ ②の検討へ

比較に際しては、コスト削減の可能性や受益者負担の見直し（特に利用者が限定されているような場合）の必要性を考慮する。

② 収入と管理可能費との比較

- ・ 収入－管理可能費 ≥ 0 $\Rightarrow$ 事業継続
- ・ 収入－管理可能費 < 0 $\Rightarrow$ 管理可能費の大幅削減で 0 以上にならないければ閉鎖を検討。ただし、公の施設という性格から、マイナスであってもその施設の事業内容・性格等から税金投入について市民の合意が得られるのであれば存続。

（２）事業自体の必要性の検討

現在市が運営している管理施設が、そもそも事業として必要なものであるのか、時代や経済環境の変化に伴い、必要性が著しく低下しているものがないか、利用状況や市民ニーズの観点から検討した。

（３）市が関与する必要性の検討

市民ニーズが高くても、コストの状況からみてそれを賄うだけの使用料金を設定しようとする、著しく高料金となってしまう場合がある。このように高料金の設定が困難な場合、民間企業はコストを回収することができないために事業に進出しない。そのため当該サービスは民間から供給されないこととなる。

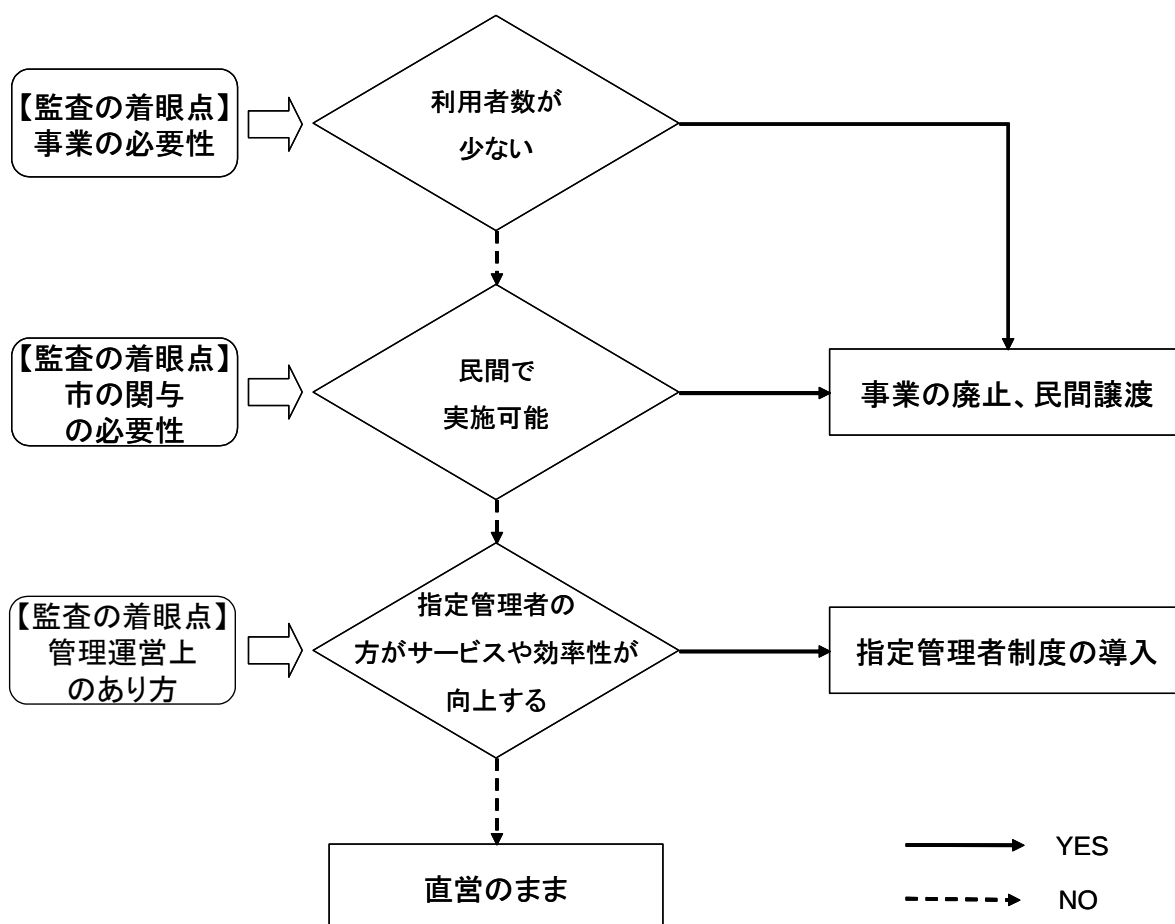
当該サービスが市民の福祉の増進に寄与しているにも拘らず、民間が実施できないような場合には市が関与する必要がある。

（４）管理運営のあり方についての検討

市が引き続き直営で運営すべきか否かについて、管理運営上の問題点を考察しながら、市民サービスの向上や、もとより市が行うべき業務かといった点も含めた業務効率の改善の観点から指定管理者制度導入の是非を検討した。

以上の着眼点から監査を行っていることから、合規性違反以外に、いわゆる 3E（経済性、効率性、有効性）に著しく反するような事実があった場合についても「監査の結果」に記載している。

公の施設の管理運営に対する考え方フロー



7 報告書中の資料

本報告書中の資料は特段の断りがない限り、市提供によるものである。また、報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計とが必ずしも一致しない場合がある。

第 2 章 包括外部監査の結果及び意見

I 八王子市斎場

所在地 八王子市山田町 1681 番地の 2

< 施設の概要 >

1 設立年

大正 10 年 9 月

2 施設の目的

葬祭を執行する施設及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく火葬を執行する施設として、斎場を設置する。

3 施設の概要

（1）主な設備の概要

葬祭棟施設 式場 2 室、式場控室 2 室

火葬棟施設 火葬炉 8 基、収骨室 3 室、霊安室 1 室（保管庫 3 棺）

待合棟 待合室 9 室

駐車場

（場内）マイクロバス 6 台、乗用車 99 台、車椅子専用 3 台収容可能

（場外）第 1 駐車場 乗用車 17 台、第 2 駐車場 乗用車 25 台収容可能

（2）施設の使用時間

八王子市斎場の施設の使用時間は、施設の使用区分に従い以下のとおり定められている。

八王子市斎場

施設の使用区分		使用時間
式場	通夜	18時から20時まで
	告別式	8時45分から14時まで
控室	式場における通夜の執行に係るもの	18時から20時まで
	式場における告別式の執行に係るもの	8時45分から14時まで
	式場における通夜終了時からの夜間の付添いに係るもの	通夜終了時から告別式開始時まで
火葬室	—	1日3回9時30分、12時30分、14時30分に火葬が執行される。
待合室	火葬の待時間に係るもの	火葬執行時刻の45分前から火葬終了時まで
	告別式の待時間に係るもの	告別式開始時刻の15分前から告別式終了時まで
霊安室	—	使用開始時から24時間以内

(3) 使用料金

八王子市斎場の施設の使用料金は、施設の使用区分に従い以下のとおり定められている。

(単位：円)

施設の使用区分			市内住民	市外住民
第一式場 (150人用)	通夜	夜間付添有 1回につき	35,000	70,000
		夜間付添無 1回につき	25,000	50,000
	告別式 1回につき		25,000	50,000
第二式場 (80人用)	通夜	夜間付添有 1回につき	30,000	60,000
		夜間付添無 1回につき	20,000	40,000
	告別式 1回につき		20,000	40,000
火葬室	12歳以上であった者 1体につき		無料	50,000
	12歳未満であった者 1体につき		無料	30,000
	改葬・胎児・身体の一部		無料	20,000
待合室	1室目は無料。2室目の使用につき		10,000	20,000
霊安室	1棺(24時間以内)につき		5,000	6,000

※控室使用料(市内住民10,000円、市外住民20,000円)は、式場通夜夜間付添有の使用区分に含めて表示している。

前表における「市内住民」とは、八王子市の区域内に住所を有する者で、死亡した者若しくはそのものの遺骨又は死胎を分べんし、若しくは手術等により身体の一部を切断されたものをいう。

「市外住民」とは、八王子市の区域内に住所を有しない者で、死亡した者若しくはそのものの遺骨又は死胎を分べんし、若しくは手術等により身体の一部を切断されたものをいう。

八王子市斎場

なお、火葬のために待合室を使用するときは、1室に限り、その使用料は無料となっている。

(4) 施設の休業日

友引に当たる日及び1月1日～1月3日。

ただし、通夜の執行に係るものに限り、式場及び式場控室については、友引に当たる日にも使用することができる。

また、霊安室についても友引に当たる日も使用することができる。

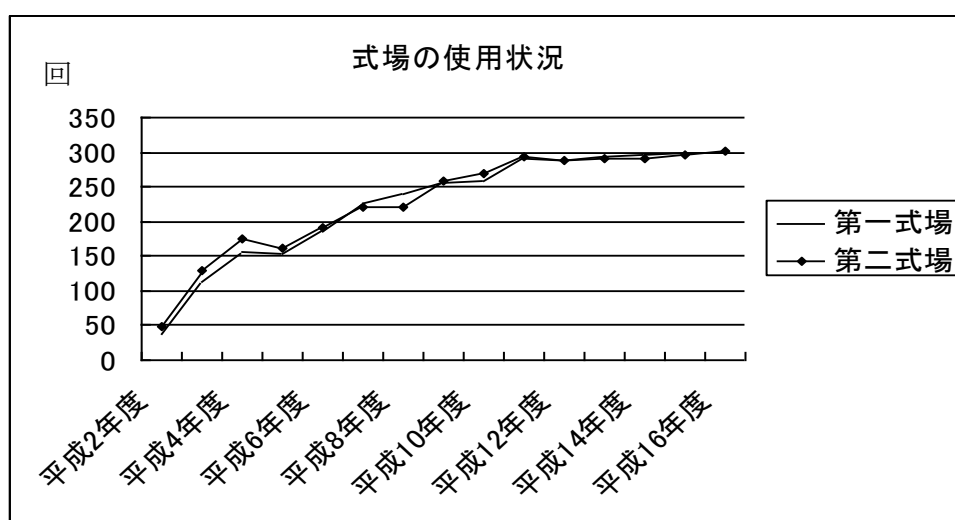
4 使用状況

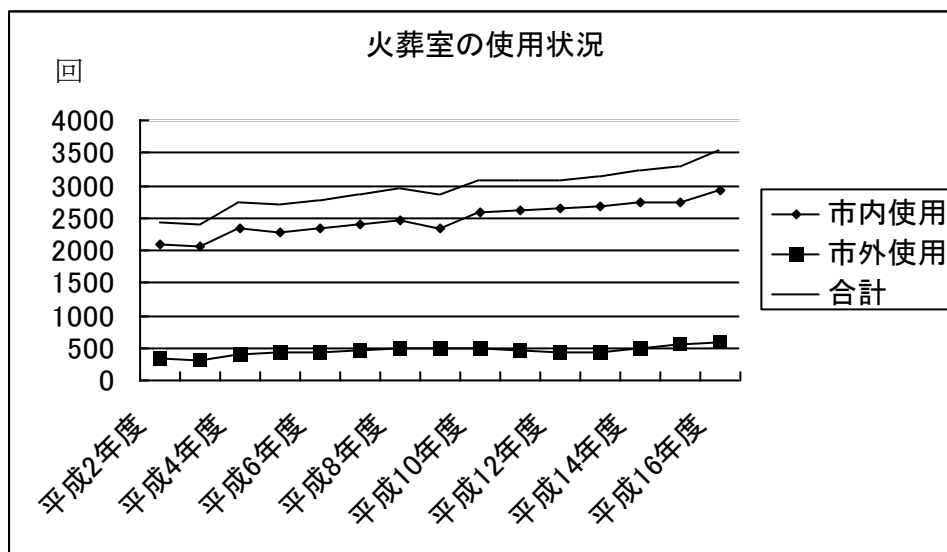
八王子市斎場の過去5年間の使用状況は以下のとおりである。

(単位：回)

施設名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
第一式場	289	293	297	298	300
第二式場	289	292	292	295	302
待合室	130	124	200	202	196
霊安室	89	71	113	121	186
火葬室(市内 住民使用)	2,647	2,686	2,727	2,728	2,936
火葬室(市外 住民使用)	441	444	507	568	598

なお、平成2年に現在の施設が供用開始されたが、それ以後の八王子市斎場の使用状況(回数)の推移を示すと、以下のとおりである。





また、平成 16 年度における式場及び火葬室のそれぞれの使用可能回数に応じた使用率は以下のとおりである。

施設名	区分	使用可能回数	実際使用回数	使用率
第一式場	通夜	302 回	300 回	99.3%
	告別式	302 回	300 回	99.3%
第二式場	通夜	302 回	301 回	99.7%
	告別式	302 回	302 回	100.0%
火葬室	9 時 30 分	1,812 回	444 回	24.5%
	12 時 30 分	2,114 回	1,781 回	84.2%
	14 時 30 分	2,114 回	1,309 回	61.9%

※使用可能回数は、使用可能期間(302 日間)に 1 日の使用回数(式場は 1 回、火葬は 9 時 30 分の時間帯が 6 回、12 時 30 分及び 14 時 30 分の時間帯がそれぞれ各 7 回)を乗じて算出している。

使用状況の推移を見て分かるとおり、いずれの施設においても使用状況が年々増加傾向にあることが伺える。

特に、式場の使用状況に関しては、第一式場及び第二式場ともに、ここ数年、ほぼ 100%に近い水準にある。

また、火葬室の使用状況に関しては、市内住民の使用が約 80%強であるのに対し、市外住民の使用が約 20%弱の割合で推移している。

火葬室は、1 日 3 回の時間帯で使用するができるが、なかでも 12 時 30 分の時間帯の使用が比較的高いことが伺える。

5 歳入歳出

八王子市斎場に係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

八王子市斎場

<歳入>

(単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	58,914,000	62,380,000	64,545,600
都支出金	6,457,500	7,493,000	7,118,039
合計	65,371,500	69,873,000	71,663,639

<歳出>

(単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報酬	2,648,815	2,591,100	2,604,000
共済費	602,374	518,640	307,018
賃金	2,290,630	3,172,450	1,857,910
報償費	—	141,000	126,000
旅費	—	—	11,660
需用費	32,973,457	37,467,602	36,038,519
役務費	252,483	408,219	267,113
委託料	58,145,714	57,221,716	59,957,121
使用料及び賃借料	29,820	29,820	29,820
工事請負費	—	1,296,750	1,774,500
原材料費	—	—	9,450
備品購入費	—	2,241,435	13,597
負担金補助及び交付金	230,000	—	—
合計	97,173,293	105,088,732	102,996,708

この他、公債費の負担がある。

<歳入－歳出>

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△31,801,793	△35,215,732	△31,333,069

歳入については、各施設の使用状況が増加傾向にあることを受けて、年々増加している。

なお、歳入の使用料及び手数料についての各施設別内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
式場	29,930,000	30,160,000	29,730,000
火葬室	25,140,000	28,180,000	29,600,600
待合室	2,080,000	2,160,000	2,030,000
霊安室	1,764,000	1,880,000	3,185,000
合計	58,914,000	62,380,000	64,545,600

※控室使用料は、式場に含めている。

6 職員等の状況

八王子市斎場の職員等の状況は、以下のとおりである。

一般職員	7 名
再任用職員	1 名
嘱託員	1 名
臨時職員	3 名
合計	12 名

※一般職員のうち、火葬操作に携わる技能労務職 3 名を除く 4 名は、緑町霊園、甲の原霊園及び南多摩都市霊園の事務管理業務を兼務している。

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は、以下のとおりである。

八王子市内にある火葬可能な斎場は、八王子市斎場の 1 か所のみであるが、東京都健康局（現 福祉保健局）が公開している火葬場一覧表（平成 14 年 3 月 31 日現在）によれば、多摩地区における火葬可能な斎場は、全部で 9 か所存在する。

名称	所在地	経営	組織市
青梅市火葬場	青梅市	青梅市	—
瑞穂斎場	瑞穂町	瑞穂斎場組合	瑞穂町、福生市、羽村市、入間市
ひので斎場	日の出町	秋川流域斎場組合	あきる野市、日の出町、檜原村
日野市営火葬場	日野市	日野市	—
南多摩斎場	町田市	南多摩斎場組合	町田市、八王子市、多摩市、稲城市、日野市
立川昭島国立火葬場	立川市	立川昭島国立火葬場組合	立川市、昭島市、国立市
N火葬場	府中市	N（民間）	—
府中の森市民聖苑	府中市	府中市	—

以下において、各斎場における式場と火葬に係る使用料金について比較を行った。なお、比較に当たっては、複数の価格帯がある場合には、金額の高い順に列記している。式場については、通夜と告別式を合計した価格を記載している。また、火葬については、年齢基準に各施設で若干の違いはあるものの、大人の場合、子供の場合、その他の場合でそれぞれ（１）、（２）、（３）で区分けしている。

八王子市斎場

(単位：円)

	八王子市斎場		青梅市火葬場		瑞穂斎場	
	市内住民	市外住民	市内住民	市外住民	組織市内 住民	組織市外 住民
式場（１）	50,000 ～ 60,000	100,000 ～ 120,000	100,000		100,000	200,000
式場（２）	40,000 ～ 50,000	80,000 ～ 100,000	80,000		80,000	160,000
式場（３）	—	—	60,000		60,000	120,000
火葬（１）	無料	50,000	無料	40,000	無料	80,000
火葬（２）	無料	30,000	無料	30,000	無料	50,000
火葬（３）	無料	20,000	無料	20,000	無料	20,000

	ひので斎場		日野市営火葬場		南多摩斎場	
	組織市内 住民	組織市外 住民	市内住民	市外住民	組織市内 住民	組織市外 住民
式場（１）	100,000 ～ 130,000	200,000 ～ 250,000	—		100,000	160,000
式場（２）	—	—	—		40,000	80,000
式場（３）	—	—	—		—	—
火葬（１）	10,000	60,000	無料	50,000	無料	50,000
火葬（２）	5,000	30,000	無料	30,000	無料	30,000
火葬（３）	3,000 ～ 10,000	20,000	無料	20,000	無料	20,000

	立川昭島国立火葬場		N火葬場	府中の森市民聖苑
	組織市内 住民	組織市外 住民	使用区分なし	市内住民のみ使用可
式場（１）	82,000	168,000	336,000	100,000
式場（２）	—	—	231,000	50,000
式場（３）	—	—	—	—
火葬（１）	無料	50,000	43,400～177,000	無料
火葬（２）	—	—	23,600～104,000	無料
火葬（３）	—	—	—	無料

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費8,900千円を使用している。ただし、一般職員4名については、緑町霊園、甲の原霊園及び南多摩都市霊園の事務管理業務を兼務しているため、費用認識額を50%としている。
②退職給与引当金繰入額	平成 15 年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費 8,900 千円×0.065 にて計算している。 ただし、一般職員 4 名については兼務割合 50%を乗じて計算している。
③再任用職員人件費	再任用職員については、規定に基づく年額給与 3,272,880 円（勤勉手当、期末手当、調整手当を含む）を用いている。
④減価償却費	平成 2 年度の「主要な施策の成果・事務報告書」に記載の八王子市斎場に関わる「事業実績」をもとに償却性資産を算出し、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数表を用いて、最も類似していると思われる資産の種類の耐用年数を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価値を 10%とする定額法を使用している。 なお、建設の際に都より補助金が交付されているため当該補助金部分についても「都支出金償却額」として収入項目に含めている。
⑤支払利息	平成 16 年度の借入金元金利償還に関する資料に記載の利子額を用いている。
⑥セグメンテーション	斎場施設の収入は、大きく式場使用料と火葬室使用料に大別することができるため、「式場」収支と「火葬関連」収支に分けて表している。 なお、斎場の他の収入である待合室使用料及び霊安室使用料については、火葬の使用との関連性が高いため、「火葬関連」収支に含めている。
⑦経費の按分	経費を前記セグメントに按分する際には、各セグメントの個別性が強いものに関しては、各セグメントに直課し、他の経費については、各セグメントの収入割合や各施設の専有面積等の割合に応じて配賦することとした。
⑧収入の按分	収入を⑥に記載のセグメントに按分する際には、各セグメント別に把握可能なものについては個別に集計し、他の収入については、各セグメントの行政コスト割合に応じて配賦することとした。

八王子市斎場

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

〔 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度 斎場合計	式場	火葬関連
行政コスト			
管理可能費			
一般職員人件費	44,500,000	8,200,108	36,299,892
退職給与引当金繰入額	2,892,500	533,007	2,359,493
再任用職員人件費	3,272,880	1,507,751	1,765,129
その他人件費	4,768,928	2,196,590	2,572,338
需用費	36,038,519	5,757,686	30,280,833
委託料	59,957,121	18,333,748	41,623,373
工事請負費	1,774,500	398,367	1,376,133
その他諸経費	457,640	210,791	246,849
小計	153,662,088	37,138,048	116,524,040
管理不能費			
減価償却費	77,765,749	14,372,091	63,393,658
支払利息	7,845,930	3,614,465	4,231,465
小計	85,611,679	17,986,556	67,625,123
合計	239,273,767	55,124,604	184,149,163
収入項目			
使用料及び手数料	64,545,600	29,730,000	34,815,600
都支出金	7,118,039	1,639,887	5,478,152
都支出金償却額	5,140,000	1,184,177	3,955,823
合計	76,803,639	32,554,064	44,249,575
差引行政コスト純額	△ 162,470,128	△ 22,570,540	△ 139,899,588
コスト回収率	32.0%	59.0%	24.0%

(市民一人当たりの行政コスト)

162,470,128 円 ÷ 542,761 人 = 299.3 円 (少数点第 2 位切り捨て)

市民数については、平成 17 年 1 月 1 日現在の人口 (住民基本台帳人口及び外国人登録者数を合算したもの) を使用している (以下、同様)。

行政コストの管理可能費と管理不能費とは、単年度予算における管理可能性という観点から区分している。その結果、単年度の予算では管理できない設備投資関連費用である減価償却費を管理不能費としている (以下、同様)。

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

① 斎場全体について

平成 16 年度の歳入歳出の収支は 31,333 千円の赤字となっていたが、人件費や減価償却費等を含めたより実態に近い損益状況である前記の行政コスト計算によれば、差引行政コスト純額は 162,470 千円の赤字となっており、歳入歳出収支と比べて 131,137 千円も赤字幅が増えている。

また、行政コストを収入で、どの程度カバーできているかを示す「コスト回収率」は、斎場全体で 32.0%となっており、行政コストの 3 割程度しか回収できていない状況である。

赤字幅が増えている大きな要因は、一般職員人件費と減価償却費である。

施設の建設に投じた約 2,416,464 千円の固定資産の減価償却費負担が 77,765 千円とかなり多額になっている。

また、歳入歳出には含まれていない一般職員人件費についても、斎場に負担させるべき金額が 44,500 千円と大きくなっている。

② 式場について

「式場」に関しては赤字であるが、「火葬関連」と比べると差引行政コスト純額の負担は小さい。「式場」はあくまで葬儀を執り行うための空間の提供のみであり、直接的に発生するコストはその空間の設備費等となるためである。

③ 火葬関連について

「火葬関連」は、139,899 千円の赤字になっている。前表の「コスト回収率」によれば、「式場」については 59.0%であるのに対し、「火葬関連」については 24.0%と「式場」と比べて極めて低い。これは、「火葬関連」に係る行政コストが「式場」と比べて格段に大きいことが要因となっている。

火葬を執り行う場合、火葬炉等の設備費や燃料費、操作や炉前業務に係る人件費など直接的に発生するコストがかかるほか、火葬の間の待合室や収骨スペース等の空間の確保に係る設備費等の間接的に発生するコストも発生するため、行政コストは大きくなる。

それにもかかわらず、収入は都支出金や都支出金償却額を含めても 44,249 千円となっており、減価償却費や支払利息、人件費相当額を回収できていないばかりか、需用費や委託料ですら十分に回収できていない。

いずれにしても、「式場」、「火葬関連」は赤字であるため改善が望まれるが、その方策については、＜監査の結果及び意見＞「4 使用料金」（I-13 頁参照）において記載する。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

一般職員は、所長 1 名、主査 1 名、主任 2 名、技能労務職 3 名の計 7 名である。技能労務職以外の 4 名の職務は、斎場管理運営のほか、「Ⅱ 八王子市緑町霊園、八王子市甲の原霊園」で後述する霊園管理を兼務している。技能労務職 3 名は、主に火葬炉の操作等の裏業務を行っている。

斎場は友引に当たる日、正月三が日を除き業務を行っているが、霊園の管理も兼務しているため、基本的には正月三が日を除き、年中業務を行うことになる。したがって、一般職員、再任用職員、嘱託員、臨時職員の計 8 名を 4 名ずつの 2 つのグループに分け、交代制で勤務を行っている。火葬炉裏業務を行う技能労務職 3 名については、友引に当たる日、正月三が日を除き業務を行っているが、常時 2 名が勤務できるように交代制で行っている。

斎場の業務運営の主なもの（斎場の案内、棺の受入、収骨、会葬者への湯茶の提供、清掃等）は外部に委託している。また、葬儀にかかわる葬祭用具や遺体搬送、式進行、諸飾り準備等については、市は一切行わず、民間の業者が執り行っている。

（1）実施した監査手続

平成 16 年度及び 17 年度の勤務ローテーション表等を閲覧し、勤務体系の効率性等について吟味した。

（2）監査の結果

・シフト体制を見直し、効率化を図る必要がある。

技能労務職以外の一般職員は、2 班体制（1 班は一般職員 2 名＋再任用職員又は嘱託員 1 名＋臨時職員 1 名で構成されている）で概ね交代で土日休日を付与する体制を採っている。そのため、平日は 2 班が勤務することになり、臨時職員を減らしてはいるものの土日は 1 班で対応できているにも関わらず、2 倍近くの人数で業務に当たっている状態である。

効率化に向けたフレキシブルなシフト体制を検討する必要がある。

（3）意見

・一般職員が数年単位で異動となるのは、斎場の運営の効率性及びサービスの向上を図る上で問題である。
--

一般職員である以上、異動はやむを得ないが、異動のある一般職員が管理運営を行うのではなく、むしろ専門の指定管理者に管理運営をまかせたほうがサービスの向上を図ることができると思われる。

また、指定管理者制度を導入することで、運営コストの削減が図られ、使用料金の引下げに繋がる可能性もあるため、今後は指定管理者制度の導入についても検討していく必要がある。

2 稼働方針

使用申込の方法は、電話予約のみであり、先着順により受付を行っている。

式場は、2 室のみであり、利用率も 100%に近い状況にあるため、5 日から 7 日待ちという状況が続いている。なお式場の使用者は、亡くなった者が市民あるいは喪主が親族でかつ市民の場合に限られている。

火葬室については、1 日 3 回の時間帯があるが、12 時 30 分の時間帯が一番混雑している。

なお、八王子市斎場には、火葬炉が 8 基設置されているが、その稼働方針は下記のように定めている。

火葬時間帯	12 歳以上及び 12 歳未満	改葬・胎児・身体の一部
9 時 30 分	5 回	1 回
12 時 30 分	6 回	1 回
14 時 30 分	6 回	1 回

このように「12 歳以上及び 12 歳未満」と「改葬・胎児・身体の一部」で使用回数を定めており、設置されている火葬炉 8 基のうち、同一の時間帯で最大火葬炉を 7 基（9 時 30 分の時間帯については 6 基）稼働させることになる。残りの 1 基については予備として扱い、万が一稼働中の火葬炉で不燃等のトラブルが発生した場合に、代替基として使用するために最大火葬基枠を 7 基としている。

（1）実施した監査手続

稼働方針に関して、担当者へ質問し、公平性及び効率性の観点から検討を行った。

（2）監査の結果

特に指摘する事項はない。

3 使用の制限

八王子市斎場を使用するにあたっては、各種申請書を作成し、市長の承認をもって誰でも使用することが可能であり、使用受付については先着順である。

ただし、式場の使用者は、亡くなった者が市民あるいは喪主が親族でかつ市民の場合に限定している。

(1) 実施した監査手続

担当者への質問、関係書類の閲覧により、使用者の制限につき問題がないか確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

4 使用料金

八王子市斎場の使用料金は、以下のとおりである。

(単位：円)

施設の使用区分			市内住民	市外住民
第一式場 (150 人 用)	通夜	夜間付添有 1 回につき	35,000	70,000
		夜間付添無 1 回につき	25,000	50,000
	告別式 1 回につき		25,000	50,000
第二式場 (80 人 用)	通夜	夜間付添有 1 回につき	30,000	60,000
		夜間付添無 1 回につき	20,000	40,000
	告別式 1 回につき		20,000	40,000
火葬室	12 歳以上であった者 1 体につき		無料	50,000
	12 歳未満であった者 1 体につき		無料	30,000
	改葬・胎児・身体の一部		無料	20,000
待合室	1 室目は無料。2 室目の使用につき		10,000	20,000
霊安室	1 棺 (24 時間以内) につき		5,000	6,000

(1) 実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

(2) 監査の結果

八王子市斎場

- ・施設の使用料金体系の見直し（式場使用料の値上げ、火葬室の市内住民使用の有料化など）が必要である。

行政コスト計算によると八王子市斎場全体で 162,470 千円の差引行政コスト純額となっており、セグメント別で見ると、式場については 22,570 千円、火葬関連は 139,899 千円の差引行政コスト純額となっている。これらの赤字は、一般財源より補填され実質的に八王子市民が負担していることになるが、本当に八王子市民が負担すべきかどうか問題となる。

式場や火葬室の使用は、市民生活にとって不可欠なものであるため、公共財としての性格から市民が負担するという考え方も成り立つかもしれない。

しかしながら、式場や火葬室の使用というサービスを市民が享受する機会は、人生においてそれ程多くは無いのが一般的である。にもかかわらず、毎年市民税を納付する市民が等しく負担をするのは不合理なように思われる。

例えば、公園や学校、図書館、あるいは治安や防災など、日常生活の中で継続的、反復的に使用可能なサービスを享受しうる環境にあるのであれば、市民が等しく負担することに一定の合理性があると考えられるが、人生において臨時的で非反復的にのみサービスを享受する公共財に対しても市民が等しく負担することに合理性を見出すことは難しく、むしろ受益者負担の発想を導入するほうが、自然な考え方であるように思われるため、以下において、受益者負担の観点から式場等使用料に関する料金体系と火葬室等使用料に関する料金体系に分けて考察する。

(単位：円)

	式場		火葬関連	
	行政コスト計算	歳入歳出計算	行政コスト計算	歳入歳出計算
行政コスト				
一般職員人件費	8,200,108	—	36,299,892	—
退職給与引当金繰入額	533,007	—	2,359,493	—
再任用職員人件費	1,507,751	—	1,765,129	—
その他人件費	2,196,590	2,196,590	2,572,338	2,572,338
需用費	5,757,686	5,757,686	30,280,833	30,280,833
委託料	18,333,748	18,333,748	41,623,373	41,623,373
施設維持修繕費	398,367	398,367	1,376,133	1,376,133
その他諸経費	210,791	210,791	246,849	246,849
減価償却費	14,372,091	—	63,393,658	—
支払利息	3,614,465	—	4,231,465	—
支出合計	55,124,604	26,897,182	184,149,163	76,099,526
収入項目				
使用料及び手数料	29,730,000	29,730,000	34,815,600	34,815,600
都支出金	1,639,887	1,639,887	5,478,152	5,478,152
都支出金償却額	1,184,177	—	3,955,823	—
収入合計	32,554,064	31,369,887	44,249,575	40,293,752
差引行政コスト純額及び収支	△ 22,570,540	4,472,705	△ 139,899,588	△ 35,805,774

① 式場等使用料に関する料金体系について

式場の行政コストは赤字の状況にあるが、行政コスト計算で実施したのと同様のセグメンテーションで歳入歳出の収支を区分すると、前表のとおり黒字となる。

したがって、行政コスト計算上赤字が発生している要因は、主として一般職員人件費や設備投資に係る減価償却費、支払利息などの固定費によるものと考えられる。

受益者負担については、施設運営コスト、いわゆるランニングコストのみの負担を求め、減価償却費等の設備投資コストの負担まで強いる必要は無いとする考え方もあるかもしれない。この点、八王子市斎場における式場は 2 室のみであり、年間の使用限度回数は 600 回程度である一方で、八王子市における死亡者数は、市民部市民課の統計資料によれば平成 16 年において 3,530 人にのぼり、八王子市斎場における式場を使用できない人の方が圧倒的に多いという現状がある。

税金によって負担させるには、市民が等しくサービスを享受し得る環境にある場合に、一定の合理性を持つものと考えられるが、式場については、2 室のみという物理的な制約があるため、設備投資コスト（減価償却費や支払利息）についても受益者負担を求めることが望ましいものと考えられる。

そこで、現状の料金体系からどの程度まで追加の負担を求めればよいのかについて、平成 16 年度の行政コスト計算をもとに以下で検討する。

式場の使用については、その大部分が市民による使用である。したがって、市内住民の使用料金を変更する方向で試算する。

平成 16 年度の差引行政コスト純額の赤字は約 22,570 千円であるため、使用料金の変動係数を X とし、通夜、告別式ともに使用し年間の使用回数を 300 回/室として赤字額を回収できる変動係数を求める。なお、夜間付添（控室使用）の使用割合は、平成 16 年度においては約 40%であったため、夜間付添料金については、当該割合を用いる。

《計算式》

(第一式場料金 50,000X + 第二式場料金 40,000X) × 300 回 + 控室使用
10,000X × 300 回 × 2 室 × 40% = 22,570,000

$$X \div 0.77$$

したがって、

第一式場の使用料金は、 $50,000 \times 1.77 = @88,500$ 円 (38,500 円の増額)

第二式場の使用料金は、 $40,000 \times 1.77 = @70,800$ 円 (30,800 円の増額)

夜間付添の使用料金は、 $10,000 \times 1.77 = @17,700$ 円 (7,700 円の増額)

以上の料金体系であれば、平成 16 年度の行政コストは回収し得るものと考えられるが、あくまで単年度のコストから計算しているため、将来年度のコストの発生状況等を考慮して料金を設定すべきである。

式場使用料金に関しては、他の公営の場合、市内住民については概ね 50,000 円から 100,000 円、市外住民については 100,000 円から 200,000 円の幅があり、民間の場合、231,000 円から 336,000 円となっている。前記の試算した料金体系は、青梅市火葬場や瑞穂斎場などの料金体系に近く、また、他の自治体運営の式場と比べても大きな差はないことから、社会通念的に著しく不合理な料金体系であるとは思えない。

また、当然のことながら、赤字が発生する要因としては、行政コストの削減努力が不十分であることに起因する側面もあるため、必ずしも赤字の全てを使用料金に転嫁する方法は適切ではなく、実際に使用料金を検討する際には、この側面も十分に考慮する必要がある。

② 火葬室等使用料に関する料金体系について

火葬室に関しては、式場とは異なり、歳入歳出について行政コスト計算と同様のセグメンテーションを行ったとしても赤字の状況である。火葬室に関しては、火葬に関する市内住民と市外住民との料金格差が赤字の最大の要因であると考えられる。

式場の場合、市内住民と市外住民で 50%の料金格差を設けているが、使用者の大部分は市内住民であるため、赤字に与えている料金格差の影響は極めて小さい。

一方、火葬室の場合、使用者の約 80%が市内住民であるが、市内住民の料金は無料であるため行政コストを負担せず、使用者の約 20%に過ぎない市外住民で行政コストの一部を賄っている状況である。

火葬室の使用というサービスを市民が享受する機会は、人生においてそれ程多くは無いのが一般的であり、臨時的で非反復的にのみサービスを享受しうる公共財に対しても市民が等しく負担することに合理性を見出すことは難しく、そこに受益者負担の発想を導入するほうが、むしろ自然な考え方であると考えられる。

そこで、受益者負担の観点より現状の料金体系からどの程度まで追加の負担を求めればよいのかについて、平成 16 年度の行政コスト計算をもとに以下の 2 つの考え方に基づいて使用料を計算する。

(ア) 市内住民、市外住民を問わず、一律料金で負担を求める考え方

(イ) 市内住民にも負担を求めるが、市民としての優位性を持たせるために、ある程度の料金格差を持たせる考え方

(ア) の考え方は、他の自治体に火葬室が無いところも存在する点を重視し、広く公平性を求める考え方に基づくアプローチであり、(イ) の考え方は、八王子市にお

いて市税を納めているという優位性を持たせつつ、受益者負担の発想を導入する考え方に基づくアプローチである。

(ア) 一律料金で負担を求める考え方に基づくアプローチ

平成 16 年度の行政コストの総額は約 184,149 千円であるため、使用料金を X とし、年間の使用回数を 3,500 件として赤字額を回収できる使用料金を求める。なお、待合室を料金が発生する 2 部屋以上を使用する回数及び霊安室を使用する回数については、不特定要素が多いため、火葬料金により受益者負担を求める。また、火葬室の使用は「12 歳以上」が大部分であるため、「12 歳以上」の使用料金を前提とする。

《計算式》

行政コスト総額 184,149,000－待合室・霊安室収入 3 年平均 4,400,000－都支出金・都支出金償却額 9,400,000＝火葬にて負担すべきコスト 170,349,000

$$3,500 \times X = 170,349,000$$

$$X \div 48,600 \text{ 円}$$

したがって、

市内住民及び市外住民の使用料金は、48,600 円

(イ) ある程度の料金格差を持たせる考え方に基づくアプローチ

八王子市も含め、他の自治体に多く用いられている式場使用料金格差である 50%の水準をここでは用いることとする。

また、市内住民使用者と市外住民使用者の割合は、過去の趨勢より 80 : 20 とする。

市外住民の使用料金を X とし、年間の使用回数を 3,500 件として赤字額を回収できる使用料金を求める。なお、待合室を料金が発生する 2 部屋以上を使用する回数及び霊安室を使用する回数については、不特定要素が多いため、火葬料金により受益者負担を求め、また、火葬室の使用は「12 歳以上」が大部分であるため、「12 歳以上」の使用料金を前提とする点は、(ア)と同様である。

《計算式》

行政コスト総額 184,149,000－待合室・霊安室収入 3 年平均 4,400,000－都支出金・都支出金償却額 9,400,000＝火葬にて負担すべきコスト 170,349,000

$$(\text{料金格差 } 50\% \times X \times 3,500 \text{ 件} \times 80\%) + (X \times 3,500 \text{ 件} \times 20\%) = 170,349,000$$

$$X \div 81,000 \text{ 円}$$

したがって、
市内住民の使用料金は、40,500 円
市外住民の使用料金は、81,000 円

以上の料金体系であれば、平成 16 年度の行政コストは回収し得るものと考えられるが、あくまで単年度のコストから計算しているため、将来年度のコストの発生状況等を考慮して料金を設定すべきである。

火葬に関しては、他の公営の場合、市内住民については無料から 10,000 円、市外住民については 40,000 円から 80,000 円の幅があり、民間の場合、43,400 円から 177,000 円となっている。

火葬については、市内住民に関しては無料とするところが多いものの、市外住民に関して多く設定されている 50,000 円という料金体系を鑑みると、前記で試算した料金体系は、社会通念的に著しく不合理な料金体系であるとは思えない。

赤字が発生する要因としては、行政コストの削減努力が不十分であることに起因する側面もあるため、必ずしも赤字の全てを使用料金に転嫁する方法は適切ではなく、実際に使用料金を検討する際には、コスト削減施策の側面も十分に考慮する必要がある。

なお、前記の（ア）及び（イ）のアプローチのいずれを採用するかに関しては、議論の分かれるところではあるが、重要なことは、市内住民に対しても、火葬室を使用することに対して受益者負担を求めていくことである。まずその理解を市民に対して求めていく必要がある。

5 業務委託の状況

平成 16 年度において、主に次のような業務委託がある。

- ・ 斎場の案内
- ・ 棺の受入
- ・ 収骨
- ・ 駐車場誘導・案内
- ・ 会葬者への湯茶の提供
- ・ 待合室等の準備、清掃
- ・ トイレ等の消耗品点検・補充他
- ・ 夜間含む斎場警備
- ・ 施設清掃管理
- ・ 冷暖房保守点検
- ・ 斎場火葬炉等保守点検

(1) 実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また、施設の運営に必要な業務につき、どの程度外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

・式場、火葬関連施設運営の大部分をすでに外部へ委託している状況を鑑みると、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

一般職員の技能労務職 3 名の行う火葬操作以外の主要な業務の大部分については、前記の通りすでに委託している。指定管理者制度の導入を検討すべきである。

6 金銭収受の管理状況

現金は業務終了後、所定の場所に保管される。現金は、3 日から 4 日に 1 度程度の頻度で銀行に預け入れる。その際に受け取る納入済通知書を添付した調定書を起案し、所長までの決裁を経て調定書を保管している。

(1) 実施した監査手続

金銭の管理方法につき担当者への質問を実施し、また、平成 17 年 7 月 6 日付で現金実査を行い、適切に現金が管理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

金銭は規定に従って適切に管理されていると認められた。

(3) 意見

・現金を銀行に預ける頻度を明確にするべきである。

現金を銀行に預け入れる頻度が明確ではなく、ある程度金額がたまった時に実施している。

盗難防止の観点からは、現金を銀行に預ける頻度の明確なルールを定めて、運用することが望まれる。

7 市民からの苦情・要望

市民からの苦情・要望として、式場の使用は、現状では 5 日から 7 日待ちの状況にあり、年間を通じてほぼ 100%の使用状況にあるため、式場の増設を求めるものがあった。

(1) 実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

・市内では式場が不足していることから、式場の増設を検討することが望まれる。
なお、その際には同時に使用料金体系の見直しが必要である。

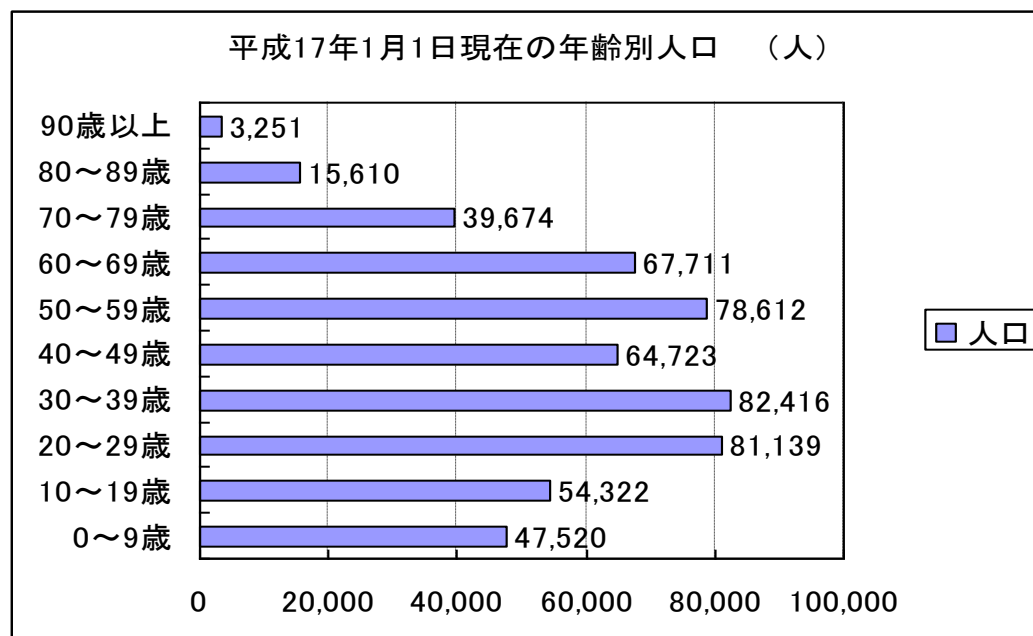
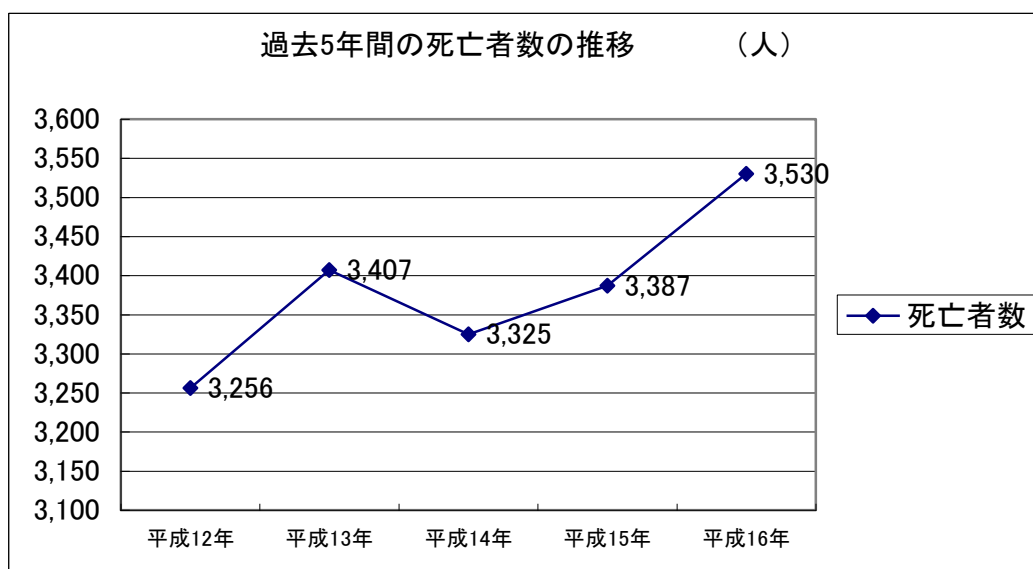
八王子市における死亡者数は平成 16 年において 3,530 人であるのに対し、八王子市斎場の式場の最大使用回数は約 600 回程度であり、町田市等 5 市で組織運営している南多摩斎場を考慮したとしても約 700 回程度（ただし、南多摩斎場の場合、八王子市民以外の 4 市の市民等も使用可能であるため、実質的に八王子市民が使用できる回数は限られている。なお、平成 16 年度の八王子市民の使用数は 99 回。）であるため、公営の式場が利用できる市民は限定されているのが現状である。

したがって、将来的には式場の増設を検討することが望まれるが、安易な式場の増設は、収支の悪化に拍車を掛ける可能性もあるので、料金体系の見直しもあわせて行う必要がある。

8 総括

(1) 事業の必要性について

八王子市における過去5年間の死亡者数及び平成17年1月1日現在の年齢別人口（住民基本台帳）は、以下のとおりである。



当然のことながら、葬儀や火葬を執り行う施設は無くしてはならないものであり、また、上記のグラフを見る限りにおいては、将来的に高年齢化が継続して進み、年間死亡者数も比較的高い水準で推移していくものと考えられる。

したがって、斎場の必要性は今後ますます重要となってくるものと考えられることから、八王子市斎場事業は必要であると考えられる。

(2) 市の関与の必要性について

① 式場について

式場については年間 22,570 千円の差引行政コスト純額を出す施設であり、かかる赤字は実質的に市民が負担していることになる。

また、葬儀に係る葬祭用具や遺体搬送、式進行、諸飾り準備等の葬儀を執り行うために必要な業務については、市では一切行わず、民間業者が執り行い、市は単に式場施設を貸与しているに過ぎないのが現状である。

更に、葬儀に関しては、自宅で執り行うケースや他の施設で執り行うケースなど、比較的選択肢が多様化しており、八王子市斎場における式場が市民生活にとって不可欠な存在なのかどうかは疑問が残るところである。

したがって、かかる状況を踏まえると式場に関しては、市が直接関与する必要性は低いものと考えられる。

しかしながら、広い駐車場を持ち、火葬と一体で葬儀を執り行うことができる施設は八王子市内には他に無いことから、市民のニーズは高く、また、それを裏付けるかのように、〈監査の結果及び意見〉「7 市民からの苦情・要望」（I-20 頁参照）に示したような式場増設の声もある。

また、八王子市における死亡者数は平成 16 年において 3,530 人であるのに対し、式場の最大使用回数は約 600 回程度であるため、公営の式場が利用できる市民は限定されているのが現状である。

かかる状況を鑑みると、仮に民間運営にした場合に需要と供給のバランスから使用価格が高まり、結果として市民（特に低所得者層）に対して不測の悪影響を与える可能性も考えられることから、市の関与もやむを得ないものとも考えられる。

② 火葬関連施設について

火葬関連施設については年間 139,899 千円の差引行政コスト純額を出す施設であり、かかる赤字は実質的に市民が負担していることになる。

しかしながら、八王子市内にある火葬室は八王子市斎場しかなく、他に町田市にある南多摩斎場についても市民が使用可能であるが、5 市の組織運営であり、実質的に八王子市民が利用できる回数は限られている状況にある。

かかる状況の中で、火葬関連施設を民間運営にした場合、運営会社がほぼ独占的な支配性を有する存在になることに繋がり、供給が不足している状況下においては、料金価格が高騰する可能性がある。

火葬を執り行う施設は市民生活において不可欠な存在であることを鑑みると、安易な民間運営への移行は、市民生活に大きな影響を与える可能性があり、市の関与は必要だと考えられる。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・市民にとってより使用しやすい環境を整え、またコストを削減するためには、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

八王子市斎場の式場及び火葬関連施設の運営にあたり、市の関与が必要であることを前提とした場合、式場及び火葬関連施設の管理運営のあり方に関して、まずは受益者負担に基づく使用料金体系の見直しを検討することについて、市民の理解を求めることが必要である。

その上で、使用料金を見直す際のもう一つの考慮要件である、コストの削減努力の側面を充実させる必要がある。

行政コストの全てを使用料金に転嫁するのは適切ではなく、コストの削減努力を使用料金に反映させる余地が無ければ、市民が納得する使用料金体系を構築することは難しい。

そのためには、単に入札や複数見積り等によるコスト削減だけでは不十分であり、新たな経営視点によるトータルコストの削減努力に全力で取り組むべきであり、その方策の一環として、指定管理者制度の導入を検討する必要がある。

現状では、式場及び火葬関連施設の運営の大部分を業務委託している状況にあり、また、市の一般職員は数年単位でローテーションがなされる環境にあることを鑑みると、式場及び火葬関連施設の運営についての質やサービスの向上、あるいは行政コストの削減を十分に図ることが可能な体制であるのかどうか疑問である。

市民にとってより使用しやすい環境を整え、またコストを削減するためには、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

Ⅱ 八王子市緑町霊園、八王子市甲の原霊園

所在地 緑町霊園 八王子市緑町 222 番地
甲の原霊園 八王子市中野町 2647 番地の 8

<施設の概要>

1 設立年

緑町霊園 大正 10 年 3 月
甲の原霊園 昭和 36 年 10 月

2 施設の目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく焼骨の埋蔵の施設として、霊園を設置する。

3 施設の概要

（1）主な設備の概要

緑町霊園、甲の原霊園ともに財産のほとんどは土地である。また、緑町霊園及び甲の原霊園には管理事務所・休憩室、倉庫及びトイレが設置されている。

（2）施設の使用時間

緑町霊園、甲の原霊園ともに 8 時 30 分から 17 時 15 分まで開園している。

（3）使用料金

緑町霊園、甲の原霊園ともに料金は以下のように定められている。

永代使用料	1 m ² 当たり	120,000 円
管理料（年額）	1 m ² 当たり	1,500 円

管理料について、使用者のうち年度の中途において使用承認された者は、前記の年額を月割にし、使用承認の日の属する月から当該年度の末日までの月数に応じた額の管理料を納入しなければならない。

八王子市緑町霊園 八王子市甲の原霊園

また、徴収（納入）時期については、使用料については使用承認の際に徴収され、管理料については毎会計年度開始後 3 月以内に納入しなければならない。

（４）施設の休園日

休園日はなく、年中無休である（年末年始等も社団法人 S への委託により開園されている）。

4 使用状況

緑町霊園及び甲の原霊園の過去 5 年間の使用状況（年度末における使用区画数）は以下のとおりである。

（単位：区画）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
緑町霊園	3,664	3,684	3,681	3,688	3,697
甲の原霊園	980	993	1,007	1,006	1,006

なお、各霊園の総区画数とこれに対する使用区画数、総面積とこれに対する使用面積及びそれぞれに対応する使用率は以下のとおりである。

	総区画数 及び総面積	使用区画数 及び使用面積	使用率（％）
緑町霊園	3,705 区画	3,697 区画	99.7
	22,156.06 m ²	22,090.63 m ²	99.7
甲の原霊園	1,017 区画	1,006 区画	98.9
	4,061.47 m ²	4,025.79 m ²	99.1

これらを見ると、緑町霊園、甲の原霊園ともに使用率がほぼ 100％であり、飽和状態にあることが分かる。

再募集の申込み倍率は 8 倍程度であり、倍率は高いといえる。これは、緑町霊園及び甲の原霊園の永代使用料及び管理料が、他の民間の霊園に比べて安価であること及び将来倒産する危険性がないことや特定の宗派の作法にとらわれない等事務管理が市民からみて安心できるからであると考えられる。

また、現在の使用者のうち、2 割程度は八王子市外に住所がある者である。これは、霊園の使用者の死亡により、八王子市以外に住所がある者が承継しているケースが増加しているためと考えられる。

5 歳入歳出

緑町霊園及び甲の原霊園に係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

八王子市緑町霊園 八王子市甲の原霊園

(1) 緑町霊園

＜歳入＞ (単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	35,222,750	35,113,125	35,388,750
合計	35,222,750	35,113,125	35,388,750

＜歳出＞ (単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報酬	—	2,649,120	4,812,339
共済費	—	313,287	307,018
需用費	745,180	531,083	549,284
役務費	—	108,459	111,497
委託料	5,930,046	6,622,304	6,622,115
使用料及び賃借料	14,910	14,910	14,910
工事請負費	3,496,500	3,449,250	2,677,500
備品購入費	177,450	115,479	95,340
合計	10,364,086	13,803,892	15,190,003

＜歳入－歳出＞ (単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	24,858,664	21,309,233	20,198,747

なお、埋蔵証明手数料及び共通経費については除外している（以下同様）。

(2) 甲の原霊園

＜歳入＞ (単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	5,959,250	6,027,625	6,046,500
合計	5,959,250	6,027,625	6,046,500

＜歳出＞ (単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報酬	2,730,960	2,716,320	6,988,200
共済費	373,355	301,862	307,018
需用費	191,603	285,545	293,939
役務費	—	90,698	77,831
委託料	4,080,752	4,231,254	4,521,632
使用料及び賃借料	14,910	14,910	14,910
工事請負費	960,750	—	—
備品購入費	19,740	46,494	32,970
合計	8,372,070	7,687,083	12,236,500

八王子市緑町霊園 八王子市甲の原霊園

<歳入－歳出>

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△2,412,820	△1,659,458	△6,190,000

(3) 緑町霊園と甲の原霊園の合計

緑町霊園と甲の原霊園の<歳入－歳出>の合計は以下のとおりである。

<歳入－歳出>

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
緑町霊園	24,858,664	21,309,233	20,198,747
甲の原霊園	△2,412,820	△1,659,458	△6,190,000
収支合計	22,445,844	19,649,775	14,008,747

6 職員等の状況

緑町霊園及び甲の原霊園の職員等の状況は以下のとおりである。

	緑町霊園	甲の原霊園
一般職員	4 名	
再任用職員	1 名	—
嘱託員	2 名	3 名
合計	7 名	7 名

※一般職員については、八王子市斎場と緑町霊園、甲の原霊園及び南多摩都市霊園の事務管理業務を兼務している。

合計については、どちらの霊園も一般職員を 4 名として数えている。

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

① 国、都の類似施設

東京都が運営している霊園は以下のとおりである。

名称	所在地	総面積	総区画数
多磨霊園	府中市多摩町 4 - 628	1,300,000 m ²	約 68,000 区画
小平霊園	東村山市萩山町 1 - 16 - 1	650,000 m ²	40,000 区画
八王子霊園	八王子市元八王子町 3 - 2536	644,305 m ²	35,000 区画
八柱霊園	千葉県松戸市中新田生松 48 - 2	1,050,000 m ²	65,000 区画
青山霊園	港区南青山 2 - 32 - 2	260,000 m ²	—

青山霊園については、総区画数が判明しなかったため、記載していない。
なお、八王子市が運営している霊園として、他に南多摩都市霊園がある。

② 民間の類似施設

八王子市内の民間霊園は以下のとおりである。

名称	所在地	総面積	総区画数
M	八王子市堀の内	9,937 m ²	1,735 区画
E	八王子市上川町	—	520 区画
HM	八王子市川口町	15,000 m ²	15,000 区画
HK	八王子市上川町	210,000 m ²	15,000 区画
T	八王子市元八王子町	210,000 m ²	13,000 区画

前記 5 件は、インターネットからサンプルとして抽出したものである。

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費 8,900 千円を使用している。 ただし、一般職員 4 名については、八王子市斎場及び南多摩都市霊園の事務管理業務を兼務しているため、費用認識額を 50%とし、緑町霊園と甲の原霊園の負担額については、以下のように按分係数を設定して計算した。 緑町霊園 0.7 名分 甲の原霊園 0.6 名分 南多摩都市霊園 0.7 名分 前記按分係数は、一般職員の霊園負担 2 名分を単純に 3 等分し、端数については、区画数が最も少ない甲の原霊園が他の霊園より小さな係数となるように設定した。
②退職給与引当金繰入額	平成 15 年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費 8,900 千円×0.065 にて計算している。 ただし、人件費と同様に一般職員 4 名については、兼務割合を 50%とし、緑町霊園と甲の原霊園の負担額は人件費と同様の按分係数を用いて計算した。
③再任用職員人件費	再任用職員については、規定に基づく年額給与 2,959,032 円（勤勉手当、期末手当、調整手当を含む）を用いている。
④減価償却費	施設別財産状況表に基づき、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数表を用いて、最も類似していると思われる資産の種類の耐用年数を用いて、主要な減価償却資産である建物についてのみ算定している。 減価償却方法は、残存価額を 10%とする定額法を使用している。

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

〔 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度合計	緑町霊園	甲の原霊園
行政コスト			
管理可能費			
一般職員人件費	11,570,000	6,230,000	5,340,000
退職給与引当金繰入額	752,050	404,950	347,100
再任用職員人件費	2,959,032	2,959,032	—
その他人件費	12,414,575	5,119,357	7,295,218
需用費	843,223	549,284	293,939
役務費	189,328	111,497	77,831
委託料	11,143,747	6,622,115	4,521,632
使用料及び賃借料	29,820	14,910	14,910
工事請負費	2,677,500	2,677,500	—
備品購入費	128,310	95,340	32,970
小計	42,707,585	24,783,985	17,923,600
管理不能費			
減価償却費	600,026	89,182	510,844
合計	43,307,611	24,873,167	18,434,444
収入項目			
使用料及び手数料	41,371,750	35,313,250	6,058,500
合計	41,371,750	35,313,250	6,058,500
差引行政コスト純額	△1,935,861	10,440,083	△12,375,944
コスト回収率	95.5%	141.9%	32.8%

(市民一人当たりの行政コスト)

1,935,861 円 ÷ 542,761 人 = 3.5 円 (小数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果以下のことが分かる。

- ① 全体的なコスト構造としては、人件費（一般職員人件費、退職給与引当金繰入額、再任用職員人件費、その他人件費）と委託料で 38,839 千円と行政コスト全体の 89.6% を占めている。また、行政コスト計算書を作成した結果、緑町霊園と甲の原霊園の収支の合計が赤字となっている。
- ② 緑町霊園と甲の原霊園を比較してみると、緑町霊園は行政コスト計算書において人件費と減価償却費を考慮しても黒字で行政コストの 100%以上を回収できている。これに対して甲の原霊園については赤字で、行政コストのうち 32.8%しか回収できていない。

これは、使用料収入は区画数により大きく差が生じてしまうにもかかわらず、行政コストは区画数に関係なくある程度固定的に発生してしまうためと考えられる。

- ③ <施設の概要>「5 歳入歳出」（Ⅱ-2 頁参照）では、人件費は報酬及び共済費（嘱託員にかかる人件費）のみが計上されていたが、一般職員及び再任用職員の人件費等を考慮すると、緑町霊園と甲の原霊園の合計が 27,695 千円となり、実に行政コスト全体の 63.9%を占めている。また、行政コスト計算書を作成した結果、緑町霊園と甲の原霊園の合計が赤字となっているが、この原因も大きくは人件費と考えられる。
- ④ 委託料についても、緑町霊園と甲の原霊園の合計で 11,143 千円と全体の 25.7%を占めている。
- ⑤ 使用料金については、前記のように行政コストのほとんどを占める人件費と委託料の削減可能性を検討した結果を基に<監査の結果及び意見>「4 使用料金」（Ⅱ-12 頁参照）において検討している。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

一般職員は、所長 1 名、主査 1 名、主任 2 名、計 4 名である。職務は、緑町霊園、甲の原霊園、南多摩都市霊園の管理のほか、八王子市斎場の管理運営を兼務している。霊園管理としては、申請書類の処理、管理料の徴収・督促・催告書の発送業務、相談、質問等の対応などがある。

再任用職員、嘱託員は霊園内の清掃、低木の剪定、墓参者への対応、埋蔵・改葬等の書類受理及び保管整理、墓石等の工事許可立会い及び検査確認等を行っている。

外部に委託している業務としては、除草清掃等管理、施設管理、駐車場誘導整理、樹木剪定等の業務がある。

（１）実施した監査手続

平成 16 年度及び 17 年度の勤務ローテーション表等を閲覧し、勤務体系の効率性等について吟味した。

（２）監査の結果

I 八王子市斎場＜監査の結果及び意見＞「1 職員等の状況について」（I-11 頁）参照

2 使用申込

使用申込みについては、基本的にすでに飽和状態であり、新規募集区画はない。したがって、募集は再募集のみとなる。そして、撤去することはほとんどないため、使用者がその区画に埋葬している全ての遺骨を自主的に他の霊園に改葬した区画について再募集するのが通常である。再募集は、使用者が改葬して空き区画となったものが 10 件程度になった場合に行っている。

再募集の申込みできる対象者は、以下の①～③の資格・要件を全て満たしている者に限られている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 現に埋蔵すべき遺骨（未だ一度も埋蔵（葬）されたことのない遺骨）があり、次の続柄の範囲内にあること《配偶者、直系血族の父母、子、孫、養父、養母、養子又は養女、兄弟姉妹》② その遺骨の祭祀の主宰者であること（※）③ 申込者本人が 6 か月以上継続して八王子市内に居住していること |
|---|

※遺骨の祭祀の主宰者

申込み遺骨の親族の合意の下に、葬儀の喪主あるいは法事の施主を勤めるなど、将来にわたって当該遺骨及び墓所を守り管理していく立場にある者。

前記の要件を満たした場合には、公募抽選に申込みことになる。

抽選の結果、使用者として選ばれると、書類審査が行われる。書類審査に必要な書類は以下のとおりである。

必要な書類	書類の内容
遺骨の証明書類	死体（胎）埋・火葬許可証（原本のみ） 都立霊園一時収蔵施設使用許可証 （ただし、改葬の遺骨を預けている方を除く）
申込みの遺骨との続柄を示す証明書類	戸籍・除籍謄本類
居住要件を証明する書類	住民票（本籍記載のもの） 外国人登録済証明書
保証人の住所を証明する書類	住民票（本籍記載のもの）

書類審査が通ると、永代使用料及び管理料（使用開始年度の月割り分）を納付することになる。

永代使用料及び管理料が納付されると霊園使用券（権利書のようなもの）が発行され、設計図付きの施工申請書を斎場霊園事務所に提出することになる。永代使用料及び管理料を支払わない場合には、霊園使用券が発行されない。

施工を行うと、霊園管理者立会のもと区画の確認（墓石等が適切に施工されているか等の確認）を行い、使用を開始できる状態になる。

（１）実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、使用申込受付及び使用者の決定が規定にしたがって公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

（２） 監査の結果

使用申込受付及び使用者の決定は規定等に従い適切に行われていた。

（３） 意見

・ 霊園使用者等の手続を八王子市斎場で取り扱っているが、これは市民にとって、著しく不便であるため、市役所本庁舎で取り扱うようにすべきである。

市民からの苦情・要望について質問回答書を入手したところ、平成 15 年度において、霊園管理業務が市役所本庁舎から八王子市斎場に移管されたことにより、霊園使用者等の手続も八王子市斎場での取り扱いになっていることについて市民からの苦情が寄せられている。すなわち、霊園に関する手続を行おうとする者は戸籍、住民票等を入手するために一旦市役所本庁舎等へ行き、それらを用意した上で斎場へ行くことになる。斎場と霊園が近接しているわけではなく単に管理業務を斎場で行っているからである。市民の利便性や効率性の観点から問題である。

しかも、霊園の募集が常時行われていないことからすれば、八王子市斎場の使用者が必ずしも緑町霊園又は甲の原霊園の申込みをするわけではなく、管理料も金融機関の自動引落又は金融機関での現金納付であり、八王子市斎場で徴収管理を行う必要はない。

そのため、霊園にかかる全ての業務を市役所本庁舎に移管すべきである。

3 使用の制限

緑町霊園、甲の原霊園ともに、現在のところ再募集のみであり、申込みについては、〈監査の結果及び意見〉「2 使用申込」（Ⅱ-9 頁参照）に記載した①から③までの資格・要件がある。

（1）実施した監査手続

担当者への質問、関係書類の閲覧により、再募集の申込みに際しての制限につき、問題がないか確認した。

（2）監査の結果

特に指摘する事項はない。

（3）意見

・納骨堂の設置を検討する必要がある。

霊園の土地は有限であり、現在も改葬による空き区画について年間 10 件程度の再募集を行っているのみである。このため緑町霊園及び甲の原霊園の再使用申込者の倍率は 8 倍程度と高くなっており、市営霊園使用へのニーズは高い。

現在の社会情勢においては、墳墓に固執しない市民もいる。そのような市民にとっては納骨堂形式の墳墓をより好むと考えられ、現に一部の民間霊園や都立霊園においても納骨堂形式の墳墓を設置しており、納骨堂形式の墳墓が増加傾向にある。このように納骨堂形式の墳墓へのニーズも高まっていると考えられる。

納骨堂形式の施設では、通常の土地に墓石を設置する墳墓に比較して管理経費がかからないため、低所得者への配慮も可能となる。土地が有限であることを考えれば、管理料を支払うことができる市民と管理料を支払うことのできない市民とを区別して、霊園使用サービスを提供する必要がある。

納骨堂形式の墳墓は、管理経費がかからなくなるため、永代使用料のみ徴収し、管理料を徴収せずに済むため（現に都立霊園は、使用料のみであり納骨堂に対する管理料を徴収していない）、無縁墳墓の発生を抑制することもできる。

以上より、今後、緑町霊園及び甲の原霊園その他の霊園においても無縁墳墓の整理等を行い、納骨堂形式の墳墓の設置を検討する必要がある。

4 使用料金

緑町霊園、甲の原霊園ともに料金は以下のように定められている。

永代使用料	1 m ² 当たり	120,000 円
管理料（年額）	1 m ² 当たり	1,500 円

なお、最終改正は平成 14 年 4 月 1 日である。

（１）実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

（２）監査の結果

・使用料金体系の見直しが必要である。

① 類似施設との比較

都立霊園及び民間の霊園の年間使用料及び管理料を 1 m²当たりにして比較すると以下のとおりとなる（立体埋蔵施設及び合葬埋蔵施設を除く）。

(単位：円)

	名称	1 m ² 当たり使用料	1 m ² 当たり管理料
都立霊園	多磨霊園	417,000	605
	小平霊園	358,000	597
	八王子霊園	178,000	880
	八柱霊園	191,000	597
	青山霊園	2,832,000	703
民間霊園	M	308,500	8,000
	E	181,127	3,000
	HM	315,432	2,098
	HK	201,333	5,000
	T	450,000	3,657
	緑町・甲の原霊園	120,000	1,500

※ 前記 1 m²当たりの年間管理料は以下により算定している。

(最低管理料÷面積 + 最高管理料÷面積) ÷ 2

管理料について都立霊園と比較すると、都立霊園の方が低く設定してある。しかし、これは都立霊園においては、永代使用料は緑町・甲の原霊園よりも高く設定しているため、その代わりに管理料を安価に抑えていると考えられる。しかも、都立霊園の使用者募集区画数は平成 17 年度で平均 84 箇所と募集区画数が多く、高めに設定してある永代使用料で経費相当額を回収していると考えられる。

八王子市内にある民間霊園については、平均永代使用料、管理料ともに緑町・甲の原霊園の料金を大幅に上回っている。これは、民間の場合、霊園運営を行うにあたって発生する全てのコストを回収し、さらに適切な利益を獲得するためと思われる。

② 行政コスト計算書の分析

緑町霊園と甲の原霊園を合計した行政コスト計算は赤字であった。これについては、以下の 2 つの原因が考えられる。

(ア) 非効率な事業運営をしているため、コストがかかりすぎていること

(イ) 前記のとおり、他の霊園に比べて、使用料または管理料の料金設定が安価であること

(ア)については、行政コスト計算書の管理可能費のうち主要な費目である人件費と委託料について、それぞれ〈監査の結果及び意見〉「1 職員等の状況について」(Ⅱ-9 頁参照)及び後述する「5 業務委託の状況」(Ⅱ-15 頁参照)において費用削減の可否を検討しているが、人件費、委託料ともに、削減は困難であると考えられる。

(イ)の使用料金については、都立霊園との比較においては緑町・甲の原霊園の使用料が都立霊園の使用料よりかなり低く設定されており、民間霊園との比較においては緑町・甲の原霊園の使用料及び管理料両方が民間霊園より著しく低く設定されている。

以上より、行政コスト計算を行った結果赤字となったのは、使用料金が安価であるからであるといえる。このように使用料金が安価に設定してあるのは、市民の中には、行政が行うサービスについては、料金が安価であることが当然であるという意識があることも起因していると考えられる。

しかし、市の税金で事業をする場合であっても、必ずそのサービスを使用する市民と使用しない市民が出てくるのであるから、そのサービスを使用する受益者がそのサービスに係る経費を負担するべきである。

そこで、このような受益者負担の考え方に従い、行政コスト計算書を基に行政コスト全額を回収する料金を試算した。

なお、再募集が年間 10 件程度しかないことからすれば、管理料を計算することに重要性があると考えられるため、使用料を改定しないとして、管理料を計算している。

受益者負担の観点からの管理料の試算

1 m²当たりの管理料

(単位：円)

	平成 16 年度計	緑町霊園	甲の原霊園
行政コスト (a)	43,307,611	24,873,167	18,434,444
永代使用料 (b)	2,400,000	1,200,000	1,200,000
差引 (c)=(a) - (b)	40,907,611	23,673,167	17,234,444
総面積 (m ²) (d)	26,217.53	22,156.06	4,061.47
1 m ² 当たり負担額 (e)=(c) ÷ (d) m ² /円	1,560	1,068	4,243

永代使用料は、年間各霊園でそれぞれ 10 件募集したとの仮定に基づき計算した。

前表の (e) が受益者負担の観点から回収しなければならない金額である。そのため、管理料は、緑町霊園及び甲の原霊園の合計金額で計算した 1,560 円の 100 円未満を切り上げし、1,600 円と設定する。

1 区画当たりの平均面積

	平成 16 年度計	緑町霊園	甲の原霊園
総面積 (m ²) (f)	26,217.53	22,156.06	4,061.47
総区画数 (区画) (g)	4,722	3,705	1,017
平均面積 (m ²) (h)=(f) ÷ (g)	5.6	6.0	4.0

1 区画当たりの面積については、1 m²未満は 1 m²とみなされるため、6.0 m²と設定する。

試算した管理料による負担増加額

(単位：円)

	1 m ² 当たり	1 区画当たりの 平均面積 (m ²)	1 区画当たり
試算した管理料 (i)	1,600	6.0	9,600
現在の管理料 (j)	1,500	6.0	9,000
負担増加額 (k)=(i) - (j)	100	—	600

前記試算によれば、行政コスト全額を回収する管理料に設定した場合、1 区画当たりの年間管理料の負担は 9,000 円から 9,600 円と 600 円増加することになるが、この程度の値上げであれば使用者の負担を著しく重くするものではない範囲であると考えられる。

5 業務委託の状況

平成 16 年度において、主に次のような業務委託がある。

- ・ 施設管理
- ・ 除草清掃
- ・ 樹木剪定

(1) 実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また施設の運営に必要な業務につき、どの程度外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

(2) 監査の結果

業務委託については、社団法人 S 及び樹木剪定業者と契約しているが、社団法人 S については、他の民間業者に同様の管理を委託するよりもコストを低く抑えることができ、高齢者への良い雇用機会の提供となっている。また、樹木剪定業者に対する業務委託についても、囑託員には不可能な急傾斜地の樹木の剪定であり、業務委託すること自体妥当なため、特筆すべき事項はない。

6 金銭収受の管理状況

市は滞納を防止するために、契約時に保証人を設定すること及び住民票を確認することにより所在を確認し、また事後においては、保証人への連絡を行うなどして追跡及び回収を図っている。また、所在が判明している使用者に対しては督促状の送付を行い、未回収をなくす努力を行っている。

八王子市緑町霊園 八王子市甲の原霊園

(単位：円)

	緑町霊園	甲の原霊園
前年度繰越分 A	460,500	96,000
現年調定額 B	35,313,250	6,058,500
調定額計 (A + B)	35,773,750	6,154,500
収入済額 C	35,388,750	6,046,500
収入未済額 (A + B - C)	385,000	108,000
現場往査時の収入未済額	359,500	108,000
件数 (使用者数)	28 人	13 人

現場往査時に収入未済額に関する資料を閲覧したところ、3 年以上未収となっている区画は以下のとおりであった。

	緑町霊園	甲の原霊園	合計
区画数 (区画)	5	5	10
未収額合計 (円)	109,000	64,500	173,500
うち 4 年間未収区画 (区画)	1	1	2

(1) 実施した監査手続

金銭の管理状況につき担当者へ質問するとともに、滞納状況を管理した資料を査閲した。

(2) 監査の結果

永代使用料について、滞納はなかった。管理料については、若干の滞納はあるものの、回収状況は概ね良好であった。

7 無縁墳墓の管理状況

八王子市霊園条例によると以下のように規定されている。

（使用承認の取消）

第14条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、埋葬場所の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。
 - (2) 使用者が使用をなさずに1年を経過したとき。
 - (3) 使用者が2年間管理料を納入しないとき。
 - (4) 使用者が住所不明となって5年を経過したとき。
 - (5) 使用者が目的以外に使用したとき。
 - (6) 埋葬場所を転貸したとき。
 - (7) その他、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用承認を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を現状に復し、本市に返還しなければならない。
- 3 市長は、使用者が前項の措置を行わなかったときは、使用者に代ってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（無縁墳墓の改葬）

第15条 市長は、埋葬場所の使用承認を取消したときは、その墳墓を一定の場所へ改葬することができる。

前記条例の第14条第1項3号からすれば、使用者が2年間管理料を払っていない場合には、市長は、埋葬場所の使用承認を取り消すことができ、第15条によれば使用承認を取り消した墳墓を一定の場所に改葬することができるため、無縁墳墓の整理を行うことができることになっている。

（1）実施した監査手続

無縁墳墓の管理について、担当者への質問及び現場視察を行った。

（2）監査の結果

- ・ 無縁墳墓の整理を行い、空いた区画を使用希望者へ提供することに努める必要がある。

再募集の使用申込み倍率が8倍程度となっていることを考えると、管理料を支払わない使用者の区画をそのまま放置して使用希望者を待機させておくことは妥当ではない。

適切な無縁墳墓の整理方針を決定し、その方針に則って無縁墳墓の整理を行い、空いた区画を使用希望者へ提供することに努める必要がある。

8 市民からの苦情・要望

(1) 実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

9 総括

(1) 事業の必要性について

人間は必ず死亡することからすれば、霊園という施設は、市民生活から切り離すことができないものである。したがって、事業の必要性は高いといえる。

(2) 市の関与の必要性について

霊園事業は、事業の必要性自体はあるが、民間で運営できない事業ではない。しかし、民間霊園が多数存在するなかで市営の霊園の再使用申込み倍率が 8 倍程度になるのは、使用料・管理料が安価だけでなく、以下の点から安心であると考えられるためである。

- ① 自治体が運営していることから民間企業のように将来倒産する心配がない。
- ② 宗派にとらわれないため、特定の宗派の作法による事務処理等がなされる心配がない。

以上のことから民間に管理の全てを委託したとすると、市民が不安を抱く可能性や市民のニーズに適合しなくなる恐れがあり、現在の市民のニーズを考えると、民間に委ねるよりは市が関与するほうが望ましいといえる。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

・駐車スペースの確保に努める必要がある。

次の事由から、管理運営についても指定管理者に委ねる必要がないと考えられ、監査の結果における指摘事項への措置がなされるのであれば、八王子市による直営のままで良いと考えられる。

- ① 外部委託を行っているが、その委託内容は樹木剪定等業務委託、及び社団法人Ｓへの施設管理等の委託である。樹木剪定等の委託は、嘱託員には不可能な樹木の剪定であり、社団法人Ｓへの施設管理等の委託は、著しく高価な業務委託とはならず、高齢者への良い雇用機会の提供にもなっている。
- ② 使用者の募集及び管理料の徴収は、適切に行われている。
- ③ 霊園事業の場合、市が直接管理運営を行わず、民間に管理を移管したとしても、サービスの向上につながり市民へのさらなる付加価値の提供につながるとは考えにくい。

ただし、緑町霊園については、区画数が多数あるにもかかわらず、専用駐車場がほとんどない。駐車スペースの確保につき積極的に検討する必要がある。

Ⅲ 八王子市東浅川保健福祉センター

所在地 八王子市東浅川町 551 番地の 1

＜施設の概要＞

1 設立年

平成 3 年 7 月

2 施設の目的

高齢者及び心身障害者の健康の増進及び教養の向上に寄与し、併せて広く市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民相互の親睦を図るため、八王子市東浅川保健福祉センターを設置する。

3 施設の概要

（１）主な施設の概要

老人・障害者福祉センター

機能訓練室、視聴覚室、調理実習室、団体交流室、屋上広場（各 1）、浴室（男女）、相談室、創造活動室、教養娯楽室（各 3）、日常生活訓練室、一時保護室、対面朗読室（各 1）

※障害者に対する施設利用としては、前記の他室内プールにおける専用時間

（高齢者・障害者専用：火～金曜日 10 時～12 時、障害者専用：金曜日 15 時 30 分～17 時 30 分）の設定、録音室、点字ワープロシステムの貸出及び障害者向け教室（リトミック、トリム体操等）の際の各施設の利用等がある。

コミュニティセンター

市民集会施設（集会室：小 3、中 1、大 3）、体育室（バレーボールの場合はコート 1 面）、室内プール

食堂・売店（通所授産施設の運営）

八王子市東浅川保健福祉センター

(2) 施設の開館時間

9時から21時まで

(3) 使用料金

東浅川保健福祉センターの使用料金は下表のとおりである。ただし市内の高齢者団体、障害者団体、ボランティア団体については利用登録を行うことにより貸出施設の使用料金が免除される。

また、個人利用については市内在住の60歳以上の高齢者並びに障害者及びその付添人については室内プールが無料で利用することができる。

(単位：円)

貸切施設 /時間帯		定員 (人)	9時5分～ 11時45分	12時5分～ 14時45分	15時5分～ 17時45分	18時5分～ 20時45分	利用できる種目等
体育室	全面		3,200	3,200	3,200	3,200	卓球、社交ダンス、バスケットボール等 (全面でバレーコート1面分)
	2/3		2,000	2,000	2,000	2,000	
	1/2		1,600	1,600	1,600	1,600	
	1/3		1,000	1,000	1,000	1,000	
第1集会室		8	500	500	500	500	和室（茶室付）
第2集会室		24					1室として利用可
第3集会室		24					
第4集会室		36	900	900	900	900	社交ダンス可
第5集会室		75	1,700	1,700	1,700	1,700	演台あり
第6集会室		60	800	800	800	800	社交ダンス可 5～7は1室としての利用も可
第7集会室		60					
プール (個人)			大人(1時間) 200 子供（中学生以下）（1時間）70				子供は土曜日無料

※ 前記使用料金は、平成17年3月改定。ただしプールについては平成16年7月改定。

(4) 施設の休館日

月曜日

祝日(その日が月曜日に当たるときはその翌日。その日が更に休日に当たるときも同様とする。)ただし「敬老の日」は開館。

年末年始

4 利用状況

東浅川保健福祉センターの過去 4 年間の利用状況は以下のとおりである。

(単位 プール：人、プール以外：回)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
室内プール	71,660	69,183	66,886	68,812
集会室	1,894	2,106	2,232	2,378
体育室	2,311	2,313	2,336	2,440
作業室等	1,775	1,307	1,164	1,430
娯楽室等	294	293	297	294
浴室	149	152	154	149

また、東浅川保健福祉センターの過去 3 年間の主な施設及び講座等の延べ利用者数は以下のとおりである。

(単位：人)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	備考
室内プール	無料	56,909	55,743	57,878	※1
	有料	12,274	11,143	10,934	
	小計	69,183	66,886	68,812	
集会室	無料	19,292	19,213	25,804	
	有料	8,811	11,419	10,762	
	小計	28,103	30,632	36,566	
体育室	無料	20,568	17,519	18,144	
	有料	4,271	4,614	5,045	
	小計	24,839	22,133	23,189	
作業室等		15,137	20,705	22,340	※2
憩いの場		48,891	49,436	44,601	※2
趣味・障害者の教室		12,251	11,938	11,251	※3
相談		568	385	1,385	※4
手話講習会		3,155	2,779	2,510	
機能訓練 (実施回数)		1,654 (172 回)	1,759 (171 回)	2,541 (170 回)	
生活訓練 (実施回数)		690 (78 回)	634 (77 回)	704 (75 回)	
緊急一時保護		19 件	9 件	4 件	
対面朗読サービス		224	111	102	
点字ワープロ システムの貸出		246 回	148 回	96 回	
	合計	204,695	207,398	214,001	

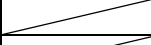
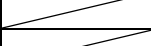
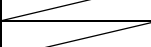
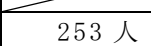
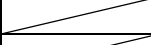
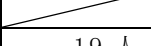
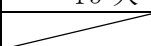
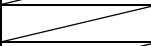
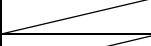
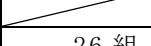
※1 無料利用者数の中には、高齢者、障害者（介護者を含む）、子供（土曜日）が含まれており、平成 16 年度における内訳は高齢者 44,034 人、障害者（介護者を含む）11,715 人、子供（土曜日）が 2,129 人である。

※2 憩いの場合は教養娯楽室及び浴室等の利用者数。ただし、教養娯楽室（土・日）は団体貸出しとなるため作業室等に集計。

※3 講座については受講料の負担有り。また、平成 15 年度及び 16 年度の各講座の参加人数等は後表のとおり。

※4 福祉・健康相談及び平成 15 年度より保健センターと共催の健康づくり事業（医師、運動指導員等による健康に関する相談、助言、指導、情報提供。）を含む。なお、健康づくり事業の一環として平成 16 年度より機能訓練及び生活訓練修了者等に対する自主グループ支援（延べ利用者数 764 人、実施回数 109 回）を行っているため利用者数が増加している。

平成 15 年度及び 16 年度の各講座の参加人数等は以下のとおりである。

	年度	定員	応募者	延回数	延参加人数
英会話	平成 1 5	16 人	45 人	10 回	144 人
	平成 1 6	-	-	-	-
陶芸	平成 1 5	20 人	46 人	10 回	164 人
	平成 1 6	-	-	-	-
男の料理	平成 1 5	18 人×2=36 人	111 人	10 回	172 人
	平成 1 6	18 人×3=54 人	185 人	15 回	250 人
絵てがみ	平成 1 5	22 人×2=44 人	92 人	10 回	195 人
	平成 1 6	22 人×2=44 人	89 人	10 回	205 人
パソコン	平成 1 5	20 人×10=200 人	435 人	40 回	386 人
	平成 1 6	10 人×4=40 人	336 人	20 回	188 人
インターネット	平成 1 5	-	-	-	-
	平成 1 6	10 人	50 人	3 回	29 人
ハガキ作成	平成 1 5	-	-	-	-
	平成 1 6	20 人	57 人	6 回	58 人
レクプラザ	平成 1 5	自由参加		35 回	2,831 人
	平成 1 6			34 回	2,432 人
健康体操	平成 1 5	自由参加		35 回	3,909 人
	平成 1 6			35 回	3,979 人
唱歌	平成 1 5	56 人×2=112 人	253 人	20 回	884 人
	平成 1 6	56 人×2=112 人	130 人	20 回	901 人
水中ウォーク	平成 1 5	先着 20		34 回	600 人
	平成 1 6	先着 20		35 回	623 人
障害者料理	平成 1 5	10 人	19 人	19 回	217 人
	平成 1 6	14 人	15 人	20 回	237 人
リトミック	平成 1 5	登録制		24 回	478 人
	平成 1 6			68 回	653 人
トリム体操	平成 1 5	自由参加		35 回	1,595 人
	平成 1 6			35 回	1,696 人
音楽療育	平成 1 5	10 組×2=20 組	26 組	41 回	363 人
	平成 1 6	-	-	-	-
計	平成 1 5	-	-	-	11,938 人
	平成 1 6	-	-	-	11,251 人

八王子市東浅川保健福祉センター

前表のとおり、各講座とも定員を上回っている状況である。また、パソコン講座については平成 16 年度の応募倍率が 8.4 倍と高倍率となっており、潜在的な需要は高いと考えられる。また、曜日別の利用状況としては平日と土日を比較した場合には、土日については教養娯楽室の個人利用等もないため、平日の方が利用者数は多い。なお、平成 17 年 4 月における「憩いの場」平日の利用者数平均が 194 人に対し、土日の平均は 51 人である。

5 歳入歳出

東浅川保健福祉センターに係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞

(単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	5,295,800	4,821,450	4,354,070
国庫支出金	1,394,334	1,058,801	994,589
都支出金	12,123,593	12,229,067	11,850,633
合計	18,813,727	18,109,318	17,199,292

＜歳出＞

(単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報酬	22,760,384	22,296,884	23,942,520
共済費	2,497,466	1,770,860	1,246,245
賃金	1,548,560	1,448,670	1,499,840
報償費	5,832,800	6,828,500	6,728,900
旅費	1,400	1,980	4,380
需用費	51,094,961	45,068,732	41,002,018
役務費	452,717	390,008	387,849
委託料	88,821,083	85,890,488	83,886,925
使用料及び賃借料	51,040	51,040	1,476,835
備品購入費	157,500		40,950
合計	173,217,911	163,747,162	160,216,462

＜歳入－歳出＞

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△154,404,184	△145,637,844	△143,017,170

6 職員等の状況

東浅川保健福祉センターの職員等の状況は以下のとおりである。

一般職員	9 名
嘱託員	11 名
合計	20 名

※前記の他、機能訓練のために臨時職員を雇用している。

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

① 市内類似施設（高齢者・障害者に対する施設）

	大横福祉センター	南大沢保健福祉センター
施設の概要等	お年寄りの健康と福祉増進のため、各種の相談、講座を開設し、お年寄りの自主的な活動を援助している。 サービス内容としては、個人利用として囲碁、将棋、入浴等があり、団体利用としてはサークル活動（絵画・茶道・手芸・書道・俳句等）が行われている。その他、健康相談等の実施、趣味の教室の開設、機能訓練の実施等。 主な施設は、大広間を含め4部屋の貸出し施設があり、各サークルの利用時間についてはサークルごとに設定されている（年1回利用申請が行われ、決定される。ただし空き時間であれば新規の利用も可。）。ただし、社交ダンス等を行えるような集会室や体育室はない。 施設の利用は、市内在住の60歳以上の高齢者のみ。	お年寄りや障害のある方が健康で明るい生活を営めるよう、各種の相談、趣味の教室、機能訓練等を実施している。 サービス内容としては相談（健康相談、福祉相談、障害別相談）、憩いの場等の提供（囲碁・将棋・カラオケ・浴室・電位治療器の利用が可）、機能訓練、趣味の教室の開設、手話講習会等の講習会・講座の実施等。 主な施設としては、機能訓練室、大広間、教養娯楽室、研修室、作業室、視聴覚室、浴室等。 団体への部屋の貸出し（5部屋）も行っている。 ただし、社交ダンス等を行えるような集会室や体育室はない。 施設の利用は、市内在住の60歳以上の高齢者及び障害者のみ。
使用料金	個人利用：無料 団体（サークル）利用：無料 ただし、趣味の教室については受講料がかかる。	個人利用：無料 団体利用：無料 ただし、趣味の教室については受講料がかかる。
休館日及び開館時間	休館日：日曜日・祝日（敬老の日は除く）・年末年始 開館時間：9時～17時 個人利用：水～金曜日（ただし、電位治療器・マッサージチェアの使用は他の日も可） 団体（サークル）利用：月～土曜日	休館日：日曜日・祝日（日曜日のときはその翌日。ただし「敬老の日」は開放。）・年末年始 開館時間：9時～17時

八王子市東浅川保健福祉センター

	長房ふれあい館				
施設の概要等	お年寄りが健康で明るい生活を営めるよう、娯楽室や浴室を開放してカラオケ、将棋等の自主的な活動の援助や集会室の貸出しを行っている。サービスの内容としては、娯楽室（囲碁、将棋、カラオケ、電位治療器）の利用、浴室の利用、集会室の貸出し等。貸出し施設としては、多目的室（3部屋）、会議室（3部屋）がある。				
使用料金	娯楽室、浴室の利用は、市内在住の60歳以上の高齢者に限定されており、使用料金は無料となっている。 ただし、貸出し施設については、前記高齢者を含め有料である。 (単位：円)				
	貸切施設/時間帯		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時30分
	多目的室	1	1,500	2,000	2,000
		2	1,650	2,200	2,200
		3	900	1,200	1,200
	会議室	1	450	600	600
		2	450	600	600
		3	1,950	2,600	2,600
休館日及び開館時間	休館日：第2・4月曜日及び年末年始 利用時間：貸出し施設 9時～21時30分 娯楽室 9時～16時（水～金曜日）、浴室 11時～15時（水～金曜日）				

八王子市東浅川保健福祉センター

② 市内類似施設（集会室・体育室等の貸出施設）

（単位：円）

施設名	貸切施設/時間帯		9 時～ 11 時 50 分	12 時～ 14 時 50 分	15 時～ 17 時 50 分	18 時～ 21 時	全日	利用できる種目等	
市民体育館	主競技場 (1,540 m ²)	全面	6,000	6,000	6,000	7,000	25,000	バレーボール、バスケットボール、卓球等	
		半面	3,000	3,000	3,000	3,500			
	第3競技場 (198 m ²)		1,600	1,600	1,600	1,700	6,500	空手、剣道、卓球等	
	第4競技場 (202 m ²)							柔道、合気道等	
	第5競技場 (270 m ²)							和弓等	
	レクリエーション ホール (155 m ²)							社交ダンス等	
	分館競技場 (1,177 m ²)	全面	4,200	4,200	4,200	4,800	17,400	バレーボール、バスケットボール、卓球等	
		2/3 面	2,800	2,800	2,800	3,200			
		半面	2,100	2,100	2,100	2,400			
		1/3 面	1,400	1,400	1,400	1,600			
会議室 (60 m ²)		9 時～12 時 : 1,500 13 時～17 時 : 2,000 18 時～21 時 : 1,500					5,000	会議室は3室、各室33人収容	
甲の原体育館	第1体育室 (1,010 m ²)	全面	3,600	3,600	3,600	4,200	15,000	バレーボール、バスケットボール、バドミントン等	
		半面	1,800	1,800	1,800	2,100	7,500		
	第2体育室 (197 m ²)		1,600	—	—	—	—	卓球、ダンス、体操、空手、太極拳等	
	第3体育室 (123 m ²)		1,000	1,000	1,000	1,200	4,200		
	会議室 (83 m ²)		9 時～12 時 : 1,200 13 時～17 時 : 1,600 18 時～21 時 : 1,200					4,000	50人収容
	プール (貸切)		(2 時間) 1 コース 2,500、2 コース 5,000、3 コース 7,500						25M プール、6 コース
	プール (個人)		大人(1 時間) 200 (2 時間) 400 子供 (中学生以下) (1 時間) 70、(2 時間) 140						

施設名	貸切施設/時間帯	9 時～ 12 時	13 時～ 15 時	15 時～ 17 時	17 時～ 19 時	19 時～ 21 時	利用できる種目等
あったかホール	多目的ホール（附属設備を利用しない場合の金額）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	バレーボール、卓球、社交ダンス等。また、全日の場合の料金は10,000円。
	和室1	18 時～21 時 700（舞台を使用する場合1,100）					
	和室2	18 時～21 時 700					
	和室3	18 時～21 時 400					
	会議室	9 時～12 時：1,350、13 時～17 時：1,800 17 時～21 時：1,800、全日：4,950					
	プール（個人）	大人(1時間)200、子供(中学生以下)(1時間)70					

休館日は市民体育館が第 1・3・5 月曜日（祝日は開館）及び年末年始、甲の原体育館が月曜日（祝日は開館）及び年末年始、あったかホールが月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始となっている。

なお、前記の他、市民センター（市内 17 館）においても会議室、和室、多目的室、音楽室、体育室等が利用できる。

市民センターの休館日は、毎月第 2・4 月曜日（祝日のときは翌日）及び年末年始であり、利用時間は 9 時から 21 時 30 分であり、使用料金は有料である。また、市に有料公共施設減免対象障害者団体として登録している団体は市民センター等の使用料金が減免となっている。

③ 近隣他市の類似施設

	多摩市	立川市
	多摩市総合福祉センター	福祉会館
施設の概要等	老人福祉センター、障害者福祉センター及びデイサービスセンターの事業施設。 主な施設としては、機能訓練室、介助浴室、水浴訓練室、音楽活動室等の専用施設及び多目的フロアや集会室、研修室、視聴覚室、調理実習室等（一般への貸出有り） また、各種講座（パソコン、書道、英会話、社交ダンス等）の開設等を実施。	高齢者の活動や交流、健康づくり等の場として、柴崎福祉会館、一番福祉会館、曙福祉会館、幸福福祉会館の 4 つの福祉会館がある。 なお、集会室等の貸出は、市内在住の高齢者（60 歳以上）の 10 人以上の登録団体のみであり、一般への貸出は行っていない。 また、各種講座の開設等を実施。 なお、柴崎福祉会館では栄養相談（第 2・第 4 月曜日午前）も実施。
使用料金	多目的室・集会室等の使用料金：市内の団体（多摩市民が半数以上の団体）であれば、無料。市外の団体の場合は有料。 講座料金：無料。ただし、テキスト代や材料費等の自己負担は有り。	集会室等の使用料金：無料 講座料金：無料。ただし、テキスト代や材料費等の自己負担は有り。
休館日及び開館時間	休館日：第 2 土曜日とその翌日の日曜日及び年末年始 開館時間：8 時 30 分～22 時（施設利用は 9 時～21 時 30 分）	休館日：日曜日（ただし、柴崎福祉会館については日曜日も開館）、祝日（敬老の日と文化の日を除く）及び年末年始 利用時間：9 時～17 時

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費 8,900 千円を使用している。
②退職給与引当金繰入額	平成 15 年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費 8,900 千円×0.065 にて計算している。
③減価償却費	主要な減価償却資産である建物部分につき、東浅川保健福祉センターの事業実績に基づく建設費 3,706,312 千円（工事費及び委託料の合計。）を基礎金額とし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数表を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価額を 10%とする定額法を使用している。 なお、建設の際に国及び都より補助金が交付されているため当該補助金部分についても「国・都支出金償却額」として収入項目に含めている。
④支払利息	平成 16 年度の借入金元金利償還に関する資料に記載の利子額を用いている。
⑤無料役務提供分	施設の貸出料金については、基本的に「利用申請集計表（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月分）」の免除金額の集計額を用いている。 また、室内プールの使用料については、高齢者及び障害者（介護者を含む）利用者数 55,749 人×200 円＋子供（土曜日）利用者数 2,129 人×70 円として算定している。

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

〔 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	80,100,000
退職給与引当金繰入額	5,206,500
報酬	23,942,520
共済費	1,246,245
賃金	1,499,840
報償費	6,728,900
旅費	4,380
需用費	41,002,018
役務費	387,849
委託料	83,886,925
使用料及び賃借料	1,476,835
備品購入費	40,950
小計	245,522,962
管理不能費	
減価償却費	70,971,940
支払利息	56,883,758
小計	127,855,698
合計	373,378,660
収入項目	
使用料及び手数料	4,354,070
無料役務提供分	15,094,930
国庫支出金	994,589
都支出金	11,850,633
国・都支出金償却額	5,360,872
合計	37,655,094
差引行政コスト純額	△335,723,566
コスト回収率	10.0%

(市民一人当たりの行政コスト)

335,723,566 円 ÷ 542,761 人 = 618.5 円 (小数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果以下のことが分かる。

① 全体的なコスト構造としては管理可能コストが全体の 65.7%であり、管理可能コストに占める人件費（一般職員人件費、退職給与引当金繰入額、報酬、共済費、賃金、報償費）の割合が 48.3%、委託料が 34.1%であり、両者で管理可能コストの 80%以上を占めている。

② 需用費のうち 34,827 千円は光熱水費である。なお、委託料のうち金額が大きなものは室内プールの管理業務 28,803 千円、清掃業務 24,360 千円、施設利用者の送迎業務 11,275 千円、空調設備保守点検業務 9,114 千円である。

③ 仮に人件費と委託料を 0 円とした場合にも 170,767 千円のコストが発生するため現在の収入規模では赤字となってしまう。よってコストを回収するためには合わせて使用料金の見直しを検討する必要がある。

使用料金については、前記のように行政コストの人件費の削減可能性を後述する〈監査の結果及び意見〉「5 使用料金」（Ⅲ-22 頁参照）において検討している。なお、委託料の削減については具体的な金額を算定できないため、使用料金の検討においては考慮しない。

④ 現在は施設自体が新しいため修繕料が 4,434 千円（需用費に含まれている）しか発生していないが、今後施設の老朽化が進んだ場合には、多額の修繕料が毎年発生してくることが見込まれる点につき留意する必要がある。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

一般職員は、館長 1 名、事務 4 名、技術 2 名、保健師 2 名の計 9 名であり、職務は管理運営業務、事業の企画立案、建物関係の修繕や冷暖房の調整、及び機能訓練（保健師）・相談業務等である。一般職員は 5 名と 4 名の班に分かれている。土日は比較的来客が少なく、事務業務も少ないため交互に 1 班担当とし、平日は 9 名体制としている。

嘱託員については、平日については 7 名（受付 5 名（うち夜間 2 名）、手話通訳 1 名、保健師 1 名）であり、土日は 5 名（受付 4 名（うち夜間 2 名）、手話通訳 1 名）のシフトとなっている。臨時職員については、機能訓練の補助等を担当している。

一般職員の 1 か月間のシフトは以下のとおりである。

＜参考：平成 17 年 4 月 一般職員シフト表＞

4 月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
日						1	2
A 班						5	休
B 班						4	4
計						9	4
日	3	4	5	6	7	8	9
A 班	休	休	5	5	5	5	5
B 班	4	休	4	4	4	4	休
計	4	－	9	9	9	9	5
日	10	11	12	13	14	15	16
A 班	5	休	5	5	5	5	休
B 班	休	休	4	4	4	4	4
計	5	－	9	9	9	9	4
日	17	18	19	20	21	22	23
A 班	休	休	5	5	5	5	5
B 班	4	休	4	4	4	4	休
計	4	－	9	9	9	9	5
日	24	25	26	27	28	29	30
A 班	5	休	5	5	5	休	休
B 班	休	休	4	4	4	休	4
計	5	－	9	9	9	－	4

（1）実施した監査手続

平成 17 年度の勤務ローテーション表等を閲覧し、勤務体系の効率性等について吟味した。

(2) 監査の結果

・シフト体制を見直し、効率化を図る必要がある。

一般職員 9 名のうち管理的な業務に従事するものが館長 1 名、事務 4 名という体制は、直接サービスを提供する現場としては、間接部門の人数が多い。この点からも間接部門を効率化し、人員の削減を検討する余地がある。

また、一般職員の職務の状況としては、利用者の少ない土日の人数を減らした体制となっている。このシフト体制は土日の場合は通常の事務業務が少ないこと及び職員に土日休日を交互に付与するためのものと思われる。休日を土日に特定しないのであれば、平常 5 名の体制を組むとしても計 6 名で足りる計算である（下表参照）。この場合、行政コスト計算上、以下のようなコスト削減効果がある。

＜一般職員人件費及び退職給与引当金繰入額の減少額＞
 $8,900 \text{ 千円} \times (9 \text{ 名} - 6 \text{ 名}) + 8,900 \text{ 千円} \times 0.065 \times (9 \text{ 名} - 6 \text{ 名}) = 28,435 \text{ 千円}$

(○：出勤)

	月	火	水	木	金	土	日
A		○	○	○	○	○	
B			○	○	○	○	○
C		○		○	○	○	○
D		○	○		○	○	○
E		○	○	○		○	○
F		○	○	○	○		○

(3) 意見

・利用者へのサービスを向上させるため、休館日の変更を検討する必要がある。

東浅川保健福祉センターの利用状況は高く、主な施設及び講座等の利用者数は延べ 214,001 人である。また、曜日別で考えた場合、土日については教養娯楽室の個人利用等もないため、平日の利用者数の方が多い。

現状においては月曜日が休館となっているが、月曜日の開館は潜在的な利用者のニーズが大変高いと考えられることから、月曜日の開館について検討する必要がある。

現状の一般職員の勤務ローテーション等を見直すことにより、月曜日も開館できるように検討し、また、休館日を設定する場合も比較的利用が少ない日曜日とす

ることが考えられる。八王子市では、市営の集会室・体育室等の貸出施設も月曜日が休館日の場合が多いため、月曜日の開館は貸出施設としての利用機会の拡大にもつながると考えられる。

月曜日開館などのようなフレキシブルなシフト体制の構築が、直営では困難であるとするならば、指定管理者制度の導入を検討する必要がある。

なお一般職員が行っている職務自体を民間に委託可能か検証した場合、一般職員の職務内容は、①高齢者の介護予防及び障害者に対するサービスの提供、②プール、集会室等の活動場所の提供及び高齢者向けの娯楽室の運営に区分することができるが、このうち②の娯楽室の運営については民間業者が行うことも可能である。①については、事業自体は民間業者に委託することも可能であると考えられるが、福祉的性格が強いため、業者の選定にあたっては十分に考慮する必要がある。

2 利用申込

東浅川保健福祉センターにおいて利用申込みが必要な施設としては、集会室・体育室、教養娯楽室（土・日）・調理実習室・創作活動室・視聴覚室・屋上があり、利用申込みの方法は以下のとおりである。

① 集会室・体育室

毎月 1 日（休館日の場合は翌日）に 2 か月先までの利用申請の受付が可能となり、毎月 1 日に抽選が行われ、割当が行われる。その後については、空きがあれば随時申請することは可能である。申込みは直接来館して行い、申込みの際、支払い（利用券の購入）まで行う。ただし、利用登録団体（高齢者、障害者及びボランティア団体）については、3 か月先まで利用申請が可能のため、実質的にはまず利用登録団体の抽選会が 3 か月前に実施され、その後一般の利用者の抽選会となる。

② 教養娯楽室（土・日）・調理実習室・創作活動室・視聴覚室・屋上

利用者は利用登録団体（高齢者、障害者及びボランティア団体）のみであり、利用申込みの方法は集会室・体育室と同様である。なお、教養娯楽室の平日については個人利用となるため、利用するためには個人登録が必要となる。

（1）実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、利用申込みが規定にしたがって公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

- ・同一人物による同類サークルの重複登録をすることで、利用制限（月４回まで）を越えて利用している個人がいるので、申込手続きを見直す必要がある。

団体登録申請書より登録団体の構成員の重複をチェックしたところダンスサークル６団体及び木彫りサークル２団体で構成員が一部重複していた。

現在の規則上は、同類のサークルに登録することは禁止されていないが、代表者を替え、複数のサークルを立ち上げることで団体の利用制限（月４回まで）が無効化しないように規則上、基本的に禁止すべきである。（後述する「集会室６、７及び体育室の４月から６月の利用状況」Ⅲ-18頁参照。）

ダンスサークル６団体の構成員の重複状況は次のとおりである。

（○：構成員）

団体	個人 1	個人 2	個人 3	個人 4	個人 5	個人 6	個人 7	個人 8	個人 9	個人 10
キ	○	○	○		○	○	○	○	○	○
I	○	○								
J								○	○	
U										○
B'				○	○	○	○			
D'		○	○	○						

また、貸室使用簿（４月から６月）により、人気のある集会室６、７及び体育室の利用状況をまとめた表は以下のとおりである。

なお、表の作成にあたっては、

- ・時間帯は、①９時５分から１１時４５分、②１２時５分から１４時４５分、③１５時５分から１７時４５分、④１８時５分から２０時４５分
- ・集会室６・７は大半が２部屋合わせて利用しているため、特に記載の無いものについては２部屋利用、１部屋のみ利用の場合は「集会室６/集会室７」として表示。
- ・体育室は基本的に全面利用であり、「/」及び「半」としている時間帯は半面の利用。
- ・集会室の表では各団体名をアルファベットで置き換えている。また、体育室の表ではカタカナで置き換えているが、集会室の利用も行っている団体については集会室の表で用いたアルファベットを使用。

- ・各表における「抽選」は貸室抽選会、「運動」は元気はつらつ運動教室（機能訓練）、「面」は面接、「交流」は交流会、「レク」はレクプラザ、「健康」は健康体操、「主催」は館主催の利用、「トリ」はトリム体操の利用。
- ・構成員が一部重複している団体（ダンスサークルのみ）については、塗りつぶしを実施。

として作成している。

ただし、構成員が一部重複している団体のうち、団体「キ」については 4 月から 6 月の間の集会室 6・7 及び体育室の利用が 5/29 の 2 コマのみのため、団体「キ」以外との重複を検証対象とする。

八王子市東浅川保健福祉センター

<集会室 6・7 4月>

	日	月	火	水	木	金	土
						4/1	2
①						抽選	D'
②						V	E'
③						V	F'
④						W	G'
	3	4	5	6	7	8	9
①		休館日	A	H	O	X	D'
②			B	I	P	V	E'
③			C	J		V	
④	/J'		D	K	Q	W	G'
	10	11	12	13	14	15	16
①	/K'	休館日	A	J		Y/Z	D'
②	/K'		B	I	O	X	E'
③	/K'		/E	L		U	R
④	L'/J'		D	K	Q	W	G'
	17	18	19	20	21	22	23
①	M'	休館日	A/G	J	O	A' / Z	D'
②	M'		B	運動	P	A' / 面	E'
③	M'		C	L		A' / 面	K
④	J'		D	K	Q	W	G'
	24	25	26	27	28	29	30
①		休館日	A	K	F		
②			B	運動	O		
③	N'		C	L	R		
④	/J'		D	K	Q		P' /

<体育室 4月>

	日	月	火	水	木	金	土
						4/1	2
①						ナ	ヌ
②						ケ半	チ半
③						主催	ネ
④							ノ
	3	4	5	6	7	8	9
①		休館日	ア	ク半	ウ	ア	ヌ
②			F	シ	S	ケ半	チ半
③			F		P	主催	ネ
④	交流		イ半		カ	エ	ノ
	10	11	12	13	14	15	16
①	ナ	休館日	ア	レク	ウ/ケ	ナ	ヌ
②			ウ	ク/運	S	トリ	チ半
③				シ	P	トリ	K半
④	交流		エ	ス半	カ	二	ノ
	17	18	19	20	21	22	23
①		休館日	ア	レク	健康	ナ	ヌ
②			F	ク/ケ	S	トリ	チ半
③			F	シ	P	トリ	ネ
④	交流		エ	ス/セ	カ	二	ノ
	24	25	26	27	28	29	30
①		休館日	ウ	レク	健康	休館日	シ
②			オ	ク/J	S		ネ
③	へ			ソ	P		ハ
④	交流		エ	コ	カ		コ

<集会室 6・7 5月>

	日	月	火	水	木	金	土
	5/1	2	3	4	5	6	7
①	抽選	休館日				B'	
②			休館日	休館日	休館日	V	E'
③						V	/F'
④						W	G'
	8	9	10	11	12	13	14
①		休館日	A		F	B'	D'
②			F	運動	O	X	E'
③				L	O	K	/H'
④	/J'		D	K	Q	W	G'
	15	16	17	18	19	20	21
①	/O'	休館日	A		O	B'	D'
②	/O'		F	運動	S	V	R
③	/O'		K	L	T	V	E'
④	/J'		D	K	Q	W	G'
	22	23	24	25	26	27	28
①		休館日	A		F	B'	
②	/P'		F	運動	O	/C'	E'
③	/P'		B	L			
④	/J'		D	K	Q	W	G'
	29	30	31				
①		休館日	A				
②			B				
③							
④	/J'		D				

<体育室 5月>

	日	月	火	水	木	金	土
	5/1	2	3	4	5	6	7
①		休館日				ウ/ケ	D'
②			休館日	休館日	休館日	トリ	ネ
③						トリ	チ半
④	交流					二	ノ
	8	9	10	11	12	13	14
①	ナ	休館日	ア	レク	健康		ケ半
②	ヌ		B	J半	P	トリ	ネ
③	ホ		E半	ク/ソ	T	トリ	チ/K
④	交流		カ	コ	エ/ス	二	ノ
	15	16	17	18	19	20	21
①	ナ	休館日	ア	レク	健康	ウ/ケ	
②	ヌ			J半	P	トリ	
③	マ			ク半	チ/T	トリ	
④	交流		カ	コ	エ/ス	二	ノ
	22	23	24	25	26	27	28
①	ナ	休館日	ア	レク	健康	ウ/ケ	D'
②	ヌ		オ半	J半	P	トリ	シ
③	イ			ク/ソ	T	トリ	チ/ヒ
④	交流		カ	コ	エ/ス	二	ノ
	29	30	31				
①	ナ	休館日	ウ				
②	キ		シ				
③	キ		ク半				
④	コ		カ				

八王子市東浅川保健福祉センター

<集会室 6・7 6月>

	日	月	火	水	木	金	土
				6/1	2	3	4
①				抽選	U	B'	D'
②				運動		V	E'
③				L		V	F'
④				K	Q	W	G'
	5	6	7	8	9	10	11
①	Q'	休館日	A	M	U	B'	D'
②			B	運動	O	X	E'
③				L	O		
④	/J'		D	K	Q	W	R
	12	13	14	15	16	17	18
①		休館日	A	N	U	B'	D'
②			B	運動	S	V	E'
③			E	L		V	R
④	R'/J'		D	K	Q	W	G'
	19	20	21	22	23	24	25
①	S'	休館日	A	M	U	B'	D'
②	S'		B	運動	O		E'
③	S'			L	O		I' /
④	/J'		D	K	Q	W	R
	26	27	28	29	30		
①		休館日	A				
②			B	運動	R		
③			E	L			
④			D	K	Q		

<体育室 6月>

	日	月	火	水	木	金	土
				6/1	2	3	4
①				レク	健康	ナ	シ
②				I	S	トリ	ネ
③				J 半	Q'	トリ	エ
④				サ	Q'	二	ノ
	5	6	7	8	9	10	11
①	チ半	休館日	ウ	レク	健康	ナ	シ
②	Q'		ケ/F	I	テ	トリ	ネ
③			C	J/ク	P	トリ	
④			コ	エ/ス	カ	二	ノ
	12	13	14	15	16	17	18
①	イ/チ	休館日	ウ	レク	健康	ナ	シ
②	タ		ケ/F	I	テ	トリ	ネ
③	タ			J/ク	P	トリ	
④	交流		コ	エ	カ	二	ノ
	19	20	21	22	23	24	25
①	チ半	休館日	ウ	レク	健康	ナ	シ
②	タ		ケ/F	I	テ	トリ	ネ
③	タ		C	J/ク	P	トリ	フ
④	交流		サ	エ/ス	カ	二	ノ
	26	27	28	29	30		
①	チ半	休館日	ウ	レク	ト		
②			ケ/F		テ		
③	ツ		C		P		
④	交流		コ	ク半	コ		

前記の表を検証した結果、団体の利用制限（月 4 回まで）については守られていた。ただし、構成員の一部が重複している団体で合わせて月 4 回を超えて利用している団体は「I」、「B'」、「D'」の 3 団体存在している。

(3) 意見

・抽選会に来館できない人に対する利用申込機会の拡大のため、インターネットやFAX等による申込みを可能とすることが望ましい。

利用申込みの方法については、利用申込みの段階で利用登録団体が優遇されているが、高齢者及び障害者のための施設であるため問題ないといえる。ただし、抽選会が毎月 1 日と指定されており、直接来館する必要があるため、社会人等には利用しにくい制度だと考えられる。

よって少なくとも一般の申込み及び抽選については、利用者の利便性を高めるためインターネット上に空き部屋状況を開示し、直接来館しなくてもインターネット及びFAX等でも対応可能とすることにより、利用機会の拡大につながると考えられる。

3 利用目標の設置状況

(1) 実施した監査手続

利用者数の目標の設置状況を確認した。

(2) 監査の結果

過去 3 年間の利用者数の目標値、実績値、達成度は以下のとおりであり、目標値は前年実績に 60 歳以上の人口増加率を加味して設定されており、特に指摘すべき事項はない。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
目標値	208,182 人	208,526 人	227,898 人
実績値	206,401 人	219,709 人	
達成度	99.1%	105.4%	

(3) 意見

・事業の役割ごとに、目標値を設定し評価すべきである。

施設全体の利用者数の目標値は設定されているが、東浅川保健福祉センターの役割としては、①機能訓練等による高齢者の介護予防サービスの提供、②障害者に対するサービスの提供、③高齢者の仲間づくりのきっかけ及び活動場の提供に区分されるため、それぞれの役割に対し、目標値を設定し達成度を検証していく方が、市民の潜在的ニーズ等も把握しやすいと考えられる。

よって、現在の施設全体としての利用状況の評価の他に、①から③につき別途利用者の目標値を設定し、達成度を検証する必要がある。

4 利用の制限

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び貸室使用簿（平成 17 年 4 月から 6 月）を閲覧し、特定の者が独占的に利用し他の者の利用が制限されていないか吟味した。

(2) 監査の結果

・団体利用者の利用時間、曜日が固定的にほぼ定まっていることから、公平性の点から相当な負担を求めるべきである。

現状、抽選による割当のため利用の機会は公平であるといえるが、結果としては曜日ごとに既存の団体で既に時間割りのようになってしまっている。

このような状況においては、公平性の観点から相当な負担を求めるべきである。

(3) 意見

・利用率の低い集会室については、ニーズにあった仕様への変更の検討や、PR活動により、利用率を高める必要がある。

その他の集会室を含む4月から6月の施設の利用状況は以下のとおりである。

なお、利用率の算定に当たっては、1日は4コマであり、「体育室」の場合は、全面を利用していない場合でも1コマとして算定している。

<集会室・体育室利用状況（4月から6月）>

集会室		4月	5月	6月	6月(月 ～土)	6月 (日)
1	利用コマ	31	23	40	36	4
	利用率	31.0%	25.0%	38.5%	40.9%	25.0%
2	利用コマ	48	47	48	43	5
	利用率	48.0%	51.1%	46.2%	48.9%	31.3%
3	利用コマ	42	33	39	38	1
	利用率	42.0%	35.9%	37.5%	43.2%	6.3%
4	利用コマ	70	64	59	52	7
	利用率	70.0%	69.6%	56.7%	59.1%	43.8%
5	利用コマ	40	22	25	17	8
	利用率	40.0%	23.9%	24.0%	19.3%	50.0%
6	利用コマ	81	60	81	76	5
	利用率	81.0%	65.2%	77.9%	86.4%	31.3%
7	利用コマ	86	72	82	75	7
	利用率	86.0%	78.3%	78.8%	85.2%	43.8%
体育館	利用コマ	85	82	97	84	13
	利用率	85.0%	89.1%	93.3%	95.5%	81.3%

前表より分かるように、基本的に利用率は高いが一部利用率の低い集会室もある。

利用率が低い「第5集会室」（平成17年度利用率 4月：40.0%、5月：23.9%、6月：24.0%）については、となりの「第6、7集会室」で社交ダンスが行われることが多く、その音が漏れるとの問題点があるが、会議室として潜在的需要があるならば防音対策を行うとともに、利用率の低い時間帯については料金を下げることで利用率の向上が期待される。利用者のニーズにあった仕様への変更の検討及びPR活動、館主催の講座の増加等により利用率を高めていく必要がある。

5 使用料金

東浅川保健福祉センターの利用は、団体利用としては主に集会室・体育室及び教養娯楽室（土日のみ）、創造活動室等の施設の貸出しがあり、個人利用としては室内プール及び教養娯楽室（平日）等がある。ただし、利用登録団体（高齢者、障害者及びボランティア団体）については施設の貸出しの使用料が免除され、室内プールにおいても高齢者及び障害者については無料となるため、同施設で使用料金が発生するのは基本的には高齢者及び障害者以外の利用者が集会室・体育室及び室内プールの利用を行った場合である。なお、東浅川保健福祉センターの使用料金は以下のとおりである。

（単位：円）

貸切施設 /時間帯		定員 (人)	9 時 5 分～ 11 時 45 分	12 時 5 分～ 14 時 45 分	15 時 5 分～ 17 時 45 分	18 時 5 分～ 20 時 45 分	利用できる種目等
体育室	全面		3,200	3,200	3,200	3,200	卓球、社交ダンス、バスケットボール等 (全面でバレーコート1面分)
	2/3		2,000	2,000	2,000	2,000	
	1/2		1,600	1,600	1,600	1,600	
	1/3		1,000	1,000	1,000	1,000	
第1集会室		8	500	500	500	500	和室（茶室付）
第2集会室		24					1室として利用可
第3集会室		24					
第4集会室		36	900	900	900	900	社交ダンス可
第5集会室		75	1,700	1,700	1,700	1,700	演台あり
第6集会室		60	800	800	800	800	社交ダンス可 5～7は1室としての利用も可
第7集会室		60					
プール (個人)			大人(1時間) 200 子供（中学生以下）（1時間）70				子供は土曜日無料

※ 前記使用料金は、平成17年3月改定。ただしプールについては平成16年7月改定。

(1) 実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

(2) 監査の結果

・使用料金体系の見直し（高齢者の介護予防及び障害者に対するサービス以外で、無料となっているサービスの有料化）が必要である。

東浅川保健福祉センターの平成16年度の行政コスト計算をした結果、収入22,560千円（無料役務提供分を除く）に対し、コストが373,378千円発生しており350,818千円の赤字になっている。

一般職員のシフトを変更し、現行の 9 名体制から 6 名体制に変更した場合には 28,435 千円のコスト削減が期待されるが、それを考慮しても 322,382 千円の赤字となってしまう。よって当該赤字を回収するためには使用料金の見直しが必要である。

現在高齢者及び障害者については使用料金が免除されているが、現状においては、高齢者については主に娯楽施設として利用されており、また、人気のある集会室や体育室等は既存の団体で時間割的に配分されてしまっている傾向が見受けられる。

このような状況においては、赤字を市民の税金で負担するのは適当ではなく、少なくとも高齢者の介護予防及び障害者に対するサービス部分を除く部分についてはコストを回収する必要がある。

なお、東浅川保健福祉センターにおいては高齢者の団体につき、現在料金が免除される他、一般に先駆けて抽選を行えるというメリットもある。よって一般と同様の料金設定とした場合にも、一般に先駆けて抽選を行えるというメリットを残すことで、高齢者のための施設としての一定の役割は果たせると考える。

以下において行政コスト計算の結果に基づき、コストを回収するための使用料金の検討を実施する。

検討にあたっては、高齢者の介護予防及び障害者に対するサービスのためのコストは、一般職員のうち保健師 2 名、嘱託員のうち保健師及び手話通訳 3 名及び臨時職員（看護師）に対する人件費及び設備関係費用のうち関連施設の面積割分と仮定する。

また、「国庫支出金」及び「都支出金」は、高齢者の機能訓練に対する補助金のため、当該コストに対する控除項目として考える。

< 高齢者の介護予防及び障害者に対するサービスのためのコスト >

①人件費関係	一般職員のうち保健師 2 名、嘱託員のうち保健師及び手話通訳 3 名及び臨時職員（看護師）に対する費用。 一般職員については、行政コスト計算上の仮定に基づき、一般職員人件費及び退職給与引当金繰入額を算定。 $\Rightarrow$ 一般職員人件費 8,900 千円 $\times$ 2 名 + 退職給与引当金繰入額 8,900 千円 $\times$ 0.065 $\times$ 2 名 = 18,957 千円 嘱託員の報酬については、簡便的に報酬金額を人数按分して算定 $\Rightarrow$ 23,942 千円 $\times$ 3 名 / 11 名 = 6,529 千円 臨時職員の賃金 $\Rightarrow$ 行政コスト計算上の賃金 1,499 千円
②設備関係	設備関係費用を需用費（主に光熱水費）、設備関連の委託料（室内プールの管理業務 28,803 千円、施設利用者の送迎業務 11,275 千円を除く部分）及び減価償却費として、高齢者の介護予防や障害者のための施設が集中している 2F 相当分及び共有部

	分（共有部分については B1 及びプールを除く 1F 部分を共有部分とし、2F 相当分と 3F、4F 相当分に按分した。）の面積按分により算定。 $\Rightarrow \{41,002 \text{ 千円} + (83,886 \text{ 千円} - 28,803 \text{ 千円} - 11,275 \text{ 千円}) + 70,971 \text{ 千円}\} \times 2,149.42 \text{ m}^2 / 8,720.69 = 38,395 \text{ 千円}$
③国庫支出金・都支出金	国及び都からの補助金⇒行政コスト計算上の国庫支出金及び都支出金。

前記の結果、高齢者の介護予防及び障害者に対するコストは

$$(18,957 \text{ 千円} + 6,529 \text{ 千円} + 1,499 \text{ 千円}) + 38,395 \text{ 千円} - (994 \text{ 千円} + 11,850 \text{ 千円}) = 52,536 \text{ 千円}$$

である。よって一般職員の人件費の削減額 28,435 千円（Ⅲ-14 頁参照）を加味した場合の高齢者介護予防及び障害者に対するサービス以外のサービスに関する回収不足額は

$$\text{収入} (4,354 \text{ 千円} + 5,360 \text{ 千円}) - \text{回収すべき行政コスト} (373,378 \text{ 千円} - 52,536 \text{ 千円} - 28,435 \text{ 千円}) = \Delta 282,690 \text{ 千円となる。}$$

費用負担の方法としては、入館料として一定の金額を徴収する方法や一般の利用者と同様に施設の利用に応じて使用料金を徴収する方法等が考えられる。

無料の施設の貸出はすべて高齢者に対するものであると仮定して、平成 16 年度における、高齢者に対する使用料金を計算すると、

$$15,094 \text{ 千円（無料役務提供分）} - 2,492 \text{ 千円（障害者（介護者含む）及び子供（土曜日）の室内プール使用料）} = 12,602 \text{ 千円となる。}$$

ただし、これではまだ 270,087 千円の赤字となってしまうため、使用料金全体の見直しが必要である。

また、入館料の方法によった場合、回収不足分 282,690 千円を高齢者の入館者数 154,923 人で負担した場合には、1,824 円となる。

回収すべき行政コスト 292,405 千円を高齢者及び一般利用者（有料利用者）の利用者数 181,664 人で負担した場合には、1 人当たり 1,609 円となる。

なお、高齢者の入館数については、室内プール（障害者（介護者含む）・子供（土曜日）を除く）、集会室、体育室の無料利用者、作業室等、憩いの場の利用者数として仮定している。また、一般利用者数は室内プール、集会室、体育室の有料利用者数として算定している。

6 業務委託の状況

平成 16 年度において、主に次のような業務委託がある。

- ・ 室内プール管理
- ・ 清掃
- ・ 施設利用者の送迎

(1) 実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また、施設の運営に必要な業務につき、どの程度すでに外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

7 金銭収受の管理状況

現金は、通常勤務時間内は券売機内に保管され、業務終了後、システムにて管理されている当日の入金記録と照合し、保管される。

現金は、数日に 1 度程度の頻度で銀行に預け入れる。その際に受け取る納入済通知書を添付した調定書を起案し、課長までの決裁を経て調定書を保管している。

(1) 実施した監査手続

金銭の管理方法につき担当者へ質問をし、また、平成 17 年 7 月 20 日付で現金実査を行い、適切に現金が管理されているかを確認した。また、回数券についても実査を行った。

なお、前記監査手続実施時は新しい管理方法への移管時期であり、現在の管理方法としては、入金記録に基づき、課長までの電子決裁により調定を行い、現金は数日に 1 度程度の頻度で銀行に預け入れる。その際に受け取る納入通知書は、入金記録と合わせて保管している。

(2) 監査の結果

金銭は規定にしたがって適切に管理されていると認められた。

(3) 意見

・現金を銀行に預け入れる頻度を明確にすべきである。

現金については、一定期間経過後、銀行に預け入れているが、事故等を未然に防ぐ意味でも頻度等を明確化し運用することが望ましい。

8 市民からの苦情・要望

市民から寄せられた苦情・要望には以下のようなものがあった。

- ① 休館日については、休館日自体をなくして欲しいとする要望や、月曜日が休館日であるため、休館日を他の曜日にずらして欲しいとする要望があった。
- ② 交通手段としては、車での利用者が多いが駐車場が 59 台（障害者用 5 台含む）しかないため、施設の利用者に対して少ない。

(1) 実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

・利用者のニーズに答えるために、月曜日も開館する必要がある。
・駐車場が不足しているため、送迎バス、路線バスの運行本数の増加等交通の利便性を高める必要がある。あわせて駐車場利用につき有料化を図る必要がある。

職員の勤務ローテーション等の見直しを行い、月曜日を開館する方向で検討する必要がある。

現在駐車場が不足しており、自家用自動車以外他の交通手段としては送迎バスの他、路線バスはあるものの、停留所が若干センターより離れている等の利便性に問題がある。

駐車場不足の解消方法としては、送迎バスの運行数の増加又は路線バスの路線を変更してもらうことによる本数の増加や停留所を東浅川保健福祉センターの前

にしてもらう等路線バスの利便性を高めることが考えられる。また、現在駐車料金については無料なためバス利用への移行を図る上でも、駐車場の有料化についても検討する必要がある。

9 運営協議会について

東浅川保健福祉センター運営協議会は、「センターの運営に関する基本的事項について協議するため」設置された機関である。

運営協議会の構成は、八王子市東浅川保健福祉センター運営協議会規則第 2 条で次のように定められている。

- ①高齢者団体の代表者 1 人
- ②心身障害者団体の代表者 2 人
- ③その他社会福祉関係団体の代表者 3 人
- ④地域住民 2 人
- ⑤学識経験者 3 人

(1) 実施した監査手続

運営協議会が基本的事項を協議していることを確かめるため、平成 16 年度の会議録を閲覧した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

10 総括

(1) 事業の必要性について

東浅川保健福祉センターの主な施設及び講座等の利用者は年間延べ 214,001 人もおり、利用状況は大変高く、高齢者の仲間づくりのきっかけ及び活動の場を提供している。

また、機能訓練や筋力訓練等の講座の実施をとおして、高齢者の介護予防施設の役割を果たしており、障害者に対しても障害者向けの訓練や教室等の実施及びプールの専用利用時間枠の設定等により障害者向けのサービスの提供を行っている。

よって当該施設の事業は必要性があるものとする。

(2) 市の関与の必要性について

東浅川保健福祉センターの業務のうち、大きく①高齢者の介護予防及び障害者に対するサービスの提供、②プール、集会室等の活動場所の提供及び高齢者向けの娯楽室の運営に区分することができる。

このうち①については福祉的性格が強いため市の関与は必要である。また、②についても必ずしも民間で十分に供給されるサービスとは言い難く、高齢者等の仲間づくり、生きがいの高揚、親睦や交流の促進を図る上でもやはり市の関与は必要である。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・柔軟な人員配置等一層の効率化とサービスの向上を図る必要がある。それが直営では困難であるならば、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

東浅川保健福祉センターの管理運営には、業務効率化によるコスト削減、人員配置の柔軟性、設備の有効利用のためのアイディアの創出等、一層の効率性とサービスの向上が求められている。

現在の直営方式において、前記のような効率化とサービス向上が困難であるならば、より人員配置の柔軟性が高くノウハウの蓄積がある指定管理者により行った方が効率的な運営ができると考える。

ただし、高齢者の介護予防及び障害者へのサービスを提供する役割も担っているため、指定管理者の選定にあたっては、十分にその役割を果たせるような者を選定するよう留意する必要がある。

Ⅳ 富士森公園陸上競技場

所在地 八王子市台町 2 丁目 2

<施設の概要>

1 設立年

大正 15 年 3 月

2 施設の目的

市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 施設の概要

(1) 主な設備の概要

トラック 400m
ジョギングコース 一周 500m
敷地面積 26,732 m²
鉄筋コンクリート造

(2) 施設の使用時間

常時使用可能

(ただし、陸上競技場を貸切使用する場合の時間は、8 時 45 分から 16 時 45 分まで)

(3) 使用料金

競技場 1 回 (4 時間以内)	10,000 円
本部室及び放送設備 一式 1 回 (4 時間以内)	1,500 円
器具 30 点未満 (4 時間以内)	1,500 円
器具 30 点以上 (4 時間以内)	3,000 円
入場料徴収時加算	40,000 円

ただし、以下の減免事項がある。

富士森公園陸上競技場

市長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料及び占用料を減額し、又は免除することができる（八王子市都市公園条例第 14 条）。

- (1) 使用又は占用が公益を目的とするとき
- (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき

また、教育委員会が適当と認める次の各号の一に該当する場合においては、使用料を免除することができる（八王子市屋外運動施設運営要綱第 28 条）。

- (1) 市が主催する体育・スポーツ等の行事として使用する場合
- (2) 市教育委員会の事業として使用する場合

(4) 施設の閉場期間

なし（団体貸出のみ 12 月下旬から 3 月末日閉場）

4 利用状況（一般開放は除く）

富士森公園陸上競技場の過去 5 年間の利用状況は以下のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
競技場団体利用回数（回）	74	80	77	86	96
競技場利用者数（人）	50,592	69,795	82,299	66,165	77,496

※ 平成 15 年度までは主要な施策の成果・事務報告書、平成 16 年度についてはスポーツ振興課の数字に依拠している。

5 歳入歳出

富士森公園陸上競技場に係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞ (単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	578,000	839,000	690,000
合計	578,000	839,000	690,000

＜歳出＞ (単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
需用費	3,883,502	4,390,788	4,038,147
役務費	46,191	40,232	39,836
委託料	2,572,500	2,467,500	2,509,500
工事請負費	0	4,021,500	6,058,500
合計	6,502,193	10,920,020	12,645,983

富士森公園陸上競技場

<歳入－歳出>

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△5,924,193	△10,081,020	△11,955,983

6 職員等の状況

職員等の状況は以下のとおりである。

なお、富士森公園陸上競技場、富士森公園テニスコート、富士森公園野球場すべてを合わせた人数である。

一般職員	13 名
臨時職員	1 名
合計	14 名

※臨時職員については、3名の交代勤務である。

ただし、この 14 名は富士森公園陸上競技場・テニスコート・野球場以外にも、以下の公園等の野球場やテニスコートを管理対象としている。

施設名	管理施設内容
北野公園	野球場 1
高倉公園	野球場 1 (無料施設)
滝ガ原運動場	野球場 10、ソフトボール場 4、サッカー場 1、テニスコート 8
櫛田運動場	少年野球場 1 (無料施設)、少年サッカー場 1 (無料施設)、テニスコート 3、ゲートボール場 1 (無料施設)
川町運動場	少年野球場 1 (無料施設)、少年サッカー場 1 (無料施設)
西寺方グラウンド	野球場 1、ソフトボール場 1
陵南公園	プール 1
浅川サイクリング道路	サイクリング道路 1 (無料施設)
狭間スポーツ広場	広場 1 (無料施設)
西南部体育館等建設用地	広場 1 (無料施設)
校庭夜間開放	小学校 10 校分の夜間照明 (無料施設)
下恩方地区運動場	広場 1 (無料施設)
公社等借用地	広場 8 (使用貸借及び貸出業務)
事業所体育施設	体育施設 3 (貸出業務)
上柚木公園運動施設等	委託業務

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

他の近隣の陸上競技場（民間は該当なし）

	八王子市	多摩市	日野市	府中市
競技場	上柚木公園陸上競技場	多摩市立陸上競技場	市民陸上競技場	市民陸上競技場
設備内容	日本陸連 2 種公認トラック（1 周 400m×8 コース）、夜間照明施設 管理棟施設（更衣室・シャワー室・用具倉庫）	日本陸連 2 種公認トラック（1 周 400m×8 コース）直線コース 3 コース、会議室	トラック（400m×7 コース（内直線部分 110 m））、管理棟施設（更衣室・シャワー室・会議室・用具倉庫）	日本陸連 3 種公認全天候型トラック（1 周 300m）、夜間照明施設 会議室
料金体系	（貸切） 20,000 円 競技場 1 回（4 時間以内貸切） ①8：45～12：45 ②12：45～16：45 ③17：00～21：00 （一般） 貸切でない場合 子供 1 回 100 円 大人 1 回 200 円	貸切利用については連盟の大会のみで、一般の貸切は行っていない。 （一般） 一般開放については、1 回 100 円 ただし市外の人利用は 200 円となっている。	（貸切） 午前：6,000 円 午後：8,000 円 全日：14,000 円 ただし入場料の類を徴収する場合には、 午前：12,000 円 午後：16,000 円 全日：28,000 円 （一般） 子供（中学生以下） 無料 大人（全日を除く一区分）100 円 年間使用券（大人） 3,000 円	（貸切） 1 時間 1,200 円 団体 1 時間 500 円 （一般） 個人利用 1 回 50 円 ただし市外の人利用は倍額となっている。
利用資格	一般利用：資格を問わない。 貸切利用：利用カード登録し、大会等を主催できる団体など。	特になし。	一般使用：資格を問わない（トラックの走行のみ）。 貸切使用：市教育委員会に登録した団体。	特になし。

富士森公園陸上競技場

閉場期間や閉場日	12月下旬～3月末日	毎月第3月曜日 (祝日の場合は火曜日) 年末年始	毎月第1月曜日 (祝日の場合は営業) 祝日(金・土・日を除く)の翌日 年末年始(12月29日～1月3日)	12月29日～1月3日
----------	------------	--------------------------------	---	-------------

8 行政コスト計算

平成16年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費8,900千円を使用している。なお、各施設への配分に当たっては、当施設に係る事業に要した職員数で按分している。
②退職給与引当金繰入額	平成15年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費8,900千円×0.065にて計算している。
③減価償却費	同施設の設置当初の建設費は不明なため、施設別財産状況表から取得金額を算定し、耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数のうち、建物の鉄筋コンクリート造りの「その他」の耐用年数である38年を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価額を10%とする定額法を使用している。
④無料役務提供分	貸切利用実績数から算定した金額から実際に収受した金額を差し引いて算定している。 96単位(16年度 貸切利用実績計)×10,000円(使用料) =960,000円(あるべき収入) 960,000円(あるべき収入)－690,000円(実際歳入分)=270,000円

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

〔 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	26,700,000
退職給与引当金繰入額	1,735,500
需用費	4,038,147
役務費	39,836
委託料	2,509,500
工事請負費	6,058,500
小計	41,081,483
管理不能費	
減価償却費	2,061,664
合計	43,143,147
収入項目	
使用料及び手数料	690,000
無料役務提供分	270,000
合計	960,000
差引行政コスト純額	△42,183,147
コスト回収率	2.2%

(市民一人当たりの行政コスト)

42,183,147 円 ÷ 542,761 人 = 77.7 円 (少数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

- ① 利用者数自体が少ないことから、無料部分の収入を加味しても、除草等の委託料も回収できない財務構造になっている。一般職員人件費や減価償却費を考慮すると、42,183 千円の大幅な赤字となっており、事業として黒字転換することは極めて難しい状況である。
- ② 団体利用数も伸び悩んでいる現状においては、使用料の見直しを実施しても抜本的な解決にはならないことがわかる。富士森公園陸上競技場以外にも、2 種公認の上柚木公園陸上競技場があることから、将来の方向性（現状維持で一部見直し、若しくは廃止など、あるいは魅力ある施設となるように必要な設備投資を行う等）を検討する時期に来ている。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

平成 16 年度末現在、一般職員は、各施設の業務管理、契約管理、苦情処理、施設保守、緊急対応の業務に 13 名が従事している。このうち、技能労務職は野球場担当 2 名、陸上競技場担当 2 名、その他施設担当 3 名の合計 7 名（平成 17 年 7 月 4 日往査日現在、業務副主査 3 名、業務主任 4 名）となっており、技能労務職以外の管理業務は 6 名となっている。この他、富士森公園野球場内において、臨時職員 3 名が 2 交代制で勤務し、常時 1 名が窓口対応処理、収入事務を行っている。

外部に委託をしている業務としては、土曜日・日曜日・祝日及び夜間の富士森公園野球場管理、富士森公園テニスコートの管理、川町及び櫛田運動場、北野公園野球場の管理、滝ガ原運動場管理の一部、屋外運動施設使用料集金業務等がある。

（１）実施した監査手続

平成 16 年度及び 17 年度の勤務の状況について担当者に質問し、勤務体系の効率性等について吟味した。

（２）監査の結果

・業務の効率化を図るべきである。

担当者から提出された一般職員の業務量は、年間業務量のうち、富士森公園陸上競技場に関する業務は 3 名分、富士森公園テニスコートは 0.4 名分、富士森公園野球場は 4 名分が従事していることになっており、この他の主なものとして、市民プールの管理に 0.5 名分、上柚木公園陸上競技場その他公園運動施設の 8 か所の委託に 0.5 名分が従事していることになっている。

富士森公園陸上競技場については、技能労務職を除くと 1 名分が従事していることになるが、申込み件数がそもそも少ないことから、業務量として多いとは考えにくい。

富士森公園テニスコートについては、申込みはインターネット等で行われ、入金業務は委託業者が実施していることから、その他の管理で年間 0.4 名分従事していることになる。

富士森公園野球場の 4 名分については、受付や入金の取り扱いは、臨時職員が実施しており、技能労務職の担当 2 名分を差し引くと、残り 2 名分が、システム運用に係る業務、苦情対応、その他庶務事務等を行っていることとなる。もちろん、

夏期の繁忙期に多くの人員に従事させるという増員要素はあるが、他方で 12 月下旬から 3 月下旬の 3 か月は閉場していることも考慮する必要がある。

上柚木公園陸上競技場その他公園運動施設の 8 か所については、G 財団に管理委託を行うことにより、0.5 名分の従事としている。

以上から判断すると、業務の効率化を図る余地があるものと思われ、また、休日利用が多いことから、休日に手厚くシフトを組むなどの対応についても検討すべきである。

(3) 意見

・指定管理者制度の導入を検討すべきである。

指定管理者制度を導入することによって、契約事務等の管理コストを削減することや、一般職員の有効的な人材活用を推進することが可能となること、さらに今までにない様々なサービスの提供を市民に与える可能性が高くなるなどのメリットが考えられる。

2 利用申込

申込みには、事前に施設利用カードの登録が必要となっており、登録資格者の要件としては以下のとおりである。

一般 市内在住・在勤・在学者で 16 歳以上の者とする。

団体 市内を拠点とし、大会を主催できる連盟等の団体とする。ただし教育委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。

① 団体申込

団体申込みについては、インターネットでは行っておらず団体申込み要領による。事前に各団体から要望書を提出してもらい、年間スケジュールを決定する。

利用 1 週間前までに「運動施設使用申請書」を記入し、料金を払い、使用承認をもらわなければならない。

② 一般申込

富士森公園陸上競技場は一般申込みがなく、自由開放のため抽選は行っていない。

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、団体利用の手続が規定に従って公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

申込み受付及び利用者の決定は規定等に従い適切に行われていた。

(3) 意見

- | |
|---|
| ・利用申込みの前提となる施設利用カードの発行場所が限定されているため、市役所本庁舎や駅前の施設などで発行できるようにすべきである。 |
|---|

有料運動施設の申込みに際しては、施設利用カードの発行が必要となるが、発行場所が富士森公園野球場、上柚木公園陸上競技場、市民体育館、甲の原体育館、及び上柚木公園、殿入中央公園、大塚公園、大平公園、久保山公園、内裏谷戸公園、松木公園、別所公園の各テニスコートの事務所に限定されている。本来であれば、市役所本庁舎や駅前の施設などに発行場所を設置して、便宜を図るべきである。

3 利用目標の設置状況

(1) 実施した監査手続

利用者数の目標の設置状況を確認した。

(2) 監査の結果

- | |
|--|
| ・利用数の年間目標を設けていない。利用者数や利用率等の目標指標と目標値を設定する必要がある。 |
|--|

事業を経営する意識があれば、年間の目標指標と目標値があって当然である。目標値と実績値を比較することで、更なる改善を図ることが可能であり、月次で目標値をもっていれば、より早いタイミングでアクションも可能となる。目標設定をすれば、収益改善につながるだけでなく、行政評価上の指標（ベンチマーク）となる点で、市民への説明責任（アカウンタビリティ）の向上にもつながる。現状、利用者自体が減少しているが、利用者数の目標値や活動指標となるような数値を設定していない状況である。

一般開放の利用者数については、一般職員が集計したデータがあるが、特に入場時にカウントして把握しているものではないため、正確な数字とは言えない状況にある。また、利用者数が少ない富士森公園陸上競技場及び富士森公園野球場については、今後利用者数の目標値を設定して利用者を増やす施策の検討が必要である。

4 利用の制限

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び関係資料を閲覧し、特定の利用者が独占的に利用し他の利用者の利用が制限されていないか吟味した。

(2) 監査の結果

利用者数自体が少ないため、特定の利用者が独占的に使用して、支障が生じる事態にまでは至っておらず、特に指摘する事項はない。

(3) 意見

- ・利用者数が少ない現状では、市民以外にも利用できるように配慮すべきである。

富士森公園陸上競技場については、利用者は近隣の学校や企業などの利用が多い傾向にあるが、そもそも利用者数自体が少ないため、結果的に利用者が限定されているような結果になってしまっているのが実情である。特に上柚木公園陸上競技場が開設されてからは利用者数が大きく後退している。

利用者のいない、空いている時間帯については市外の人でも随時申込みを受け付けるなどの配慮があっても良いと思われる。実際に利用者数は増えない可能性も高いが、この施設は現時点でコスト超過であるため、遊休のままの状態にするのではなく、少しでも資金を回収することができるように市外利用者にも使ってもらうようにすべきである。また、市外の人々の利用については、他の市町村の例も参考にして料金格差をつけることなど検討すべきである。

5 使用料金

富士森公園陸上競技場の使用料金は以下のとおりである。

富士森公園陸上競技場

競技場 1 回（4 時間以内）	10,000 円
本部室及び放送設備 一式 1 回（4 時間以内）	1,500 円
器具 30 点未満（4 時間以内）	1,500 円
器具 30 点以上（4 時間以内）	3,000 円
入場料徴収時加算	40,000 円

ただし、以下の減免事項がある。

市長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料及び占用料を減額し、又は免除することができる（八王子市都市公園条例第 14 条）。

- (1) 使用又は占用が公益を目的とするとき
- (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき

また、教育委員会が適当と認める次の各号の一に該当する場合においては、使用料を免除することができる（八王子市屋外運動施設運営要綱第 28 条）。

- (1) 市が主催する体育・スポーツ等の行事として使用する場合
- (2) 市教育委員会の事業として使用する場合

(1) 実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

(2) 監査の結果

・使用料金体系の見直しが必要である。

現在の料金体系は、平成 6 年 7 月 1 日に改定のものが引き続き利用されており、10 年間ほど改定されていない状況にある。ここに、改定前のものと比較すると以下になる。

料金対比表

施設・設備・時間	S60.4.1 改定	H6.7.1 改定
競技場 1 回（4 時間以内）	6,000 円	10,000 円
本部室及び放送設備 一式 1 回（4 時間以内）	1,000 円	1,500 円
器具 30 点未満（4 時間以内）	1,000 円	1,500 円
器具 30 点以上（4 時間以内）	2,000 円	3,000 円
入場料徴収時加算	20,000 円	40,000 円

使用料金と利用者数、コストを比較する限り、利用者数が低迷しているためランニングコストを賄う使用料金設定をすることは、現状困難と言わざるを得ない。

また、八王子市には、2 種公認の上柚木公園陸上競技場があるが、料金の設定自体はほとんど変わらない（団体料金は、上柚木公園陸上競技場が 4 時間以内の利用で 2 万円、富士森公園陸上競技場が 4 時間以内の利用で 1 万円である）。利用者が少ない状況や上柚木公園陸上競技場に比べて古い器具しかないという点、減免団体が多いことなどから（小中学校などの減免）使用料自体を下げてでも利用者数が増加するものとは考えづらい面がある。地理的な制約がないならば、わずかな差額で施設の整った上柚木公園陸上競技場を優先して利用することが考えられるため、比較の点からは使用料は高い結果になっていると言わざるを得ない。行政コスト計算書上、単年度で 42,183 千円もの赤字の状態になっており、利用者数も少ないことから、維持コストも回収できない赤字状態に陥っているものと考えられる。富士森公園陸上競技場の今後の方向性にあわせて、使用料金体系の見直しが必要である。

（３）意見

・富士森公園陸上競技場の今後の方向性について検討すべきである。

現在の富士森公園陸上競技場の使われ方は、陸上競技場本来の競技目的に利用されているというよりも、公園の一部としてジョギング等に利用されている。このような使われ方に対して、毎年度行政コスト計算書上の赤字を計上しつづけることを考えると、事業自体を廃止することを検討すべきである。また、逆に残すのであれば、現状の中途半端な状況を改め、むしろ施設面の充実を図って、利用の促進を図るようにすべきである。

6 業務委託の状況

富士森公園陸上競技場については、芝の除草等を委託しているが、その他の日常の手入れや備品の整備などの業務については、技能労務職が管理を直接実施している。

この他に、平成 16 年度において、主に次のような業務委託を実施している。

- ・ 富士森公園テニスコートの管理、個人申込みの使用料回収業務
- ・ 富士森公園野球場のナイター時の管理、使用料回収業務

（富士森公園テニスコートの団体申込みの使用料回収業務、富士森公園野球場・富士森公園陸上競技場の管理・使用料回収業務は、富士森公園野球場事務所（スポーツ振興課）にて行っている）

その他の管理対象施設のうち、滝ガ原運動場、川町運動場、櫛田運動場、西寺方グラウンド、北野公園野球場等については管理委託をしている。

(1) 実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また、施設の運営に必要な業務につき、どの程度すでに外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

(2) 監査の結果

- ・業務の効率化のためには、外部委託を推進し、一般職員の有効な人材活用を検討すべきである。

技能労務職は現在 7 名が従事しているが、一人当たりの人件費 8,900 千円をもとに計算すると、62,300 千円になる。富士森公園陸上競技場などで行われている技能労務職の業務内容は、あえて公務員が行わなければならない業務とは思われず、外部に委託することで足りると思われる。このため、業務を効率化するためには、外部委託を推進するとともに、一般職員の有効活用を検討すべきである。

(3) 意見

- ・日常の管理については、富士森公園テニスコートの管理委託者等に巡回してもらうようにすべきである。
- ・他の陸上競技場と同様に夜間の施錠や夜間照明の時間制限を検討すべきである。

貸切りの場合以外は、現在の富士森公園陸上競技場は市民のジョギングの場、学生の練習の場、出入り自由な公園の一部となっているのが実情である。特に常駐の人が日常の利用者の状況を管理しているわけではないため、危険な行為が行われている際には注意できるように近くの富士森公園テニスコートの管理者に見回りをしてもらうようにすべきである。

現状、夜及び朝利用する人もいるため施錠していないが、焚き火をされてしまったこともあるので、防犯上、他の陸上競技場同様に施錠すべきである。現状の利用を前提とした場合でも隣接する富士森公園テニスコートの管理は社団法人 S が 8 時 30 分から 22 時 30 分（4 月から 10 月までの期間）まで行っているため、施錠してもらうことは可能であり、一括で委託することを検討すべきである。

また、市民がジョギング等で利用するために、夕方から 22 時まで照明を点灯しているが、他の陸上競技場と同様に曜日を限定（上柚木公園陸上競技場は週 3 回）するか、照明時間を短縮するなど、経費を削減することも検討すべきである。

7 金銭収受の管理状況

富士森公園野球場事務所（スポーツ振興課）にて直接入金が行われ、徴収簿が作成されている。徴収した使用料は出納課へ振り込まれ、後日出納課から納付書兼納入済通知書が送付されるため、納付書兼納入済通知書と徴収簿を照合している。

（１）実施した監査手続

金銭の管理状況を確認するため、各書類の突合せを行った。

（２）監査の結果

金銭は規定等に従って、適切に管理されていると認められた。

8 市民からの苦情・要望

（１）実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

また、過去において実施されたアンケート調査についても閲覧した。

（２）監査の結果

特に指摘する事項はない。

（３）意見

・アンケート調査の範囲を未実施の富士森公園テニスコートや富士森公園野球場に広げるとともに、富士森公園陸上競技場についても、夜間照明の時間や、あり方について内容を掘り下げた調査を実施することが望ましい。
--

苦情・要望等処理メモによると、富士森公園陸上競技場内において、焚き火の跡があったとの苦情があった。現在競技場内は出入り自由であるが、特に監視員を常駐させているわけではないため、安全対策上事故が発生する危険性が否めない状況にある。

夜間や早朝にランニング等で利用している市民へ配慮して施錠せず、常時開放しているとのことだが、安全対策上は、閉鎖したほうが望ましいと考える。現在

までのところ、22 時 30 分（4 月から 10 月までの期間）までは富士森公園テニスコートの利用がされているのであるから、陸上競技場の夜間利用は、この時間までにしてテニスコートの管理者に鍵の閉めを任せるようにすることが考えられる。

また、夜間照明をすれば、当然照明に関する経費が生じてしまうが、上柚木公園陸上競技場においては、曜日を限定して夜間照明をしていることから、利用者の理解を求めて、時間帯による閉鎖や照明時間の短縮、若しくは、曜日の限定などを考慮すべきである。

アンケート調査は富士森公園陸上競技場において、平成 16 年 9 月 9 日（木曜日）から 12 日（日曜日）、17 日（金曜日）に実施されている。この中で利用者の目的の内訳をみると、ジョギングと散歩で全体の 75%を占めており（うち、ジョギングは 47%）フィールド競技やトラック競技の利用は 10%であった。

また、競技場までの交通機関は徒歩が 58%、自転車が 18%、自動車が 15%となっており、ほぼ近隣の市民が公園のジョギング場として利用しているのが実情であるため、本来の陸上競技場としての使われ方は少なく、当初の使命は、ほぼ果たしたものと考えられる。また、利用者全体に占める早朝利用者の割合は 6.8%、21 時以降の利用者は 7.6%となっており、当然のことながらほとんどの利用者は日中の利用となっている。その他、現在 22 時までの夜間照明を実施しているが、夜間照明をした際に利用するか否かの質問については、59%が利用しないと答えており、利用すると答えた人の 39%よりも多い結果となっているため、現時点では少数の利用者に対する配慮をした結果となっている。この点、繰り返しになるが、財政事情や他の競技場利用者との平等性の点からも、週 3 回などに限定することも考えられる。

また、今後の富士森公園陸上競技場のあり方（芝の手入れをしてサッカー場として使用するなど）についてアンケート調査を実施すべきである。

9 総括

(1) 事業の必要性について

<意見>

- ・陸上競技場としての役割は、代替施設の存在から利用者数が激減しており、一定の役割は終了したものと考えられる。存続を前提とするならば、むしろ整備を充実して魅力ある施設として存続させるべきである。

平成 10 年度から 15 年度の有料利用回数は年間 70 回から 80 回程度であり、利用期間は 4 月から 12 月中旬まで、天候やグラウンド整備などの日以外は一日 2 コマ利用可能であることから平均利用率は 20%以下と低いと言わざるを得ない。

平成 16 年度利用可能コマ数 616 回

同年度団体利用回数 96 回

$96 \div 616 \times 100 = 15.5\%$

団体利用は八王子市内の高校や小中学校等であり、実際に視察した平成 17 年 7 月 5 日の 15 時 30 分から 16 時までの時間には団体利用はなく、一般個人 5 人程度が利用しており、7 月 6 日の 13 時から 13 時 15 分までの時間には一般個人 3 人程度がトラック走行などに利用しているにすぎなかった。

また、平成 9 年 10 月には 2 種公認の陸上競技場である上柚木公園陸上競技場がオープンしており、個人利用の大人（貸切でない場合）は一回 200 円、貸切りの場合には一回 4 時間以内 2 万円（富士森公園陸上競技場は 1 万円）となっている。設備の整った本格的な陸上競技場を利用したい人や、地理的な制約を受けずにアクセスすることができることを前提とすれば、富士森公園陸上競技場よりも、上柚木公園陸上競技場を優先することは自然である。

実際に、富士森公園陸上競技場の利用回数は、平成 8 年の 107 回程度の水準から大幅に減少し、2 桁水準の利用コマ数まで減少している。現状の利用の状況からみると、一部の利用団体の利用の他は、陸上以外のジョギング、学生の練習の場としての利用、花火大会の際の観客席としての利用などの点において、一定の公共性が認められるにすぎない。

以上、利用率が激減していること、代替施設が存在することから、現状の整備が不十分なままの状態としての陸上競技場は、すでに一定の役割を果たしたものと考えられ、他の用途に併用して使用することなど（例えば芝を整備してサッカー場として貸すなど）も検討すべきである。ただし、市の方針として、上柚木公園陸上競技場以外にも富士森公園陸上競技場を維持するならば、むしろ整備を十分に行い、魅力ある施設として人気を集められるようにする必要がある。

(2) 市の関与の必要性について

陸上競技場の運営を民間が独自で管理運営し利益を計上していくことは考えにくいため、存続させることを前提とするならば、市が関与せざるを得ないと考えられる。また、他の用途への転換をする場合にしても現状設備の撤去や必要に応じて別途設備の設置などが必要となることから、市が一定の関与をせざるを得ない。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・利用者へのサービスと業務効率の点から、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

業務の内容として、あえて市が直営で実施しなければならないものとは考えられず、業務を効率化し、サービスを向上するためには、富士森公園陸上競技場だけでなく、富士森公園テニスコートや富士森公園野球場、さらには市民体育館をも含めて、富士森公園全体で一括して指定管理者制度を導入することを検討する必要がある。

V 富士森公園テニスコート

所在地 八王子市台町 2 丁目 2

<施設の概要>

1 設立年

昭和 34 年 4 月

2 施設の目的

市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 施設の概要

(1) 主な設備の概要

全天候型コート 5 面、夜間照明あり
敷地面積 4,401 m²

(2) 施設の使用時間

昼間 8 時 45 分から 16 時 45 分まで (4 月 1 日から 10 月 31 日)
9 時 30 分から 15 時 50 分まで (11 月 1 日から 3 月 31 日)
夜間 18 時から 22 時まで (4 月 1 日から 10 月 31 日)
18 時から 20 時まで (11 月 1 日から 3 月 31 日)

(3) 使用料金

コート	1 面 1 回 (2 時間以内)	1,000 円
夜間照明	1 面 1 回 (2 時間以内)	1,000 円

減免については、IV 富士森公園陸上競技場〈施設の概要〉「3 施設の概要 (3) 使用料金」(IV-1 頁及び 2 頁) 参照

(4) 施設の閉場期間

富士森公園テニスコート

年末年始（ただし、平成 16 年度は開場試行実施）

4 利用状況

富士森公園テニスコートの過去 5 年間の利用状況は以下のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
利用回数（回）	6,046	7,018	7,143	7,378	7,448
利用者数（人）	46,365	55,355	72,264	49,564	53,697

5 歳入歳出

富士森公園テニスコートに係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞（単位：円）

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	8,719,000	9,265,000	9,324,000
合計	8,719,000	9,265,000	9,324,000

＜歳出＞（単位：円）

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
需用費	2,996,588	3,245,259	3,316,161
役務費	71,925	58,812	52,431
委託料	3,929,000	3,799,005	4,001,394
合計	6,997,513	7,103,076	7,369,986

＜歳入－歳出＞（単位：円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	1,721,487	2,161,924	1,954,014

6 職員等の状況

IV 富士森公園陸上競技場〈施設の概要〉「6 職員等の状況」（IV-3 頁）参照

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

① 他の近隣の市営テニスコートとの比較

	八王子市	多摩市	日野市	府中市
面数	48 コート (11 箇所)	27 コート (9 箇所)	15 コート (4 箇所)	36 コート (15 箇所)
料金 体系	1 面 1 回 1,000 円 (2 時間 以内) 夜間照明 1,000 円 (2 時間 以内)	1 人 400 円 (2 時間) ナ イ タ ー は 1,400 円 (2 時 間) ただし、市外利 用は倍額とな る。	1 面 1 回 600 円 (2 時間) 夜間照明 600 円 (2 時間) ただし、七生自 然学園テニスコ ートのみ 1 面 1 回 2 時間 2,100 円、この他無料 コートあり。	1 面 1 回 400 円 (1 時間) ナ イ タ ー は 1,050 円 (1 時 間) ただし、市外利 用者は倍額
利用 資格	利用者登録をし ている者 なお利用者登録 のできる者は、 市内在住・在 勤・在学者で 16 歳以上の者 又は市内を拠点 とし、大会を主 催できる連盟等 の団体。	特になし。た だし、市内在住・ 在勤・在学者で 16 歳以上の者 に限り抽選に参 加できる。	基本的には日野 市教育委員会に 登録している個 人 (市内在住・ 在勤・在学者で 16 歳以上の 者) ただし七生自然 学園テニスコー トは休日の第 4 コートのみ千代 田区 (文化学習 スポーツ課) に 登録している個 人となっている。	施設利用登録者 (特に市民に限 る等の制限は設 けていない)

富士森公園テニスコート

閉場期間や閉場日	年末年始 ただし、16年度から一部開場 試行実施	1箇所を除き年中無休	年末年始（12月29日～1月3日）	年中無休 ただし、クレイコートについては冬場に休業することもあり
----------	--------------------------------	------------	-------------------	-------------------------------------

② 民間のテニスクラブ

	H	C
面数及び設備	カーペットコート3面 ロッカールーム、シャワールーム、コミュニケーションルーム	コート10面 クラブハウス（ロッカー・シャワー）
営業時間及び料金体系	レンタルコートは一面、30分単位。 7:00～9:00 土日 3,675円 9:00～17:00 平日 3,150円 土日 3,675円 17:00～21:00 平日 3,675円 土日 3,675円	営業時間：9:00～22:00 1時間 1,500円（平日） 1時間 2,800円（土日休日） ナイター 1時間 3,000円（平日） 1時間 4,000円（土日休日）
定休日	年中無休	毎週月曜日（祝日は営業）

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費 8,900 千円を使用している。なお、各施設への配分に当たっては、当施設に係る事業に要した職員数で按分している。
②退職給与引当金繰入額	平成 15 年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費 8,900 千円×0.065 にて計算している。
③減価償却費	同施設の設置当初の建設費は不明なため、投資的経費に関する各年度の支出から取得金額を算定し、耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数のうち、構築物の競技場用、運動場用、遊園地又は学校用のもののその他の耐用年数である 30 年を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価額を 10%とする定額法を使用している。
④無料役務提供分	利用実績数を基に、昼間及び夜間の使用料を乗じて算定した金額から実際に収受した金額を差し引いて算定している。 5,362 単位（16 年度 昼間利用実績計）×1,000 円（使用料）+2,086 単位（16 年度 夜間利用実績計）×2,000 円（使用料）=9,534,000 円（あるべき収入） 9,534,000（あるべき収入）－9,324,000（実際歳入分）=210,000 円

富士森公園テニスコート

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書
〔 自 平成 16 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	3,827,000
退職給与引当金繰入額	248,755
需用費	3,316,161
役務費	52,431
委託料	4,001,394
小計	11,445,741
管理不能費	
減価償却費	1,016,319
合計	12,462,060
収入項目	
使用料及び手数料	9,324,000
無料役務提供分	210,000
合計	9,534,000
差引行政コスト純額	△2,928,060
コスト回収率	76.5%

(市民一人当たりの行政コスト)

2,928,060 円 ÷ 542,761 人 = 5.3 円 (少数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

歳入歳出では収支は黒字になっているが、行政コストを見ると、2,928 千円の赤字となっている。施設を運営維持するためには、人件費も事業費として発生していることを把握しておく必要がある。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

IV 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「1 職員等の状況について」
(IV-7 頁) 参照

2 利用申込

利用申込みの方法については、IV 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉
「2 利用申込」(IV-8 頁) 参照。ただし、以下のように違いがある。

① 団体申込

IV 富士森公園陸上競技場と同様

② 一般申込

原則インターネットや電話による事前申込みによる受付が行われ、抽選については、公平性を保つためアトラダムにコンピューターで決定している。

申込みの段階で、どの枠に何人申込みがあるのかインターネットで閲覧が可能のため、倍率の状況をみて比較的倍率の低いところに申込みをすることはできるが、休日など利用希望が集中するため、休日しか利用できない人にとってはなかなか当選しない結果になってしまっている。

また、テニスコートごとに、別途抽選申込みが可能であるため、1 か月内に、ひとつのテニスコートで当選した人が他のテニスコートで当選することもある。

なお、当日キャンセルが生じた場合には、当日利用が可能であるが、その際には、インターネットシステムでの申込みは行えず、テニスコート管理事務所に電話予約を入れるか、直接テニスコート管理事務所に出席して手続きをすることになる。

申込者は、当日利用する時に「運動施設使用申請書」を記入し、料金を払い、使用承認を受けてからプレーをする。

③ キャンセルについて

一般利用者は、キャンセルする場合に、前日の 24 時までにインターネット等でキャンセル入力を行なう手続きになっている。当日のキャンセルはペナルティとして、キャンセル日の属する月の翌々月の 1 日から 3 か月は抽選申込みの参加ができないこ

とになっている。

当日キャンセルの把握としては、テニスコート勤務の社団法人Sと連絡を取り合い、キャンセルを把握している。

小雨など、利用者の判断が困難な場合には、なるべく利用者の立場にたった判断をしてもらうことになっているが、その判断は現地にいる社団法人Sの職員に任せている。

団体のキャンセルについては、無断キャンセルはそれほどないが、無断キャンセルした場合、団体ごとに現状では厳重注意といった形をとっている。

④ その他事務手続き

テニスコートにおいては、「当日利用者リスト」がシステムからアウトプットされ、これを基に、社団法人Sは当日の管理・日報の作成を行っている。また、利用者が当日記入した「運動施設使用申請書」は領収書としても使われており、連番管理がなされ、書き損じや途中雨天での返金についても廃棄はせず、保管している。

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、事務手続が規定に従って公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

申込みの受付及び利用者の決定に関する事務手続きは規定等に従い適切に行われていた。

(3) 意見

・公平に当選するようにするためには、重複して複数のテニスコートで当選することがないようにシステム変更等の配慮が必要である。

富士森公園テニスコートの平成16年度の抽選倍率の実績を示すと以下のようになる。

	申込数	当選数	当選率 (%)	抽選倍率 (倍)
4 月	4,273	816	19.1	5.2
5 月	4,015	748	18.6	5.4
6 月	4,175	769	18.4	5.4

富士森公園テニスコート

7 月	3,935	843	21.4	4.7
8 月	4,211	762	18.1	5.5
9 月	4,258	770	18.1	5.5
10 月	4,271	506	11.8	8.4
11 月	4,484	555	12.4	8.1
12 月	4,357	603	13.8	7.2
1 月	4,094	545	13.3	7.5
2 月	4,554	591	13.0	7.7
3 月	4,895	790	16.1	6.2
合計	51,522	8,298	16.1	6.2

テニスコート自体の抽選倍率は年間で 6.2 倍と高い結果となっている。

当選の決定についてはコンピューターによっているため、恣意性は介在しないが、「抽選になかなか当たらず、テニスコートを使えない」といった市民の苦情に対応するためには、市営のテニスコート全体の申込みを統括し、ひとつのテニスコートで当たった人は他のテニスコートの抽選対象から除外する、といったシステムの連動が必要である。すなわち、システム上、申込みの段階で、第 1 希望から第 5 希望まで希望をとり、第 1 希望が当選した場合には、第 2 希望以下については未当選者を優先するように配慮すれば、広く利用者の便宜が図られるはずである。

3 利用目標の設置状況

Ⅳ 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「3 利用目標の設置状況」(Ⅳ-9 頁) 参照

4 利用の制限

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び関係資料を閲覧し、特定の利用者が独占的に利用し他の利用者の利用が制限されていないか吟味した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

- ・利用可能な日が土曜日、日曜日などに限定されている市民にとっては、極めて抽選倍率が高いため、月の申込み回数に一定の制約を加えて、広く公平に利用できるようにすることが望ましい。
- ・1回の申込みを施設ごとに2回までと定めるのではなく、すべての市営のテニスコートに対して2回までと定めたほうが、広く利用希望者に割り当てられるはずである。
- ・利用時間帯に空白の時間帯があるので、他のテニスコートと同じように利用させるべきである。
- ・11月から3月については、16時15分から16時30分までの時間帯にテニスコートの管理者がいないシフト体制となっているため、見直しを行うべきである。

社会人は休日利用となることが想定されるため、平日に抽選で当選した人には休日にしか利用できない人の利用を妨げないように、申込みに際して制約をつけるようにしたほうが望ましいものとする。

また、現状の申込み方法は1人1施設2回までとなっているため、利用希望者は複数のテニスコートに申込みをすることが可能であり、何人かのグループで組織的に申込みを行えば、当選しやすくなり、当選しやすい人としにくい人との間に差が生じることになる。広く利用希望者に利用してもらえようとするためには、1か月分の申込みを個々のテニスコートごとに認めるのではなく、市営のテニスコートすべてに対して、原則月2回までとし、当選者については、申込み受付期間経過後、空きがあれば自由に申込みができるような仕組みにすることが考えられる。

この他、富士森公園テニスコートについては、16時45分から18時の時間帯の利用を認めておらず、空白の時間帯があるが、利用可能な時間帯を空白にする必要はないものとする。学生、主婦等は利用可能であると思われるため、この時間も他のテニスコート同様利用させるようにすべきである。

管理委託の見積書では、4月から10月までの期間のシフトが、8時30分から17時と、16時30分から22時30分になっており、重複時間が30分あるが、11月から3月については、9時から16時15分と16時30分から20時30分のシフトになっており、逆に空白の時間帯がある。引継ぎ等で重複する時間帯があることはやむを得ないと思われるが、空白の時間帯が利用の空白の時間帯と対応していない。16時45分から18時の利用できない空白の時間帯の利用とあわせて見直しをすべきである。

5 使用料金

富士森公園テニスコートの使用料金は以下のとおりである（減免事項については、

Ⅳ 富士森公園陸上競技場と同様）。

コート	1 面 1 回（2 時間以内）	1,000 円
夜間照明	1 面 1 回（2 時間以内）	1,000 円

（１）実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

（２）監査の結果

特に指摘する事項はない。

（３）意見

・行政コスト計算上は赤字であることを認識し、定期的に料金の見直しや施設の維持運用コストの削減などを検討すべきである。

現在の料金体系は、平成 6 年 7 月 1 日に改定のものが引き続き利用されており、10 年間ほど改定されていない状況にある。ここに、改定前のものと比較すると以下のようになる。

料金対比表

施設・設備・時間		S60.4.1 改定	H6.7.1 改定
コート	1 面 1 回（2 時間以内）	800 円	1,000 円
夜間照明	1 面 1 回（2 時間以内）	1,000 円	1,000 円

テニスコートの場合には、民間の料金に比べると料金自体は安く設定されているが、他の市町村と比較して、八王子市が特別に安い設定になっているということではない。この点、八王子市においては、現状においてコート面数を増やすなどの民業圧迫の意向を持っておらず、また料金を民間ベースに上げた場合には利用できなくなる市民が生じる恐れがあることなどを勘案すると、現状の料金設定自体は特に問題ないものとする。

しかし、歳入歳出の収支は黒字であるが、行政コスト計算書は 2,928 千円強の赤字となっていることから、施設の維持運用コストの削減も検討すべきである。

6 業務委託の状況

Ⅳ 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「6 業務委託の状況」（Ⅳ-12 頁）参照

7 金銭収受の管理状況

使用料入金に関する業務フローの内容を担当者へ質問し確認した。

（１）実施した監査手続

金銭の管理状況を確認するため、平成 17 年 4 月分の関係書類の突合せを行った。

（２）監査の結果

金銭は規定等に従って、適切に管理されていると認められた。

8 市民からの苦情・要望

（１）実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

（２）監査の結果

特に指摘する事項はない。

（３）意見

・ 利用者のアンケート調査を実施すべきである。

テニスコートにおいては、利用者のアンケート調査を実施していないが、市民のニーズを充足させるためには、是非実施すべきである。

9 総括

(1) 事業の必要性について

富士森公園テニスコートの平成 16 年度の年間利用実績は以下のとおりである。

		利用可能 単位数	実利用単位	利 用 率 (%)	人数 (人)
土・日・祝日	昼間	1,757	1,731	98.5	16,013
	夜間	731	658	90.0	2,800
	合計	2,488	2,389	96.0	18,813
平日	昼間	3,786	3,631	95.9	28,095
	夜間	1,606	1,428	88.9	6,789
	合計	5,392	5,059	93.8	34,884
全日		7,880	7,448	94.5	53,697

利用率は全日平均で約 95%と極めて高い状態にあり、広く利用されており、事業の必要性は高いものといえる。

(2) 市の関与の必要性について

市は、民営のテニスコートに比べて安い使用料金で提供しているが、他の近隣の市と比較しても、特に安い使用料金で提供しているということではなく、ほぼ横並びの設定となっている。人気が高いことから、抽選倍率もかなり高く、使用料で優位性があったとしても民営圧迫に至るほどにはなっていないと思われる。実際、民営は貸しコートよりも、むしろスクールが中心で運営されているところが多いことから、ある程度の棲み分けもできていると思われる。

また、市内に市営のテニスコートは、かなりの数があり、八王子市の一部の住民だけが利用しているといった立地上の不公平も特に生じているものとは思われない。現在市としても面数拡大の意向はなく、民営圧迫にまでは至っていないと判断されるため、市が関与することについて特に問題となる事項はない。

市で行わず民間が実施した場合には、需要が供給よりも多いため、使用料金が高くなる可能性がある。そうすると、資金的に余裕のある市民を除き、手頃な値段で利用することができなくなり、利用が減少することが予想される。このため、広く市民にスポーツを振興するためには、一定の関与も必要と判断される。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・申込みから日常の管理まで、基本的に運営にあたっての市の関与の割合は少ないため、富士森公園陸上競技場や富士森公園野球場等とあわせて指定管理者制度の導入を検討すべきである。

富士森公園テニスコートの管理については、社団法人Sに任せているが、テニスコートは人工芝であるため、雪などの特殊事情を除けば、特に煩雑な管理は要せず、入金管理業務が作業の中心となっている。現時点においても、市が直接管理に関与している割合は少ない状況にある。このため、使用時間の拡充やサービスの向上のためには、富士森公園テニスコートだけでなく、富士森公園陸上競技場や富士森公園野球場、市民体育館を含めて富士森公園全体で一括して指定管理者制度を導入することを検討する必要がある。

VI 富士森公園野球場

所在地 八王子市台町 2 丁目 2

<施設の概要>

1 設立年

昭和 31 年 7 月

2 施設の目的

市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 施設の概要

(1) 主な設備の概要

野球場 1 面 照明設備あり

敷地面積 27,794 m² (競技場分は 13,223 m²)

鉄筋コンクリート造

規模 観客 12,696 人収容

(2) 施設の使用時間

昼間 8 時 45 分から 16 時 45 分まで (4 月 1 日から 10 月 31 日)

9 時 30 分から 15 時 50 分まで (11 月 1 日から 12 月下旬、3 月下旬から
3 月 31 日)

夜間 18 時から 22 時まで (4 月 1 日から 10 月 31 日)

(3) 使用料金

野球場 1 回 (2 時間以内)	8,000 円
本部室、放送設備及びスコアボード 一式 1 回 (2 時間以内)	6,000 円
控室第 1 会議室 全日又は 1 回	4,000 円
控室第 2 から第 4 会議室 全日又は 1 回	2,000 円
夜間照明 1 回 (2 時間以内)	18,000 円
入場料徴収時加算	40,000 円

富士森公園野球場

- 減免については、Ⅳ 富士森公園陸上競技場〈施設の概要〉「3 施設の概要
 (3) 使用料金」(Ⅳ-1 頁及び2 頁) 参照
 (4) 施設の閉場期間

昼間 12 月下旬から 3 月中旬まで
 夜間 11 月 1 日から 3 月 31 日まで

4 利用状況

富士森公園野球場の過去 5 年間の利用状況は以下のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
野球場利用回数 (回)	563	491	616	545	512
野球場利用者数 (人)	60, 148	99, 890	152, 936	94, 818	87, 128

5 歳入歳出

富士森公園野球場に係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞ (単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	8, 292, 000	8, 088, 000	7, 612, 000
合計	8, 292, 000	8, 088, 000	7, 612, 000

＜歳出＞ (単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
賃金	2, 318, 700	1, 624, 520	1, 624, 900
需用費	13, 116, 088	13, 379, 120	11, 496, 909
役務費	674, 851	672, 423	472, 471
委託料	13, 130, 243	11, 631, 975	11, 440, 504
使用料及び賃借料	14, 910	14, 910	14, 910
工事請負費	11, 739, 000	22, 110, 900	22, 226, 400
原材料費	222, 978	183, 435	133, 087
備品購入費	242, 445		0
負担金補助及び交付金	10, 000	10, 000	10, 000
合計	41, 469, 215	49, 627, 283	47, 419, 181

＜歳入－歳出＞ (単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△33, 177, 215	△41, 539, 283	△39, 807, 181

6 職員等の状況

IV 富士森公園陸上競技場〈施設の概要〉「6 職員等の状況」(IV-3 頁) 参照

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

他の近隣の市営球場(民間は該当なし)

	八王子市(上柚木)	多摩市	府中市
規模	観客 3,000 人収容可。 ナイター設備なし。	観客 1 万人収容可。 ナイター設備あり。	観客 1 万人収容可。 ナイター設備あり。
料金体系	8,000 円 (1 回 2 時間以内) その他本部室・放送設備・スコアボード・会議室の有料貸出あり。	大人 3,000 円 子供 1,500 円 (2 時間) 大人 19,000 円 子供 17,500 円 (ナイター 2 時間利用) ただし、市外利用の金額は倍となる。 その他有料貸出備品(スコアボード・バッティングゲージ・ピッチングマシン・放送設備等)あり。	2,600 円 (1 時間) 3,300 円 (照明施設利用料 1 時間) ただし、市外利用については以下の通り。 5,200 円(1 時間) 9,900 円(照明施設利用料 1 時間) また、入場料の類を徴収する場合には、 13,000 円(1 時間) 16,500 円(照明施設利用料 1 時間) ただし、市外利用については 26,000 円(1 時間) 49,500 円(照明施設利用料 1 時間) その他本部席・会議室・記録室の有料貸出あり。

富士森公園野球場

利用 資格	利用者登録をしているもの。 なお、利用者登録のできる者は、市内在住・在勤・在学者で16歳以上の者又は市内を拠点とし、大会を主催できる連盟等の団体。	特に制限なし。	特に制限なし (ただし、事前に利用登録が必要)。
閉場 期間 や閉 場日	12月下旬から3月中旬まで。	12月から3月まで。 毎週月曜日整備日 (ナイター除く)	12月2週目から3月3週目まで。

8 行政コスト計算

平成16年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費8,900千円を使用している。なお、各施設への配分に当たっては、当施設に係る事業に要した職員数で按分した。
②退職給与引当金繰入額	平成15年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費8,900千円×0.065にて計算している。
③減価償却費	同施設の設置当初の建設費は不明なため、施設別財産状況表から取得金額を算定し、耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数のうち、構築物スタンドその他の耐用年数である30年他を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価額を10%とする定額法を使用している。
④無料役務提供分	年間の利用実績数から算定した使用料金額から実際に収受した金額を差し引いて算定した。 $512 \text{ 単位 (16 年度 昼間・夜間利用実績合計)} \times \{8,000 \text{ 円 (使用料)} + 6,000 \text{ 円 (スコアボード等)}\} + 80 \text{ 単位 (16 年度 夜間利用実績)} \times 18,000 \text{ (夜間照明料)} = 8,608,000 \text{ 円 (あるべき収入)}$ $8,608,000 \text{ 円 (あるべき収入)} - 7,612,000 \text{ 円 (実際歳入分)} = 996,000 \text{ 円}$

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書
 (自 平成 16 年 4 月 1 日)
 (至 平成 17 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	36,045,000
退職給与引当金繰入額	2,342,925
賃金	1,624,900
需用費	11,496,909
役務費	472,471
委託料	11,440,504
使用料及び賃借料	14,910
工事請負費	22,226,400
原材料費	133,087
負担金補助及び交付金	10,000
小計	85,807,106
管理不能費	
減価償却費	19,137,795
合計	104,944,901
収入項目	
使用料及び手数料	7,612,000
無料役務提供分	996,000
合計	8,608,000
差引行政コスト純額	△96,336,901
コスト回収率	8.2%

(市民一人当たりの行政コスト)

96,336,901 円 ÷ 542,761 人 = 177.4 円 (少数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

利用者数自体が少ないことから、無料部分の収入を加味しても、管理委託及び芝の手入れや清掃等の委託料自体も回収できない構造的な赤字の状態となっている。一般職員人件費や減価償却費を考慮すると、96,336 千円の大幅な赤字となっており、事業として黒字転換することは難しい状況である。

また、利用者数そのものを拡大して行政コストを回収することは困難であることが考えられるため、観客を呼ぶような施策の展開も必要である。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

Ⅳ 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「1 職員等の状況について」（Ⅳ-7 頁）参照

2 利用申込

利用申込の方法については、Ⅳ 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「2 利用申込」（Ⅳ-8 頁）参照。ただし、以下のように違いがある。

① 団体申込

Ⅳ 富士森公園陸上競技場と同様

② 一般申込

施設利用カード登録後は、申込みはインターネットでできるが、端末機（富士森公園野球場、上柚木公園陸上競技場、松木公園テニスコート、市民体育館、甲の原体育館）や電話での申込みもできる。

2 か月前までに抽選申込みをして、申込日の前月 1 日に抽選を行い、当選者を決定する（例えば 8 月分は 6 月末に申込みを締め切り、7 月 1 日に当選決定する）。申込みは 1 か月につき施設ごとに 2 回までとなっている。当選者が確定入力をした後空いている時間帯は、先着順となっている（8 月分であれば 7 月 7 日より）。

当日申込みはインターネット等では行えない。富士森公園野球場事務所に電話予約を入れるか、富士森公園野球場事務所まで直接出向く必要がある。

申込者は、当日利用する時に「運動施設使用申請書」を記入し、料金を払い、使用承認を受けてから利用する。

③ キャンセルについて

一般利用者は、キャンセルする場合は前日の 24 時までにインターネット等で、キャンセル入力を行わなくてはならない。当日キャンセルはペナルティとして、キャンセルの日の属する月の翌々月の 1 日から 3 か月は抽選申込みの参加ができなくなる。前日の 24 時までのキャンセルは、システムに反映される。

団体の無断キャンセルはそれほどないが、無断キャンセルした場合、団体ごとに現状では嚴重注意といった形をとっている。

(1) 実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、団体利用の手続が規定に従って公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

申込み受付及び利用者の決定に関する事務手続きは規定等に従い適切に行われていた。

(3) 意見

- ・全体的に、利用率を上げ採算性を向上させるためには、市外の希望者にも広く利用できるように利用者に幅をもたせるべきである。
- ・予約の取り方として、特定団体以外の一般利用の利用者への配慮も必要である。

富士森公園野球場の平成 16 年度の抽選倍率の実績を示すと以下のようになる。

	申込数	当選数	当選率 (%)	抽選倍率 (倍)
4 月	416	42	10.1	9.9
5 月	383	29	7.6	13.2
6 月	34	6	17.6	5.7
7 月	147	22	15.0	6.7
8 月	59	22	37.3	2.7
9 月	144	17	11.8	8.5
10 月	306	13	4.2	23.5
11 月	124	12	9.7	10.3
12 月	—	—	—	—
1 月	—	—	—	—
2 月	—	—	—	—
3 月	—	—	—	—
合計	1,613	163	10.1	9.9

前表の抽選倍率は、連盟等の団体利用を除いた一般利用の休日及び平日の夜の抽選倍率を示すものであり、年間で 9.9 倍と非常に高い倍率になっている。

事業自体の利用率自体は低いものの抽選倍率自体高い結果になっていることは、社会人などが、休日しか利用できないことが挙げられる。この点については、競技の性質や利用者層などから止むを得ない部分があるが、一方で利用者数そのものが少ないならば、未利用の時間帯については、市民以外の団体にも利用させるようにしてもよいと思われる。

また、予約の取り方として、まず団体（市内を拠点とし、大会を主催できる連盟等の団体）の大会利用が確保され、その後一般の利用が認められることになっている（※）が、一般利用の抽選倍率が高い土・日・祝日などのニーズの高い日のうち、団体を入れない日を多めに設定するなどの配慮もすべきと考える。

※ 団体は、大会等の利用に限り前年の 11 月から 12 月の間、必要事項を記入して申込みを行うのに対して一般利用者の申込みは利用希望日の 2 か月前の 1 日から末日までとなっている。

3 利用目標の設置状況

IV 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「3 利用目標の設置状況」（IV-9 頁）参照

4 利用の制限

（1）実施した監査手続

担当者への質問及び関係資料を閲覧し、特定の利用者が独占的に利用し他の利用者の利用が制限されていないか吟味した。

（2）監査の結果

特に指摘する事項はない。

5 使用料金

富士森公園野球場の使用料金は以下のとおりである（減免事項については、IV 富士森公園陸上競技場と同様）。

野球場 1 回（2 時間以内）	8,000 円
本部室、放送設備及びスコアボード 一式 1 回（2 時間以内）	6,000 円
控室第 1 会議室 全日又は 1 回	4,000 円
控室第 2 から第 4 会議室 全日又は 1 回	2,000 円
夜間照明 1 回（2 時間以内）	18,000 円
入場料徴収時加算	40,000 円

（1）実施した監査手続

富士森公園野球場

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

(2) 監査の結果

・使用料金体系の見直しが必要である。

現在の料金体系は、平成 6 年 7 月 1 日改定のものが引き続き利用されており、10 年間ほど改定されていない状況にある。ここに、改定前のものと比較すると以下のようになる。

料金対比表

施設・設備・時間	S60.4.1 改定	H6.7.1 改定
野球場 1 回 (2 時間以内)	4,000 円	8,000 円
本部室・放送設備及びスコアボード一式 1 回 (2 時間以内)	3,000 円	6,000 円
会議室 全日又は 1 回	2,000 円	2,000 円又は 4,000 円
夜間照明 1 回 (2 時間以内)	18,000 円	18,000 円
入場料徴収時加算	20,000 円	40,000 円

他市においては、料金体系を市民利用と市民以外の利用に分け、市民以外の利用については、倍以上の料金格差を設けている。また、入場料等をとる場合には高額料金を徴収しているところもある。八王子市は、事前登録を前提としたインターネットによる申込みを原則としており、八王子市在勤在住在学以外の利用者の利用については基本的に認めておらず、料金が画一化されている。平日の利用状況が 29.0% (平成 16 年度実績) と低いことを考えると、潜在的ニーズがあれば市民以外の利用を認め、料金格差を設けてもよいものとする。

6 業務委託の状況

IV 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「6 業務委託の状況」
(IV-12 頁) 参照

7 金銭収受の管理状況

IV 富士森公園陸上競技場〈監査の結果及び意見〉「7 金銭収受の管理状況」
(IV-14 頁) 参照

8 市民からの苦情・要望

野球場の利用については、当日キャンセルした場合をペナルティの対象としているため、数日前にキャンセルした場合にはペナルティにならないことになっている。落選者は、利用したくても当日までキャンセルが生じて利用ができるようになるか分からないため、キャンセルのペナルティの時期をもう少し前に設定してくれれば、未当選者が利用可能になるという意見があった。

(1) 実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

- ・キャンセルのペナルティ発生時期の見直しを検討する必要がある。
- ・アンケート調査を実施すべきである。

野球はある程度まとまった人数が必要となるので、事前調整の日が必要であり、無料キャンセルの期間を事前に設定すれば、空きのままになっていることが少なくなり、望ましいものと思われる。この件については、システム対応のコスト面の障害等があるため、現時点で対応されていないが、今後の課題として検討すべきである。

なお、富士森公園野球場においても、富士森公園テニスコート同様に利用者のアンケート調査を実施していないが、市民のニーズを充足させるためには、是非実施すべきである。

9 総括

(1) 事業の必要性について

富士森公園野球場の平成 16 年度の年間利用実績は以下のとおりである。

		利用可能 単位数	実利用 単位	利用率 (%)	人数 (人)
土・日・祝日	昼間	284	224	78.9	31,073
	夜間	94	44	46.8	1,222
	合計	378	268	70.9	32,295
平日	昼間	611	208	34.0	53,475
	夜間	229	36	15.7	1,358
	合計	840	244	29.0	54,833
全日		1,218	512	42.0	87,128

ただし、富士森公園野球場は 12 月下旬から 3 月中旬までの期間は閉場しているため、使用期間は約 9 か月と限定されている。

野球の試合をするには通常 18 人程集める必要があること、社会人は平日の利用は困難であることを勘案すると、土曜日・日曜日・祝日は 7 割程度、平日は約 3 割程度利用されており、事業の必要性は認められる。

(2) 市の関与の必要性について

行政コスト計算書で示したとおり、富士森公園野球場の運営に約 100,000 千円の赤字を出している状況である。利用状況はまずまずではあるものの、民間が野球場を直接自主運営することは、採算の面で困難なことが想定される。

また、八王子市内で、設備面で充実し本格的な大会を開催できる野球場は、富士森公園野球場と上柚木公園野球場だけであることから、市が関与する必要性は認められる。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・ 利用者の多い休日に業務を委託していること、事務の合理化や、自動販売機以外の付随サービスを市民に提供できる可能性が生じることなどから、指定管理者制度の導入を検討すべきである。

土曜日、日曜日、祝日は野球場利用者が多いにもかかわらず、一般職員の事務職は休みとなっている。また、事務棟自体、野球場内に設置されていることから、本来であれば利用者数を考慮した勤務形態にすべきである。また、土曜日、日曜日、ナイターについては、直接一般職員が、管理を実施せず、委託しているため、運営自体は指定管理者制度を導入しても支障はほとんどないものと考えられる。申込みについても、一般申込みは、インターネットによる申込みとコンピューターによる抽選となっており、特にマンパワーが介在する部分は少ないため、市民大会などの特に優先すべき日程だけを事前に確保できるようにすれば、特に民間が管理主体となって実施しても利用者にとって利用申込みの障害となる事項は少ないものと考えられる。

更に、指定管理者制度を導入すれば、自動販売機以外にも、さまざまな付随サービスの提供の可能性が生じることから、市民にとっても望ましいものと考えられる。

また、利用者数自体減少の傾向が見られるため、野球を「する」楽しみから「見る」楽しみに広げていくことも重要である。近隣市の中には、市民球場で有名クラブチームなどの試合をしたケースもあるので、プロ野球の２軍やクラブチームなどの試合を開催して、観客を集めることも検討すべきである。

この他ネーミングライツについて、富士森公園野球場のみではスポンサーがつくのは困難と思われるが、陸上競技場、テニスコート、体育館とスポーツ施設が集積している富士森公園全体で検討する必要がある。

VII 八王子市民体育館

所在地 八王子市台町 2 丁目 3 番 7 号（本館）
八王子市散田町 2 丁目 37 番 1 号（分館）

<施設の概要>

1 設立年

昭和 49 年 10 月（本館）
昭和 57 年 8 月（分館）

2 施設の目的

市民の体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって、心身の健全な育成に寄与するため、八王子市体育館を設置する。

3 施設の概要

（１）主な設備の概要

（本館）

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）

面積

地下 1 F 3,736.42 m²

地下 2F 482.25 m²

1 F 1,974.99 m²

棟屋外 104.92 m²

主競技場（1,540 m²）1 面、第 2 競技場（260 m²）1 室、
第 3 競技場（198 m²）1 室、第 4 競技場（202 m²）1 室、
第 5 競技場（270 m²）1 室、トレーニング室（185 m²）1 室、
走路（1 周 160m）1 コース、レクリエーションホール（155 m²）1 室
会議室（36 人収容）3 室、ギャラリー（439 m²）504 席
休憩室（107 m²）1 室、更衣室・シャワー室（158 m²）5 室

八王子市民体育館

(分館)

鉄骨造

面積 1,461.33 m²

分館競技場 (1,177 m²)、

ギャラリー (136 m²) 139 席、更衣室 (27 m²) 2 室

(2) 施設の使用時間

9 時 30 分から 21 時 30 分まで

(3) 使用料金

(単位:円)

	施設	時間	午 前	午後 A	午後 B	夜 間		全 日
		区分	9 時～ 11 時 50 分	12 時～ 14 時 50 分	15 時～ 17 時 50 分	18 時～21 時		9 時～21 時
貸切	主競技場	全 面	6,000	6,000	6,000	7,000		25,000
		半 面	3,000	3,000	3,000	3,500		
	第 2・3・ 4・5 競技場		1,600	1,600	1,600	1,700		6,500
	レクリエーションホール							
	分館競技場	全 面	4,200	4,200	4,200	4,800		17,400
		2/3 面	2,800	2,800	2,800	3,200		
		半 面	2,100	2,100	2,100	2,400		
		1/3 面	1,400	1,400	1,400	1,600		
	会議室		9 時～12 時	13 時～17 時		18 時～21 時		
			1,500	2,000		1,500		5,000
個人	一般開放競技 (卓球・ソフトテニス・ バドミントン等)		子供 (中 学 生 以 下) 100 大人 300					
	走路		大人 300					
	トレーニング室		大人 (18 歳以上) 300					
附属設備	放送装置一式		600	600		600	600	2,400
	電光掲示装置一式		600	600		600	600	2,400

ただし、以下の減免事項がある。

教育委員会は、貸切りの取扱いをする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額又は免除することができる(八王子市体育館条例施行規則第 6 条)。

- (1) 市内の社会教育関係団体が体育、スポーツ及びレクリエーションを目的として行う行事に使用するとき 5 割減額

八王子市民体育館

- (2) 市又は教育委員会が行政目的のために行う事業に使用するとき、又は市内の公私立学校が教育目的のために行う体育及びスポーツ行事に使用するとき 免除
- (3) 心身障害者の厚生援護事業を行うことを目的とする市内の団体等で教育委員会が別に定める要件に適合するものがその活動のために使用するとき 免除

(4) 施設の休館日

毎月第1・3・5月曜日（ただし、祝日は開館）

年末年始

4 利用状況

市民体育館の過去5年間の利用状況は以下のとおりである。

（単位：人）

	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度
主競技場	120,184	118,249	124,424	126,407	160,465
第2競技場	16,775	16,365	17,040	18,937	18,620
第3競技場	30,588	31,664	35,339	32,585	35,874
第4競技場	33,523	31,718	32,520	33,530	33,685
第5競技場	7,154	7,729	9,615	9,605	9,967
分館競技場	80,557	86,485	84,578	82,594	100,886
トレーニング 室・走路	19,475	19,450	21,099	23,697	25,380
レクリエーションホール	38,996	39,230	38,916	38,484	38,553
会議室	21,010	19,737	19,047	19,523	22,365
合計	368,262	370,627	382,578	385,362	445,795

八王子市民体育館

5 歳入歳出

市民体育館に係る過去 3 年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞

(単位：円)

款	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料及び手数料	32,657,992	35,345,697	36,508,169
寄附金	(※) 1,000,000		
諸収入	687,080	685,776	1,124,078
合計	34,345,072	36,031,473	37,632,247

※平成 14 年 7 月市内在住の競艇選手より、市民体育館器具購入のため寄付されたものである。

＜歳出＞

(単位：円)

節	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
報酬	14,447,486	14,550,756	19,713,568
共済費	893,899	581,944	1,183,648
報償費	4,843,350	5,366,000	3,067,000
旅費		660	
需用費	21,717,983	21,500,990	23,944,970
役務費	950,861	976,294	746,109
委託料	25,921,049	24,472,723	26,576,904
使用料及び賃借料	600,810	303,135	427,035
工事請負費		32,711,700	
原材料費	26,827	23,625	24,779
備品購入費	1,993,635	2,083,830	3,051,562
負担金補助及び交付金		4,700	
合計	71,395,900	102,576,357	78,735,575

＜歳入－歳出＞

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入－歳出	△37,050,828	△66,544,884	△41,103,328

6 職員等の状況

市民体育館の職員等の状況は以下のとおりである。

一般職員	8 名
嘱託員	8 名
合計	16 名

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果は以下のとおりである。

① 他の近隣の市営体育館

	多摩市	日野市	府中市
規模・設備	第1～第7 スポーツホール 会議室	メインアリーナ サブアリーナ、 弓道場、会議室、 トレーニングルーム	第1 体育館 第2 体育館 トレーニング室 第1 武道場 第2 武道場 弓道場 相撲場 エアライフル場 レクリエーションホール 卓球場 サウナ（スポーツサウナ）
料金体系	一般使用 こども 50 円 大人 100 円 ただし、市外利用は倍額	一般使用 こども（中学生以下） 50 円 大人 100 円	一般利用 こども 70 円 大人 150 円 トレーニング室 300 円 サウナ 400 円 ただし、市外利用は倍額
	貸切使用 第1 ホール 午前＝4,000 円 午後＝6,000 円 夜間＝8,000 円 全日＝18,000 円 ただし、1/2 利用、1/3 利用も可 第2 ホール 午前＝2,000 円 午後＝3,000 円 夜間＝4,000 円 全日＝9,000 円 ただし、1/2 利用も可	貸切使用 メインアリーナ 午前＝3,000 円 午後＝4,000 円 夜間＝5,000 円 全日＝10,000 円 サブアリーナ 午前＝600 円 午後＝800 円 夜間＝1,000 円 全日＝2,000 円	貸切使用 第1 体育館 午前＝6,000 円 午後1・2＝4,500 円 夜間＝8,000 円 全日＝23,000 円 第2 体育館 午前＝3,000 円 午後1・2＝2,500 円 夜間＝4,000 円 全日＝12,000 円 レクリエーションホール 午前＝1,800 円

八王子市民体育館

	第 5・6 ホール 午前＝1,000 円 午後＝1,500 円 夜間＝2,000 円 全日＝4,500 円 会議室 午前＝400 円 午後＝600 円 夜間＝800 円 全日＝1,800 円 ただし、市外利用者は倍額となっている。	弓道場 午前＝600 円 午後＝800 円 夜間＝1,000 円 全日＝2,000 円 会議室 午前＝300 円 午後＝400 円 夜間＝500 円 全日＝1,000 円 ただし、入場料の徴収 あり の場合は メインアリーナ 午前＝6,000 円 午後＝8,000 円 夜間＝10,000 円 全日＝20,000 円 サブアリーナ 午前＝1,200 円 午後＝1,600 円 夜間＝2,000 円 全日＝4,000 円	午後 1・2＝1,400 円 夜間＝2,400 円 全日＝7,000 円 会議室 午前＝500 円 午後 1・2＝500 円 夜間＝500 円 全日＝2,000 円 ただし、市外利用は 1.5 倍 * 午前 9:00～12:00 午後 1 12:45～15:00 午後 2 15:15～17:30 夜間 18:00～21:00
利用資格	特になし。 ただし、団体利用は、構成員が 10 人以上で構成員の過半数が市内在住・在勤・在学のいずれかである場合のみ抽選に参加できる。	使用できる人 一般使用：資格を問わない（トレーニングルームは「大人」に限定） 貸切使用：10 人以上の団体（特に市内に限らないが、利用登録は必要である）	特になし。 ただし、全面利用の場合は、市民は、市外のものより 1 月早く抽選申込みができる。
休館日	第 3 月曜日（祭日の場合は、火曜日） 年末年始	毎月第 1 月曜日（祝日の場合は営業）祝日（金・土・日を除く）の翌日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	毎月第 1 月曜日（祝日のときは翌日） 年末年始

八王子市民体育館

② 民間のスポーツクラブ（八王子市内）

	A	B	C	D	E	F	G
設備	プール、 ジム、 スタジオ	プール、 ジム、 スタジオ	プール、 ジム、 スタジオ、 浴室、 その他ゴルフ フレッ スン等	プール、 ジム、 スタジオ、 スカッシ ュ、 アリーナ （体育 館）、そ の他ゴルフ フレッ スン等	プール、 ジム、 スタジオ、 ジャグジ ー等	プール、 ジム、 スタジオ、 スカッシ ュ、 テニス、 浴室、 その他ゴルフ フレッ スン等	プール、 ジム、 スタジオ 他
料金	10,815 円	10,815 円	12,075 円	8,925 円	7,875 円	9,450 円	9,975 円
定休日	年末年 始及び クラブ の指定 日	年末年 始及び クラブ の指定 日	年末年 始及び 第4・5 月曜日	月曜日	年末年 始及び クラブ の指定 日	金曜日	火曜日

※料金は施設をすべて自由に使える会員の場合の一人当たりの月会費を参考に載せている。

※Dの体育館は、テニスなどの開放スペースとなっており、貸切で利用することはできない。

③ その他の施設 H

館内施設としてはキャンプ施設・文化学習施設・スポーツ施設・宿泊施設・大浴場などがある。スポーツ施設としては、体育室が4つある。

開館時間 8：00～22：00（施設利用は 9：00～22：00）

定休日 年中無休

八王子市民体育館

体育室の使用料金

(単位：円)

	面積 (㎡)	一般の利用				
		午前	午後 A	午後 B	夜間	全日
第 1 体育室	875	4,095	4,095	4,095	5,250	15,540
(半面使用)	437.5	2,100	2,100	2,100	2,730	8,190
第 2 体育室	263.94	1,575	1,575	1,575	1,995	5,985
第 3 体育室	177.2	1,050	1,050	1,050	1,365	3,990
第 4 体育室	275.56	1,680	1,680	1,680	2,100	6,300
		青少年団体の利用				
第 1 体育室	875	2,625	2,625	2,625	3,360	10,080
(半面使用)	437.5	1,470	1,470	1,470	1,890	5,460
第 2 体育室	263.94	1,050	1,050	1,050	1,260	3,780
第 3 体育室	177.2	630	630	630	840	2,520
第 4 体育室	275.56	1,050	1,050	1,050	1,365	3,990

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費 8,900 千円を使用している。なお、館長は甲の原体育館の管理も担当しているため 0.5 名とし、7.5 名として計算している。
②退職給与引当金繰入額	平成 15 年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費 8,900 千円×0.065 にて計算している。
③減価償却費	同施設の建設費本館 702,348 千円、分館 178,608 千円を基礎金額とし、耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数のうち、鉄筋コンクリート造りの「住宅、寄宿舍、宿泊所、学校又は体育館のもの」の耐用年数である 47 年を使用している。 減価償却方法は残存価額を 10%とする定額法を使用している。
④無料役務提供分	個人利用無料分については対象者数について、大人と子供の比率をベースにそれぞれの金額を乗じて算定した。 団体分については、対象団体数に平均使用料を乗じて算定した。 個人利用 555 人（16 年度障害者利用実績計）× {300 円（大人料金）×0.9（個人利用全体に対する大人の割合）+100 円（子供料金）×0.1（個人利用全体

八王子市民体育館

	に対する子供の割合) } + 2,349 人 (16 年度土曜日の子供卓球利用計) × 100 円 (子供料金) = 390,300 円 団体利用 { 554 (16 年度減額団体計) × 1/2 + 752 (16 年度免除団体計) } × 2,128 円 (団体平均使用料) = 2,189,712 円 団体利用 16 年度平均使用料 = { 14,005,050 ÷ 6,580 (= 6,303 団体 + 554 ÷ 2) } = 2,128 円 合計 390,300 円 + 2,189,712 円 = 2,580,012 円
--	---

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

〔 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 〕

(単位：円)

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	66,750,000
退職給与引当金繰入額	4,338,750
報酬	19,713,568
共済費	1,183,648
報償費	3,067,000
需用費	23,944,970
役務費	746,109
委託料	26,576,904
使用料及び賃借料	427,035
原材料費	24,779
備品購入費	3,051,562
小計	149,824,325
管理不能費	
減価償却費	16,869,396
合計	166,693,721
収入項目	
使用料及び手数料	36,508,169
無料役務提供分	2,580,012
諸収入	1,124,078
合計	40,212,259
差引行政コスト純額	△126,481,462
コスト回収率	24.1%

(市民一人当たりの行政コスト)

126,481,462 円 ÷ 542,761 人 = 233.0 円 (少数点第 2 位切り捨て)

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

- ① コスト構造をみると、一般職員人件費、退職給与引当金繰入額、報酬、共済費、報償費の人件費に関わるコストの合計は 95,052 千円であり、管理可能コストのうち、63.4%と高い比率を占めている。
- ② 器具類が旧式化しているにも拘らず、備品購入費や原材料費の合計は 3,076 千円で管理可能コストの 2.0%程度が割り当てられているにすぎず、十分なコストがかけられていない。
- ③ コストを削減するには、管理可能コストの中でも、備品購入費や直接利用者の指導に関わるコストを削減することは利用者ニーズを損なうことになることから、直接市民の体育指導に携わっている人員以外の人件費を中心に引き下げることが必要となる。
- ④ コスト計算の中には、将来必要となる修繕引当は計上していないが、建設以来 30 年以上経過している状況の下、今後大規模な修繕コストの発生が見込まれる。

以上、今後、更なるマイナスの行政コストの発生が見込まれるため、使用料金の見直しや、人件費を含めたコストの削減、コスト配分のあり方（建物及び器具の修繕料などのメンテナンスコストに重点をおく）についても見直す必要がある。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

現在の一般職員の人数は 8 名であり、職務は自主事業であるスポーツ教室の企画立案、委託契約の調整、施設管理、予算管理、体育館運営協議会事務局等である。

その他嘱託職員として窓口対応に 4 名、教室等のトレーナーとして 4 名、その他、自主事業で実施している教室の外部指導員（延べ 356 回分）がいるほか、一般開放日における委託（延べ 701 回分：甲の原は除く）がある。

（１）実施した監査手続

平成 17 年度の勤務ローテーション表等を閲覧し、勤務体系の効率性等について吟味した。

（２）監査の結果

・シフト体制を見直し、効率化を図る必要がある。

一般職員の業務内容を検討すると、施設管理、特にスポーツ用具等の在庫管理、維持管理、貸出等と挙げられている業務については、特に一般職員以外でも実施可能ではないかと思われる。

自主事業の企画立案は、年間スケジュールに基づき確定されるものであり、一般開放の種目や曜日も年間で固定されている。このため、新規の企画を作成する際には時間や労力を費やすものと考えられるが、一度実施したことのある企画であれば業務自体はそれほど支障なく運営されるはずである。

契約事務についても、平成 16 年度の年間契約は 20 件程度しかない。これらがすべて過去に類のない新規の契約であれば仕様の検討で時間を割くことはわかるが、実際には特段変更が多くあるわけではない。

利用登録事務についても、平成 16 年度の施設利用の個人登録は 402 件、団体登録は 60 件程度で、毎年 120 団体ほど登録団体の更新があるが、利用者は登録手続きに熟知しているものと想定され、現状の人員から判断して特別多大な業務負担があるとは考えづらい。

現在の管理部門の人員は 8 名であり、窓口対応等の市民サービスを考えて、4 名ずつの 2 交代制のシフトで、土日に出勤するようにしているが、曜日別にみても、利用者数にムラがあるわけではないため、土日に 4 名体制で対応している状況からシフトを工夫すれば、全体では 6 名で回せられると思われる。

実際の窓口対応についても、14 時から 21 時 30 分まで嘱託員 2 名、その他教室を担当していないトレーナーが、毎日ではないものの、9 時 30 分から 14 時 30 分までの間最低 1 名（最大 2 名）は対応できるので、顧客対応としては十分足りているものと思われる。夜間 2 名で対応していることや、利用者はリピーターが多いことを勘案すれば、人員の削減の余地はあると考えられる。

参考までに、休館日や一般職員の休暇を勘案して、4 名体制を前提にシフトを組むと、以下のようになる。

年間稼働日 336 日

延べ必要人数 $336 \text{ 日} \times 4 \text{ 名} = 1,344 \text{ 名}$

一般職員の休みの日数

祝祭日 19 日 年間 $52 \text{ 週} \times 2 \text{ (土・日曜日)} = 104 \text{ 日}$

有給休暇 20 日

合計 143 日 ($= 19 + 104 + 20$)

一人当たり稼働日数 222 日 ($= 365 \text{ 日} - 143 \text{ 日}$)

年間必要人数 $1,344 \text{ 名} \div 222 \text{ 日} = 6.05 \text{ 名/日}$ となる。

以上から現在は 8 名であるが、ほぼ 6 名いれば、一日 4 名体制で運営できるものと試算される。特に、窓口業務自体は、嘱託員やトレーナーが契約により対応することになっており、最低でも 1 名（14 時 30 分から 16 時 30 分の時間帯で教室のない時間は最高で 2 名）は確保されていること、契約事務も平成 15 年度が保守点検 11 本、一般開放 7 本計 18 本、平成 16 年度が保守点検等で 12 本、一般開放で 8 本の計 20 本程度であることなどから、6 名体制で運営可能と判断した。

2 利用申込

利用の仕方については、以下のように大きく分けて個人申込みと団体申込みの方法がある。

① 個人申込

利用者は基本的に直接市民体育館に入館し、券売機にて使用料を支払うことで、自由に利用することができる。

ただし、トレーニング室の利用者は事前に利用方法の講習を受け、受講書の交付を受けてからの利用となる。受講書の交付を受けた利用者は、受講書番号を記入して、トレーニング室を利用することとなる。

また、個人利用の参加については、あらかじめ日時や利用回数が決まっているスポーツ教室への事前申込みを行い一括納入する場合と、そのつど料金を支払って自由に参加する一般開放の 2 パターンある。

② 団体申込

団体利用をする際には、事前に市民体育館受付にて施設利用者登録を行う必要がある。

施設利用者登録を済ませた後、団体利用希望者は、事前にインターネット等で申込みを行う。この際、利用団体は、1（団体の申込み）／2（枠のうち）というように、申込者がどれくらいいるのか事前にインターネットで見ることが可能である。

利用は抽選となり、4 か月前までに申込みをしてもらい、4 か月前の 20 日に抽選発表し、25 日までに確定入力を済ませてもらう手続きとなっている。その後 26 日から末日までに先着順にて申込みを受け付ける。

なお、利用回数は 1 週間に 1 回を限度とした利用となっているが、利用団体（市内で活動している 10 人以上の団体でその 8 割以上が市内在住の団体）の利用率が高いため、ほぼ 3 か月前までには、利用枠はほとんど埋まってしまう。

4 か月前に抽選結果が決定すると、3 か月前の 1 日から 7 日の間に使用料の支払を「八王子市民体育館使用申請書」を添えて、窓口にて行う。使用料を払わないと仮予約のままになってしまい、キャンセルについては、当選団体に関しては基本的には認めていないため、体育館側からも電話などで催促等行っている。

なお、抽選に対して福祉団体を優先するといったことは特に行っておらず、コンピューターによる無作為な抽選を行っている。

（１）実施した監査手続

利用申込みの方法について担当者への質問を行うとともに、市民に対する利用案内（パンフレット・インターネット）を確認し、利用申込みの方法の改善の有無を検討した。

（２）監査の結果

申込み受付及び利用者の決定は規定等に従い適切に行われていた。

3 利用目標の設置状況

（１）実施した監査手続

利用者数の目標の設置状況を確認した。

（２）監査の結果

- ・利用数の年間目標を設けていない。利用者数や利用率等の目標指標と目標値を設定する必要がある。

事業を経営する意識があれば、年間の目標指標と目標値があつて当然である。目標値と実績値を比較することで、更なる改善を図ることが可能であり、月次で目標値をもっていれば、より早いタイミングでアクションも可能となる。目標値の設定がなければ、予算消化型のサービス提供であつたと考えられても仕方がない。

事業の成果を図る指標としては、達成可能な成果指標を設定するべきである。

利用状況の経年推移をみると、平成 9 年以降毎年度利用者数は増加の傾向を示しており、平成 16 年度は過去最高の利用者数 445,795 人を達成している。市税等の口座振替による無料パス（※）による影響 2,057 人増や開館日数（前年度比 5 日増）等の影響もあるが、実際に視察した限り、利用状態は極めて高い状態であつた。今後は、さらに利用者促進を促せられるように市民のニーズを把握し、目標人数等を設定して実績と比較しながら、さらなる改善に役立たせられるようにすることが望ましい。

- ※ 市税等の円滑な支払いを促進するため、税金の支払い方法を口座振替に変更した市民に対して、体育館の使用料金等を免除する無料パス券を与えたもの。

4 利用の制限

施設利用の優先順位については、①市民大会、②抽選参加登録団体、③市民団体又は個人、④市民以外の団体又は個人の順となっている。

個人利用は一般開放の自由参加や教室などの参加である。

なお、使用料金自体については、②から④までにおいて特に差は設けていない。

（１）実施した監査手続

担当者への質問及び利用予定表を閲覧し、特定の利用者が独占的に利用し他の利用者の利用が制限されていないか吟味した。

（２）監査の結果

- ・団体利用者の使用時間、曜日が固定的にほぼ定まっていることから、公平性の点から相当な負担を求めるべきである。

八王子市民体育館

適正な利用登録の事務手続きの下で、規則どおりに運営されているが、利用の偏りの傾向が認められる。

市民大会等の行事を除けば、抽選参加登録団体が最優先されるため、抽選参加登録団体として登録しないと、③及び④の利用者はなかなか利用することができないのが現状である。

実際に①及び②の段階で空きがほとんどなくなってしまうため、他の潜在的なニーズがどれだけあるかまでは把握できておらず、今後の課題である。

以下、サンプルで示すと後記のような利用の状況になっている（なお、エアロビクス、スタートエアロ、卓球個人利用、バレーボール、中高年ウォーキングストレッチは市主催の教室で1年間固定である。AからSは利用が偏っていると見られる個別の団体名、XXはその他の利用者である）。

4/5（火）

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	A A	A	バレーボール
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年 ウォーキング ストレッチ	H
4 競技場				I
5 競技場	J			K
レクリエーションホール	M	N	O	P
分館競技場	C	B	XX	XX
	D	XX		E

4/12（火）

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	XX B	A XX	バレーボール
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年 ウォーキング ストレッチ	H
4 競技場				I
5 競技場	J			K
レクリエーションホール	M	N	Q	P
分館競技場	C	XX	A	XX
	XX		S	E

4/19（火）

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	XX	S A	バレーボール
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年	H

八王子市民体育館

4 競技場			ウォーキング ストレッチ	I
5 競技場	J			L
レクリエーションホール	M	R	O	P
分館競技場	XX	B	B	XX
	D		A	E

4/26 (火)

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	B	A	バレーボール
			XX	
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年	H
4 競技場			ウォーキング ストレッチ	I
5 競技場	J			L
レクリエーションホール	M	R	O	P
分館競技場	C		A	XX
	XX		A	E

5/3 (火) は大会開催

5/10 (火)

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	B	B	バレーボール
			XX	
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年	H
4 競技場			ウォーキング ストレッチ	I
5 競技場	J			L
レクリエーションホール	M	N	Q	P
分館競技場	C		A	XX
	D		A	E

5/17 (火)

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	B	B	バレーボール
		XX	XX	
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年	H
4 競技場			ウォーキング ストレッチ	I
5 競技場	J			K
レクリエーションホール	M	N	Q	P
分館競技場	C	XX	A	XX
	XX	XX	A	E

八王子市民体育館

5/24 (火)

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	B	S	バレーボール
		XX	XX	
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年 ウォーキング ストレッチ	H
4 競技場				I
5 競技場	J			K
レクリエーションホール	M	R	Q	P
分館競技場	C		A	スポーツ振興 課
	D	XX	A	

5/31 (火)

	午前	午後 A	午後 B	夜間
主競技場	エアロビクス スタートエアロ	B	S	バレーボール
			X	
2 競技場	卓球個人利用			
3 競技場	F	G	中高年	H
4 競技場			ウォーキング ストレッチ	I
5 競技場	J			K
レクリエーションホール	M	R	O	
分館競技場	XX	XX	A	XX
	XX	D	A	E

このように現実には、特定の団体が特定の時間を利用しており、利用が偏っている状況にある。特に、抽選参加登録団体は、他の利用者よりも1か月前に抽選申込みに参加して、当選が可能であるので、他の利用者よりも先に利用したい日時を押さえることができる。実際にどの程度、抽選参加登録団体によって先行して日時を押さえられているかのデータはないが、抽選参加登録団体以外の潜在的な利用者の利用日時に関する要望への配慮も必要である。潜在的な利用者も団体登録をすれば、申込みに際して、同等の権利を与えられるが、まず、実際に実態を調査して、どの程度抽選参加登録団体によって、日時を押さえられているかを確認することが必要である。その上で、抽選参加登録団体の抽選申込回数を現在の週1回月4回から週1回月3回までにするなど、他の利用者へ配慮することがあってもよいと思われる。特に、行政コスト計算書上、126,481千円の赤字となっており、利用の状況が偏っている現状では、相当の受益者負担を求めることを検討すべきである。

5 使用料金

市民体育館の使用料金は以下のとおりである。

(単位：円)

	施設	時間	午 前	午後 A	午後 B	夜 間		全 日
		区分	9 時～11 時 50 分	12 時～14 時 50 分	15 時～17 時 50 分	18 時～21 時		9 時～21 時
貸 切	主競技場	全 面	6,000	6,000	6,000	7,000		25,000
		半 面	3,000	3,000	3,000	3,500		
	第 2・3・4・5 競技場		1,600	1,600	1,600	1,700	6,500	
	レクリエーションホール							
	分館競技場	全 面	4,200	4,200	4,200	4,800		17,400
		2/3 面	2,800	2,800	2,800	3,200		
		半 面	2,100	2,100	2,100	2,400		
		1/3 面	1,400	1,400	1,400	1,600		
	会議室		9 時～12 時	13 時～17 時		18 時～21 時		
			1,500	2,000		1,500		5,000
個 人	一般開放競技 (卓球・ソフトテニス・バドミントン等)	子供 (中 学 生 以 下) 100 大人 300						
	走路	大人 300						
	トレーニング室	大人 (18 歳以上) 300						
附属設備	放送装置一式	600	600		600	600	2,400	
	電光掲示装置一式	600	600		600	600	2,400	

ただし、以下の減免事項がある。

教育委員会は、貸切りの取扱いをする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額又は免除することができる(八王子市体育館条例施行規則第 6 条)。

- (1) 市内の社会教育関係団体が体育、スポーツ及びレクリエーションを目的として行う行事に使用するとき 5 割減額
- (2) 市又は教育委員会が行政目的のために行う事業に使用するとき、又は市内の公私立学校が教育目的のために行う体育及びスポーツ行事に使用するとき 免除
- (3) 心身障害者の厚生援護事業を行うことを目的とする市内の団体等で教育委員会が別に定める要件に適合するものがその活動のために使用するとき 免除

(1) 実施した監査手続

使用料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

(2) 監査の結果

- ・使用料金体系の見直しが必要である。
- ・駐車場の一部有料化についても検討すべきである。

市民体育館のトレーニング室を個人で 20 日間、月に利用したとすると 300 円×20 日＝6,000 円となり、民間のほう設備の面では優れていることを考慮すると、料金自体が格段に安いというわけではない。

しかしながら、現在の料金は 10 年間改定されておらず、最近の改定は平成 6 年 7 月 1 日である。平成 6 年の改定は、貸切使用料が 12 年、個人使用料は、9 年間改定していなかったことという事実と、所要経費の増加に伴う住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則を勘案して、他市体育館の使用料についても比較検討を行い実施されたとのことである。

平成 6 年から現在まで、10 年ほど料金の改定がなされていないこと、施設自体が老朽化していること、団体利用については抽選参加登録団体に偏っていることなどから料金のあり方について、受益者が特定されている団体料金については特に料金の見直しをしても良い時期にきているものと判断される。

ここに、現状の使用料を前提とした場合に、利用者一人当たり、いくら追加料金を負担してもらうべきかを算定すると、以下のようになる。

平成 16 年度の行政コスト計算書上の赤字額が 126,481,462 円なので、この金額を総利用者数で割ると、利用者一人当たり追加料金は $126,481,462 \text{ 円} \div \text{利用者数 } 445,795 \text{ 人} = 283 \text{ 円/人}$ となり、大人の個人利用の場合の料金は、現在の料金 300 円＋追加の料金 283 円＝583 円/人となる。

また、仮に現在の料金体系を現在の団体、個人の収入の割合で按分して個人及び団体の料金設定をし直すとする、以下のようになる（ただし、料金アップに伴っても利用者数は一定と仮定する）。

回収すべき金額は、行政コスト計算書上の赤字額 126,481,462 円と使用料及び手数料 36,508,169 円の合計で 162,989,631 円である。

使用料及び手数料に占める金額の割合は、個人利用 61.6%、団体は 38.4%なので、個人が負担すべき金額は $100,401,612 \text{ 円} (=162,989,631 \text{ 円} \times 61.6\%)$ 、団体は $62,588,019 \text{ 円} (=162,989,631 \text{ 円} - 100,401,612 \text{ 円})$ となる。

以上から、個人利用者 80,489 人のうち、大人が 72,109 人、子供が 8,380 人であるが、このうち、障害者 555 人（大人と仮定）、土曜日の子供 2,349 人＋子供の日 94 人＝2,443 人は無料であるので、差し引き、大人 71,554 人、子供 5,937 人となり、大人は子供の 3 倍の料金設定であるので、大人に換算して計算

すると、73,533 人（＝71,554 人＋5,937 人÷3 人）となる。この人数を個人が負担すべき金額で割ると、1,365 円／回（＝100,401,612 円÷73,533 人）となる。

また、減額団体の使用料は半額であるので、6,580 団体（＝6,303 団体＋554 ÷2）として、団体が負担すべき平均の金額を算定すると、62,588,019 円÷6,580 団体＝9,511 円／回となる。

このほか、現在のところ駐車場は無料であるが、財政状況なども勘案し、一部有料化についても検討すべきである。

6 業務委託の状況

平成 16 年度において、主に次のような業務委託がある。

- ・ 清掃
- ・ 施設の保守点検

（１）実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また、施設の運営に必要な業務につき、どの程度すでに外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

（２）監査の結果

特に指摘する事項はない。

7 金銭収受の管理状況

現金に関しては、券売機から出力される「日計」及び「金銭出納簿」において、日常の入金確認の管理を行うとともに、使用料を指定金融機関に入金をしている。券売機の鍵は一般職員のみが取り扱えるようになっており、券の購入誤りなどの取り消しについては、取り消し記録が残るようになっている。

（１）実施した監査手続

金銭の管理状況を確認するために、手続きが規定に従って、正確かつ確実に使用料が市へ入金されているかを確認、業務フローについて担当者へ質問するとともに、適宜「金銭出納簿」、「日計」・「レジレシート記録」、「調定書」

「八王子市民体育館使用申請書」、「八王子市民体育館使用料減額・免除申請書」等の突合を実施した。

(2) 監査の結果

金銭は規定に従って適切に管理されていると認められた。

8 市民からの苦情・要望

施設・設備の更新希望やプログラム時間の延長希望、体育館の未利用者には駐車場を有料化すべきなどがあった。

(1) 実施した監査手続き

みんなの声という目安箱及び「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

また、過去において実施されたアンケート調査についても閲覧した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

・開館日や使用時間以外にも、踏み込んだアンケート調査を実施すべきである。

苦情・要望等クレームの結果については、その都度個々に対応しているが、どのような要望事項が多いかといった集計まではなされていない状態である。

アンケート調査については、過去に実施したことがあるものの市民体育館の方向性や市民が何を望んでいるかなどの利用者ニーズを把握する上では、十分なものではないため、市民が何を望んでいるのか（多少使用料が高くてもいいから施設の充実を望んでいるのか、その逆なのか、利用者はどこから来ているか、利用者は限定されているのか、単に安いから民間のスポーツクラブを利用せず、市民体育館を利用しているのかなど）について調査を実施すべきである。

9 設備の状況

(1) 実施した監査手続

設備の状況について、館内を視察し、担当者へ質問を行った。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

- ・設備が旧式化しており、更新が十分になされていない状況にある。大規模修繕も含め、随時必要額を把握して、計画どおりメンテナンスを実施することが重要である。
- ・トレーニングルームは狭いため、閉鎖したサウナルームを有効活用すべきである。
- ・1Fの会議室3部屋と旧食堂部分についても有効活用すべきである。

八王子市スポーツ振興基本計画（平成16年12月策定）では「既存空間の整備、施設のバリアフリー化などを目指す」ことが謳われている。本基本計画に沿った整備が望まれる。

特に懸念される事項として、建物自体が老朽化し、必要十分な修繕が行われていないのではないかという点が挙げられる。施設は開設以来約30年近く経過しているため（本館は昭和49年、分館は昭和57年開設）定期的なメンテナンスを十分に実施しておかないと、将来の改修に必要なコストが予想以上に増加することになりかねない。耐震テストについては今回初めて実施したとのことであるが、市民が常時利用する施設であることを考えれば、安全対策上、一定期間ごとに点検を実施すべきである。

また、現在の施設は年配の人が多く利用している（アンケート結果によれば50歳以上の利用が60%）ことから、バリアフリー化や、冷暖房設備の設置を検討すべきである。

トレーニング室は狭く、人数が多くなるとかなり窮屈な印象がある。この点については、トレーニング室の近くに設置されていたサウナルームが現在閉鎖されているため、この部分を有効活用すること等も検討すべきである。トレーニング室の器具等の更新についても、必要に応じて適宜更新を実施すべきである。

1F 会議室については、利用率が他と比べ低いため、有効活用を考えるべきである。ダンス教室にも、一部貸し出しを実施しているとのことであるが、1Fの会議室3部屋と旧食堂部分については、他の用途にも利用可能と思われる（ビデオで、自らのダンスやバレーボールやバドミントンのプレーを見られるようにする。また、ニーズがあれば、指導員がプレーなどについて、説明を加えてあげるなどの機会を提供するなど）。会議室自体を作り直して、全体としてのスペースの活用

方法を考え、食堂を運営したい NPO 法人があれば貸し出すことなども検討すべきである。

この他、公の施設である以上、緊急の際にも随時利用可能なように、施設をメンテナンスする必要がある。このようなメンテナンスや設備更新等には資金が当然必要となるが、市の財政事情から、十分な資金をかけられないのであれば、団体料金の見直しや一部空きスペースの有効活用などを検討すべきである。

10 運営協議会について

体育館運営協議会は、「体育館の運営に関する基本的事項について協議するため」設置された機関である。

運営協議会の構成は、八王子市体育館運営協議会規則第 2 条で次のように定められている。

- ①社会教育関係団体を代表する者 5 名
- ②学識経験者 2 名
- ③公募による市民 2 名

(1) 実施した監査手続

運営協議会が基本的事項を協議していることを確かめるため、議事録を閲覧した。

(2) 監査の結果

利用状況の確認、スポーツ教室の開催状況の確認や改善点の検討、使用時間帯の検討等が主に協議されており、特に指摘する事項はない。

1 1 総括

(1) 事業の必要性について

平成 16 年度の利用率（利用率÷利用可能な単位数）は、以下のように会議室を除き高い傾向を示している。

	利用可能 単位数①	団体利用	個人利用	利用単位 合計②	利用率（％） ②÷①
主競技場	2,688	1,500	1,076	2,576	95.8
第2競技場	1,344	16	1,319	1,335	99.3
第3競技場	1,344	907	126	1,033	76.9
第4競技場	1,344	916	67	983	73.1
第5競技場	1,328	422	481	903	68.0
分館競技場	4,032	3,527	37	3,564	88.4
小計	12,080	7,288	3,106	10,394	86.0
レクホール	1,344	1,079	147	1,226	91.2
会議室	3,024	884	20	904	29.9
合計	16,448	9,251	3,273	12,524	76.1

また、経年比較で利用者数の推移を見ても以下のように増加傾向にあり、利用者ニーズは非常に高いといえる。

（単位：人）

	団体	個人	合計
平成 14 年度	312,100	70,478	382,578
平成 15 年度	307,389	77,973	385,362
平成 16 年度	362,078	83,717	445,795

また、種目別に利用者数を見ると以下のようなになる。

主な種目別利用者数（上位 10 種目）

	人数（人）	割合（％）
卓球	53,192	11.9
バドミントン	49,319	11.1
サロンプットボール	45,193	10.1
ダンス	38,699	8.7
体操	36,021	8.1
バスケットボール	31,080	7.0
トレーニング	25,697	5.8
会議室利用	21,945	4.9
空手道	19,786	4.4
バレーボール	18,448	4.1
その他	106,415	23.9
合計	445,795	100

スポーツ施設としては、民間にもスポーツクラブなどの類似施設もあるが、市民体育館においては、スポーツクラブではあまり利用できないバレーボールやバスケットボール、バドミントン、卓球、空手道、アーチェリーなども幅広く利用可能であり、また、これらの種目の利用者数も前記のように多いことから、事業の必要性は高いものと言える。

今後は、市民が何を望んでいるか、利用者ニーズについてアンケートなどを通じて、更に把握しておく必要がある。

（２）市の関与の必要性について

多数の人数を収容可能な場所として、各種スポーツ大会、選挙の開票所等に利用されており、一定の公共性が認められる。また、他市と比較しても大差のない比較的手頃な値段で、民間で提供されていない競技の場所を提供していることから、市が関与する必要性も認められる。ただし、エアロビクスやダンスなどのように民間でも提供されている種目も存在する。低所得者への配慮も重要であるが、プログラムによっては、民業圧迫の懸念もあるため、民間への配慮も必要である。

（３）管理運営のあり方について

<意見>

- ・体育館単独若しくは、富士森公園全体を含めて一括して指定管理者制度の導入を検討すべきである。

直接市民に接する直接部門の業務は、嘱託員やトレーナーが担当している部分が多い。管理部門について一層の合理化を図るとともに、提供するサービスや料金、申込み方法などについても、機敏にかつ柔軟（アンケート調査などを随時実施して、年数回プログラムを見直す、申込み方法の見直しを適宜行うなど）に、利用者のニーズに対応するため、指定管理者制度の導入を検討することが望ましい。

その際には、陸上競技場やテニスコート、野球場などを含めて、富士森公園一体を一括して指定管理者制度を導入することを視野に入れて検討する必要がある。

VIII 八王子市こども科学館

所在地 八王子市大横町 9-13

＜施設の概要＞

1 設立年

平成元年 1 月

2 施設の目的

子供の科学に関する知識の普及及び啓発を図り、もって次代を担う創造性豊かな子供の育成に寄与するため、八王子市こども科学館を設置する。

3 施設の概要

(1) 主な設備の概要

敷地面積 7,472.04 m²

建物の構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨鉄筋コンクリート及びプレキャストコンクリート造

地下 1 階 地上 2 階(一部 3 階)

建物面積 1453.21 m²、延床面積 2996.06 m²

プラネタリウム 1 室、展示室 2 室(1, 2 階各 1 室)、事務室 1 室、会議室 1 室、パソコン室 1 室、保健室 1 室、無線室 1 室。

(2) 施設の開館時間

火～金曜日：9 時から 17 時まで(9 時から 12 時までは団体専用時間)

春・夏・冬休み期間及び土曜・日曜・祝日：10 時から 17 時まで

(3) 入館料金

	個人	団体(30 人以上) 1 人につき
大人	700 円	560 円
子供(4 才～中学生)	250 円	200 円

毎週土曜日は子供料金が無料である。この他、身体障害者手帳所持者は本人及び付き添い 1 人は無料である。なお、入館料金には、プラネタリウム観覧料も含んでいる。

(4) 施設の休館日

月曜日（祝日を除く）

祝日の翌日

年末年始

その他番組入れ替え時など（ただし、春、夏、冬休み中無休）

4 利用状況

こども科学館の過去 5 年間の利用状況は以下のとおりである。

（単位：人）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
有料入館者数・子供	14,841	14,443	10,673	11,999	12,776
有料入館者数・大人	13,331	13,798	14,130	15,276	16,486
無料入館者数	15,232	14,845	21,102	22,457	24,092
教室等参加人数	6,010	7,187	8,878	8,600	9,170

5 歳入歳出

こども科学館に係る過去3年間の歳入歳出は以下のとおりである。

＜歳入＞ (単位：円)

款	平成14年度	平成15年度	平成16年度
使用料及び手数料	12,465,010	13,574,450	14,583,120
合計	12,465,010	13,574,450	14,583,120

この他、財産収入及び諸収入がある。

＜歳出＞ (単位：円)

節	平成14年度	平成15年度	平成16年度
報酬	8,001,822	7,887,108	7,851,620
共済費	1,120,584	825,536	823,852
賃金	298,700	274,800	261,815
報償費	1,755,000	1,691,000	1,705,000
旅費	2,080	16,640	17,640
需用費	20,453,234	16,458,957	16,377,926
役務費	513,838	462,727	449,781
委託料	47,663,620	45,588,585	44,076,980
使用料及び賃借料	1,867,140	1,839,497	1,794,746
備品購入費	262,500	154,875	1,302,000
負担金補助及び交付金	15,000	0	10,000
公課費	0	8,800	0
合計	81,953,518	75,208,525	74,671,360

この他、公債費の負担がある。

＜歳入－歳出＞ (単位：円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
歳入－歳出	△69,488,508	△61,634,075	△60,088,240

6 職員等の状況

こども科学館の職員等の状況は以下のとおりである。

一般職員	6名
嘱託員	3名
合計	9名

7 類似施設の状況

類似施設の状況をインターネット等により調査した結果、近隣市町村では、プラネタリウムがある施設として、以下の施設があった。

八王子市こども科学館

(単位：円)

	料金		
	大人	子供	学校・幼稚園・保育所などの団体
B	400	200	無料
府中郷土の森博物館	700	350	府中市内在住及び市内の学校等に通っている子供は博物館観覧料が無料
多摩六都科学館	1,000	400	多摩六都圏域5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園、養護学校、児童館、学童保育所などの児童・生徒・園児が、教育上の目的で利用する場合は、通常料金の半額
東大和市立郷土博物館	200	100	記載なし
T	600	300	記載なし

府中郷土の森博物館は、プラネタリウムを除く入館料は、大人 200 円・子供 100 円となる。同じく、多摩六都科学館は、プラネタリウムを除く入館料は、大人 500 円・子供 200 円となる。なお、両館ともプラネタリウムのみの利用はできない。

また、東大和市立郷土博物館の入館料は無料で、プラネタリウムの利用のみ料金がかかる。

なお、休館日及び開館時間は下記のとおりである。

	休館日	開館時間
B	月曜日・年末年始（一般公開は土日祝日・団体公開は平日）	11 時～16 時 30 分（※）
府中郷土の森博物館	月曜日（月曜日が祝日の時はその翌日）・年末年始	9 時～17 時
多摩六都科学館	月曜日・年末年始	9 時 30 分～17 時
東大和市立郷土博物館	月曜日（月曜日が祝日の時は開館）・祝日の翌日	9 時～17 時
T	水曜日	11 時～17 時 30 分（※）

※プラネタリウムの最初の開館上映開始時間と最終の上映開始時間を開館時間としている。

8 行政コスト計算

平成 16 年度の歳入歳出を基に行政コスト計算書を試算した。なお、作成に当たっては以下の事項を前提としている。

①一般職員人件費	行政評価で使用している職員一人当たり人件費 8,900千円を使用している。
②退職給与引当金繰入額	平成15年度財政白書行政コスト計算書における退職給与引当金繰入等及び人件費に基づき、一人当たり人件費8,900千円×0.065にて計算している。
③減価償却費	施設別財産状況表（建物）に基づき、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数表を用いて、最も類似していると思われる資産の種類の耐用年数を用いて算定している。 減価償却方法は、残存価値を10%とする定額法を使用している。
④支払利息	平成16年度の借入金元金利償還に関する資料に記載の利子額を用いている。
⑤無料役務提供分	無料入館者の大半が小中学生の入館と仮定して計算を行った。無料入館者24,092人×入館料250円＝6,023千円

以上の仮定のもと、行政コスト計算書を作成した結果は以下のとおりである。

行政コスト計算書

（ 自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日 ）

（単位：円）

	平成 16 年度
行政コスト	
管理可能費	
一般職員人件費	53,400,000
退職給与引当金繰入額	3,471,000
その他人件費	10,642,287
需用費	16,377,926
委託料	44,076,980
その他諸経費	3,574,167
小計	131,542,360
管理不能費	
減価償却費	22,112,412
支払利息	24,674,635
小計	46,787,047
合計	178,329,407
収入項目	
使用料及び手数料	14,583,120
無料役務提供分	6,023,000
合計	20,606,120
差引行政コスト純額	△ 157,723,287
コスト回収率	11.5%

（市民一人当たりの行政コスト）

157,723,287 円 ÷ 542,761 人 = 290.5 円（少数点第 2 位切り捨て）

行政コスト計算書を作成した結果、以下のことが分かる。

- ① 行政コストは計算書を作成した結果、157,723 千円の赤字となっている。赤字額は収入合計の 7.6 倍に及んでいる。
- ② 管理可能費は 131,542 千円であり、現状の収入では管理可能費を回収できていない。

- ③ 行政コストの構造では、主な項目は、人件費が 67,513 千円（行政コストに占める割合 37.8%）、委託料は 44,076 千円（行政コストに占める割合 24.7%）となっており、人件費と委託料は、行政コストの 62.5%を占めている。

＜監査の結果及び意見＞

1 職員等の状況について

一般職員は 6 名、嘱託員が 3 名である。一般職員の主な業務は、企画、庶務、イベントと入館者受付関係であり、嘱託員が科学工作教室や科学実験ショー等を担当している。

基本的に平日は一般職員 4、5 名と嘱託員 1、2 名の計 5、6 名の人員となっており、土日、祝日は、一般職員 5、6 名と、嘱託員 3 名の 8、9 名体制となっている。臨時職員（1 名）については、学校の長期休暇期間のみ採用している。

（１）実施した監査手続

平成 17 年度の勤務ローテーション表を閲覧し、勤務体系の効率性等について吟味した。

（２）監査の結果

- ・一般職員 6 名の体制の効率化を図ると同時に、科学工作教室等を増やせるように検討が必要である。

一般職員は企画・庶務等のために 6 名いるが、これは来館者への直接サービスである科学工作教室や科学実験ショー等を担当している嘱託員 3 名の倍の数である。直接作業人員より間接作業人員が多いのは民間企業では考えにくく、直接作業人員が少ない体制である。

また、入館者の多い土日、祝日に一般職員を厚くさせているが、間接部門の職員がいても、入館者へのサービスには結びにくいいため、人員の配置の見直しが必要である。むしろ、嘱託員数を増やし、科学工作教室等の出し物、催し物を増やし、入館者へのサービス向上へつなげることを考慮すべきである。

（３）意見

- ・科学館である以上、最低限科学的知識に長けた職員を配置し、市民サービスの向上に資すべきである。

入館者に対する直接的なサービスであるプラネタリウムの運営一切は委託業務とされているほか、科学工作教室や科学実験ショー等は嘱託員が担当している。

このように、こども科学館の機能の運営は、ほとんど委託等でまかなわれており、一般職員の職務は来館者に対する直接的なサービスではなく、企画・庶務等である。たしかに一般職員自らが工作や科学ショーの実演をする必要もないが、少なくともその企画を担当している以上、科学知識に長けた職員を配置すべきである。現状、6名の一般職員のうち理科系出身の職員は館長含め2名しかない。

科学館である以上、最低限科学的知識に長けた職員を配置し、市民サービスの向上に資すべきである。

2 利用申込

団体でプラネタリウムを観覧する場合は、事前に電話による予約が必要である。その他に事前に申込みが必要なものとしてはパソコン教室（小学生対象：電話又はホームページ、高齢者対象：往復はがき）、パソコン室の団体利用（電話で日程等を確認のうえ、利用当日までに利用申込書を提出）及び星空コンサート（電話又はホームページ）等である。なお、科学工作教室や科学実験ショーは先着順（市民か否かは関係なし）であり、星空観望会についても直接来館のみとなっている。

（１）実施した監査手続

担当者への質問及び関係書類の閲覧により、利用申込みが規定に従って公平かつ効率的に処理されているかを確認した。

（２）監査の結果

利用申込に関する手続きは規定等に従い適切に行われていた。

（３）意見

・人気のある教室等については、市民と市民以外を区別したほうが望ましい。

事前に予約や申込みが必要なものについては、電話やホームページで予約や申込みが可能なため、利用者の利便性は高く、特に問題ないと考える。ただし、人気のある教室等については、単純に先着順とするのではなく、先に市民を優先的に受付する時間を設ける等の区別を行うことも考えられる。

3 利用目標の設置状況

（１）実施した監査手続

入館者数の目標の設置状況を確認した。

(2) 監査の結果

平成 16 年度の入館者数の目標は次のように過去 2 年間の平均値を元に設定されている。平成 16 年度の成果指標実績値は目標値を上回っている。

成果指標実績値	成果指標目標値
62,524 人	54,104 人

(3) 意見

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・成果指標の設定に工夫が必要である。・入館者数の少ない曜日の対策を講ずるべきである。 |
|---|

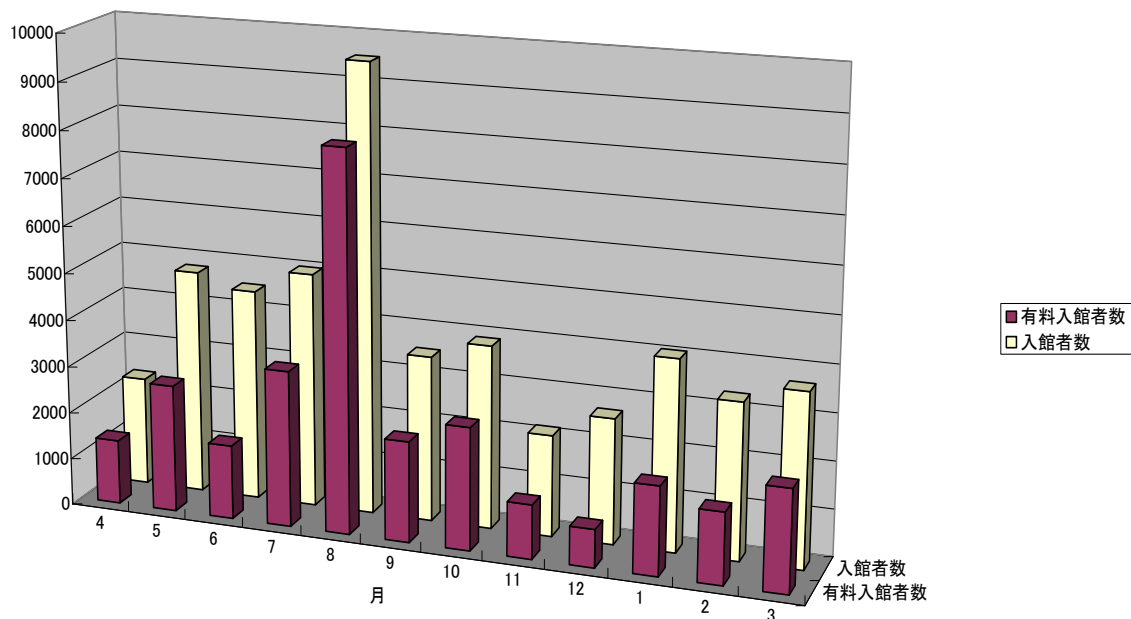
成果指標を入館者に定めている点については、評価できる。しかし、設定方法が過去 2 年の平均であるため、成果指標として持つ意味合いは少ない。有料・無料等を区分し、過年度の状況・新年度の施策による入館者数の見込みなどを反映した入館者数や、費用対効果を意識した入館者数を指標として設定することが望ましい。

こども科学館の入館者数を平成 16 年度のこども科学館作成の「入館料・入館者日計表」の有料入館者数、無料入館者数（学校・幼稚園・保育園）、土曜日子供無料入館者数を基に、月別にまとめた。

八王子市こども科学館

月別入館者

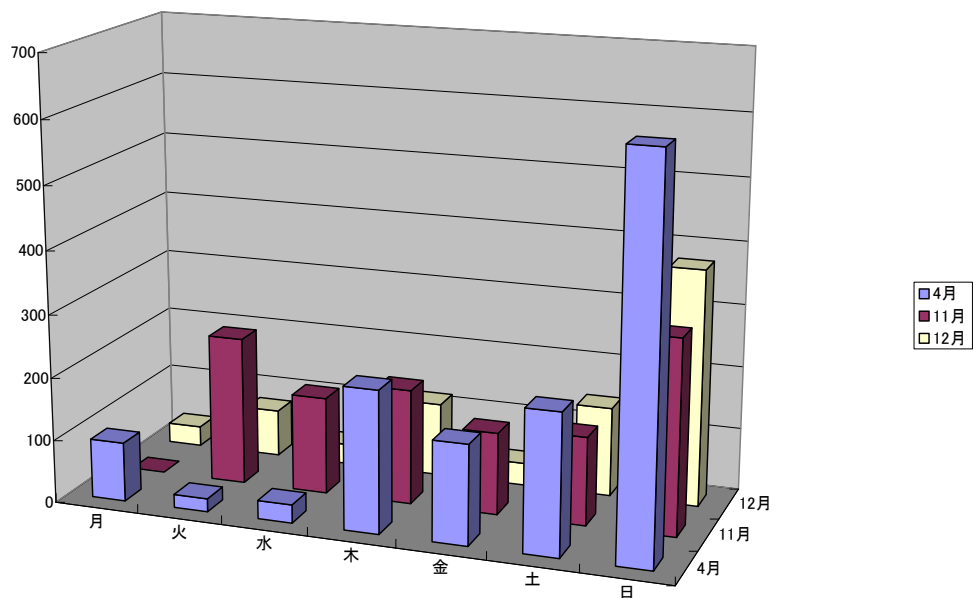
入館者数



無料入館者は、土曜日の子供入館者・小中学校の課外授業等である。4月・11月・12月の有料入館者数は、月1,500人に満たない。この3つの月の入館者数を曜日別にあらわすと、下記の傾向が求められる。

曜日別入館者数（有料）

入館者数



平日においては、有料入館者がほとんどいない曜日もある。

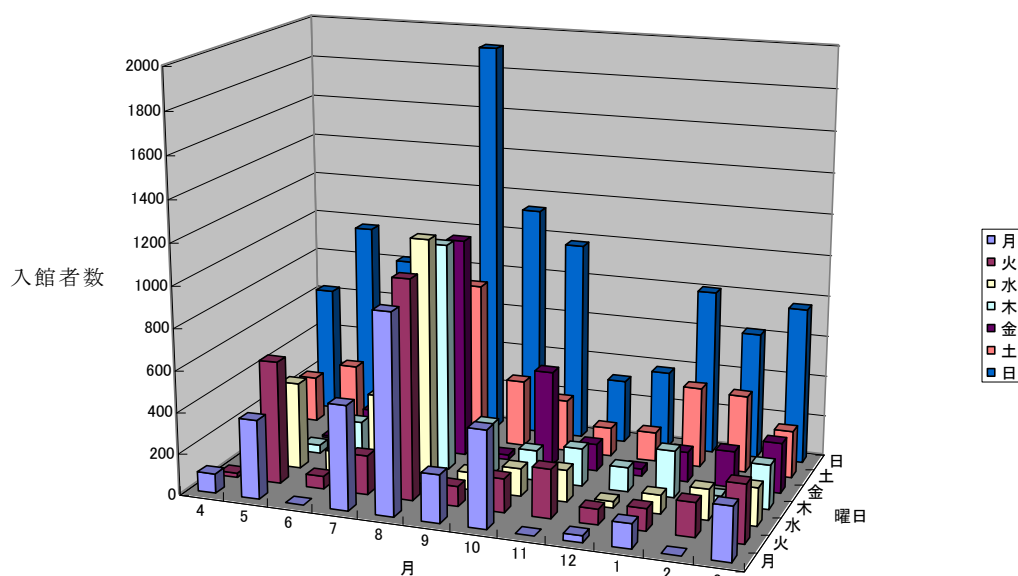
こども科学館の入館者は週末・祝日・学校の長期休暇など、入館者が集中する傾向がある。

小中学校の利用は、八王子市内の学校であれば、例年 4 月には年間スケジュールが確定しているため、入館者が多く見込まれる日の予定を組める。また、市外の学校による利用も事前の予約等で利用日が特定できる。

そのため、学校等の利用の申し出を勘案し、過去の傾向から、有料入館者が見込めない特定日を割り出し、休館にすることは可能である。こうした休館は、こども科学館のイメージが悪くなるなどの課題もあるが、一方で、市の財政負担等を勘案すると、光熱費等の費用の削減効果だけでも期待できる。また、休館することにより、一般職員の入館者対応時間が削減でき、その分、週末等の多くの入館者に対する十分な準備の時間を充てることが可能になる。その結果、週末等に入館した入館者からは相対的には満足度を引き上げることが可能になる。

なお、こうした休館日の特定は、例示した月だけではない。後記の表のように月別かつ曜日別に有料入館者数を考察してみると、入館者の偏りがより明確になる。複数年度の同様の入館者数をより詳細に分析することにより、経験値として、入館者数の少ない特定日を把握することが可能になる。来館者には、こうした休館日を早く告知することで利便性は高められると考えられる。

こども科学館入館者数



4 入館料金

こども科学館の入館料金は以下のとおりである。

	個人	団体（30人以上） 1人につき
大人	700 円	560 円
子供（4才～中学生）	250 円	200 円

毎週土曜日は子供料金が無料である。この他、身体障害者手帳所持者は本人及び付き添い1人は無料である。なお、入館料金には、プラネタリウム観覧料も含んでいる。

（1）実施した監査手続

入館料金の設定状況について、関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問、他市等の類似施設の料金との比較を行った。また、行政コスト計算書を分析し受益者負担の観点から料金体系の水準に問題がないか検討した。

（2）監査の結果

特に指摘する事項はない。

（3）意見

- ・入館料は他の類似施設との比較においては同水準に設定されているものの、現状の入館料では毎年 157,723 千円の市の財政負担となるため、この負担に見合うだけの価値をこども科学館に見出せるような取組みが必要である。

受益者負担の観点から、行政コストをすべて入館料でまかなうように考えるとした場合の入館料は以下の金額になる。

入館料は、大人は子供の2倍の金額とし、無料入館者はすべて子供と仮定する。

子供料金を X 円とした場合、

$$16,486 \text{ 人} \times X \text{ 円} \times 2 + 36,868 \text{ 人} \times X \text{ 円} = 178,329,407 \text{ 円}$$

$$X \div 2,553.3 \text{ 円} \quad (\text{少数点第2位切り捨て})$$

したがって、大人料金 5,106 円。子供料金 2,553 円（小数点以下切り捨て）

これは、あまりにも高額である。一方で入館者数の増加で行政コストをまかなうようにした場合の入館者数は以下のような計算になる。

平成 16 年度の有料大人入館者数と有料子供入館者数と無料入館者数をすべて子供とした場合の合計の比率を、入館者の構成比率とする。

$$16,486 \text{ 人} : 36,868 \text{ 人} \div 4 : 9$$

全体の入館数を X とおくと

$$700 \text{ 円} \times X \text{ 人} \times 4 / 13 + 250 \text{ 円} \times X \text{ 人} \times 9 / 13 = 178,329,407 \text{ 円}$$

$$X \div 459,065 \text{ 人 (小数点以下切り捨て)}$$

この人員を動員する場合、平成 16 年度の 8 倍以上の入館者数が必要になる。すべての入館者がプラネタリウムを見学した場合、プラネタリウムの座席は 255 席しかいないため、上演回数は 1,800 回近く必要であり、休館日がないとしても 1 日 5 回近くの上演が必要になる。

仮に管理可能費のみを回収するようにした場合、少なくとも以下の金額が代金となる。

入館料は、大人は子供の 2 倍の金額とし、無料入館者はすべて子供と仮定する。

子供料金を X 円とした場合、

$$16,486 \text{ 人} \times X \text{ 円} \times 2 + 36,868 \text{ 人} \times X \text{ 円} = 131,542,360$$

$$X \div 1,883.4 \text{ 円 (小数点第 2 位切り捨て)}$$

したがって、大人料金 3,766 円。子供料金 1,883 円 (小数点以下切り捨て)

前記でも、現状の 5 倍超の入館料が必要となる。

したがって、行政コストを回収し収支を均衡させるためには、大幅に歳出を削減するか、入館料を大幅に増やすか、入館者数を大幅に増やすかが必要となる。現実には、収入に見合う行政コストの削減は現状の 10% 以下のコストに押さえる必要があり、館の維持を考えると不可能に近い。また、収入を増やすにしても入館者の増加や入館料の値上げも現実的には不可能に近い数字である。

157,723 千円のコストを八王子市民が負担するだけの価値をこども科学館に見出せるかが課題となる。

5 業務委託の状況

平成 16 年度において、主に次のような業務委託がある。

- ・プラネタリウム投影
- ・プラネタリウム番組・ポスター作成
- ・プラネタリウム展示物保守点検
- ・新規展示物作成
- ・清掃
- ・警備

(1) 実施した監査手続

主な業務委託につき委託契約書、仕様書及び業務報告書を閲覧した。また、施設の運営に必要な業務につき、どの程度外部へ業務委託がなされているかを確認するとともに、委託業者の管理状況を確認した。

(2) 監査の結果

・新規展示制作の入札について、より透明性を高める必要がある。

新規展示制作はGが落札している。入札方法は、プロポーザル方式を採用していたもののどういう視点で評価され、その結果、Gになったという経緯が書類に記載されていない。プロポーザル方式の場合は、より一層の透明性が求められるため、外部への説明を果たせるように書類を整備しておく必要がある。

展示物においては、業者の独自性、創造性などを期待できる点が多いと思われる、その意味でプロポーザル方式は有効な手法といえる。ただ、プロポーザル方式を採用する場合には、事前の仕様説明が重要である。

事前説明に当たる平成 16 年度の新規展示物作成委託においては、つぎの項目の記載がなかった。

① 制限金額

制限金額の明示がなければ、そもそも設計は困難と思われる。

② 評価項目

選定は館長をはじめとする一般職員 3 名により行われたが、選定理由は、随意契約指定理由書によると「平成 16 年 12 月 15 日付 「こども科学館新規展示物制作について」 丁決裁のとおり、12 月 22 日に説明会を実施し、平成 17

年 1 月 7 日に見積書等の提出を受ける。三者のなかで展示物の構造、安全性、維持管理の容易さで優れる G を指名する。」とある。

ここで、構造、安全性、維持管理の容易さを選定理由で上げていることから、これらを事前説明書において評価する項目として明記しておく必要があったといえる。

6 金銭収受の管理状況

(1) 実施した監査手続

金銭収受の管理状況を確認するため、平成 17 年 7 月 22 日付けで現金実査を行い、適切に現金が管理されているかを確認した。

(2) 監査の結果

金銭は規定に従って適切に管理されていると認められた。

7 市民からの苦情・要望

市民のからの苦情・要望としては以下のようなものがあった。

プラネタリウム込みの入館料のため入館料（700 円）が高い。入館料とプラネタリウムの料金は別々にして欲しい。

(1) 実施した監査手続

「市民の声」の閲覧及び担当者へ市民からの苦情・要望につき聴取し、市民からの苦情・要望内容への対応状況を確認した。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

・入館料とプラネタリウムの観覧料を別途にすることを検討する必要がある。

市は「近隣の科学館ではプラネタリウムの観覧料と入館料とが別料金になっている施設が多い。施設規模の違いがあるので、一概にどちらが利用しやすいかはいい切れないが、プラネタリウム観覧料込みの入館料 700 円は概ね妥当な

金額であると考えている。なお、入館料の見直しの際には、入館料とプラネタリウム観覧料を別料金にという声を参考にする」と考えている。

入館料については、確かに近隣の科学館ではプラネタリウムの観覧料と入館料を組み合わせしており、府中郷土の森博物館では、館の入館料のみであれば、大人 200 円であるが、プラネタリウムを見る場合、館の入館料とプラネタリウムの観覧料をあわせて、大人 700 円となっている。ただし、プラネタリウム観覧のみの入館はできない。これは多摩六都科学館でも同じであった。なお、東大和市立郷土博物館はプラネタリウムの観覧料のみ徴収し、博物館自体は入館無料である。そのため、実質的には、こども科学館の入館料は、近隣の同様な施設に比べ、著しく高いわけではない。

しかし、現状では、プラネタリウムを観覧しない人をリピーターと呼び込むことが難しく、また、プラネタリウムの番組内容の変更は 3 か月ごとのため、さらにリピーターを確保しにくい状況である。

利用状況を改善するためには、リピーターの確保は必須のため、リピーターが利用しやすいように、こども科学館の入館料とプラネタリウムの観覧料を別途にすることを検討する必要がある。

8 設備の状況

(1) 実施した監査手続

設備の状況について、館内を視察し、担当者へ質問を行った。

(2) 監査の結果

- ・自動改札機が利用できないにも関わらず、そのまま置かれている。
- ・展示物の故障があった。
- ・無線室があるが、防災の日の利用を除いてここ数年利用されていない。
- ・ゲームセンターに置いてあるようなゲーム機械が置かれている。
- ・2 階スペースは十分有効利用されていない。
- ・展示物については解説が不足している。

入館時の自動改札機（磁気対応）が利用されていなかった。平成 16 年の新札発行に対応するため、自動券売機を取替えたが、磁気に対応できる券売機を購入できなかったためである。

人件費を削減する意味でも、利用できるよう処置すべきである。

展示物のうち、映像検索装置「モニタくん」と「ボールコースター」が故障中であった（平成 17 年 7 月 21 日現在）。

なお、故障中であることは、自動券売機に明示されていた。

修理の手配はなされていたが、故障した展示物があると入館者の心証は悪くなってしまうと考えられるため、できるだけ早急に対応する必要がある。



2 階にあるアマチュア無線室（27.35 m²）は、ここ数年利用されていない。無線設備があるが、年に 1 回防災の日に使用する程度である。現状は利用されていないため、倉庫のような状況になっているが、スペースを有効活用する必要がある。

2 階にゲームセンターに置いてあるようなテレビゲームが設置されていた。テレビゲームは、こども科学館設置の趣旨と一致しないと考えられる。テレビゲームを撤去する必要がある。

2 階のスペースは大きく分けて、展示室・オリエンテーションホール・アマチュア無線室・図書コーナー・パソコン室・会議室に分けられている。オリエンテーションホールでは、宇宙開発等の映像が写されていたが、映像内容と館の展示内容がうまく関連しておらず、ほとんど利用されていない状況であった。2 階スペースの利用方法の見直し、オリエンテーションホールの映像内容の見直し等が必要である。

説明文書が少なく、また、解説員も常駐していない。説明文書が少ない理由は、「見て・触れて・感じる」という点に力点がおかれ、経験を優先させるためとの説明を受けた。その趣旨から、先入観を持たせる説明文書を減らすことは理にかなっている。

しかし、入館者が疑問に感じた場合、展示物のそばにある説明書は簡単な説明しか記載されていないため、一般的な人がそれを読んだだけでは、理解することは困難と思われる状況である。詳細の説明書については館の入り口付近に設置されていたが、いったん施設の中に入ってしまうと手にすることができない位置にあるため、手にとりやすい位置に設置する必要がある。

このほかにも解説を示す方法、たとえば解説員やコンピューター等の説明が必要と考えられるが、こうしたことが可能な人員は常時は待機していない。展

示物の説明については実際に展示物を動かしながら説明を受けると大変分かりやすいが、現在展示物の説明を行っているのは、基本的にボランティア（4名。1人当たり月2日程度）であり、十分といえない状況である。そのため、子供たちからの解説の希望があっても、適時に対応が困難であり、子供の科学への興味を育てられない可能性がある。展示物の説明が充実するよう、積極的にボランティアの育成又は臨時職員の雇用等を検討する必要がある。

解説員の不足は、こども科学館の設置の趣旨に照らし合わせると大きな問題である。この点だけとっても、こども科学館の存在意義を問いかけるものである。

9 運営協議会について

八王子市こども科学館運営協議会は、「科学館の運営に関する基本的事項について協議するため」設置された機関である。

運営協議会の構成は、八王子市こども科学館運営協議会規則第2条で次のように定められている。

- ①社会教育委員 1名
- ②市内の社会教育関係団体等が推薦した者 3名
- ③市内に設置された学校の長 2名
- ④市内に設置された学校が推薦した者 2名
- ⑤学識経験者 3名

（1）実施した監査手続

運営協議会が基本的事項を協議していることを確かめるため、平成16年度の会議録を閲覧した。

（2）監査の結果

・運営協議会が十分な機能を発揮しているとは言い難いため、協議会の廃止を含め、協議会のあり方について検討する必要がある。

平成16年度中、運営協議会は下記の4回実施されていた。

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催日	平成16年 4月9日	平成16年 7月15日	平成16年 10月15日	平成17年 1月21日
出席委員	8名	9名	8名	11名

八王子市こども科学館

議題	報告事項	報告事項	報告事項	報告事項
	①平成 15 年度事業報告 ②プラネタリウム新番組及び幼児新番組について 議案 ①平成 16 年度予算について ②平成 16 年度事業計画について	①平成 16 年度事業報告(4 月～6 月)について ②新規展示物について ③夏休みのイベントについて ④プラネタリウム新番組について	①平成 16 年度事業報告(7 月～9 月)について ②プラネタリウム新番組 議案 平成 16 年度新規展示物について	①平成 16 年度事業報告(10 月～12 月)について ②新規展示物の経過報告について ③プラネタリウム新番組 その他 ①春休みのイベントについて ②平成 17 年度事業について

また、前記のうち、主要な質疑事項は下記のとおりである。

第 1 回	ジュニアキュレーターについて
	パソコン教室について(提案)
	小学校費・中学校費について
	新規展示物
	プラネタリウム番組
第 2 回	科学実験ショーの定員について
	プラネタリウム番組の入館者数の内訳
	入館者数の増加の要因
	新規展示物の評判
	イベントの企業協力・大学等の協力
第 3 回	星空コンサートについて
	科学実験ショーの内容について
	カプラについて
	新規展示物について
第 4 回	パソコン教室の倍率
	展示物の説明方法
	プラネタリウム番組の投影の状況
	学校利用の件
	星空コンサート定員の件

こども科学館に関連した条例等を確認したが、八王子市こども科学館条例第 12 条でいう「基本的事項」について明確な内容を確認できなかった。また、昨年度開催された 4 回の会議の会議録を閲覧したかぎりでは、事務局が作成した資料に基づき、質疑応答を行っているという印象しか受けない。

特に中長期的な展示内容の方針やプラネタリウムの番組の方針など、こども科学館の方向性を決定する審議内容が薄い印象が否めない。そのため協議会の廃止を含めて、そのあり方を検討すべきである。

10 総括

(1) 事業の必要性について

<指摘事項>

- ・入館者数は設立当初と比較し大幅に減少しており、施設運営のハード、ソフト両面に問題を抱えている。早期にハード、ソフト面の問題を解決し入館者の増加を図る必要がある。このような現状が続くのであれば、こども科学館設置の目的を達成するとは考えにくく、事業の必要性につき存続を含めて検討せざるを得ない。ゆえに、こども科学館設置の目的を達成するために使命や役割を明確にし、中・長期計画を作成して効果的な事業を行う必要がある。

こども科学館の事業は、子供の科学に関する知識の普及及び啓発を図り、もって次代を担う創造性豊かな子供の育成に寄与することであり、そのためにプラネタリウム・展示・工作教室等を実施している。

過去 3 年間の入館者数は、増加傾向にある。しかし、最盛期の平成元年に比べると大幅に減少している。特に無料入館者数の増加は、学校の土曜日の休日化に伴い、子供への無料開放を行っているためで、この影響を加味すると、それ以外の入館者数は相当数減少していると考えざるを得ない。

(単位：人)

	平成元年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
有料入館者数・子供 (A)	26,981	10,673	11,999	12,776
有料入館者数・大人 (B)	22,584	14,130	15,276	16,486
無料入館者数 (C)	10,251	21,102	22,457	24,092
合計 (= (A) + (B) + (C))	59,816	45,905	49,732	53,354
教室等参加人数	1,100	8,878	8,600	9,170

また、こども科学館として、アンケート調査等の実施をしていないため、入館者の満足度もつかみきれていない。こうした中で入館者数の減少は、次の点に集約されると考えられる。

- ① 展示施設の解説が不足していること
- ② 展示施設が基本的に更新されていないこと
- ③ プラネタリウムの同一番組期間中は再度観覧する可能性は低いこと

こども科学館の存在意義は、学習の場として、非常に高い意味がある。「子供の科学に関する知識の普及及び啓発を図り、もって次代を担う創造性豊かな

子供の育成に寄与する」という当初の目的が達することができるのであれば、社会的な価値は認められる。

しかし前述のハード面・ソフト面の問題があり、入館者数が少ない状況が続くのであればこども科学館設置の目的を達成するとは考えにくく、事業の必要性につき存続を含めて検討せざるを得ない。ゆえに、こども科学館設置の目的を達成するために使命や役割を明確にし、中・長期計画を作成して効果的な事業を行う必要がある。

(2) 市の関与の必要性について

<意見>

- ・現状のこども科学館の提供しているサービスは、民間企業においても提供しているサービスであるため、市の関与の方法を検討する必要がある。

こども科学館の提供しているサービスが民間企業においても提供されるような場合の問題点を検討する。

民間企業がサービスを提供するような場合、供給価格が高くなるおそれがある。

しかし、民間施設Bは、学校、幼稚園、保育所の利用は無料であるため、八王子市の小中学校が利用しても入館料という意味での財政上の負担はゼロである。仮に入館料を徴収する府中郷土の森博物館と同額の負担をした場合であっても、年間 3,604 千円（＝学校入館者数 10,298 人×子供料金 350 円）の支出にとどまる。これはこども科学館の行政コスト 157,723 千円のわずか 2%程度の額である。

さらに、プラネタリウムに限定すれば、都内に多くのプラネタリウムがあり、市場原理に準じた価格設定が期待できるため、供給価格が高くなる恐れは低いと考えられる。

現状のこども科学館のサービス提供状況を考えると、管理運営主体は民間であっても特に問題はなく、必ずしも市が関与しなければならない理由はないため、市の関与の方法の見直しを行うべきである。

(3) 管理運営のあり方について

<意見>

- ・人事の制約のためフレキシブルな人員体制をとりづらい、間接作業の一般職員が多い、予算の制約のため展示物の大幅な更新ができないなど、これらは直営であるが故の問題である。「学園都市」のメリットを生かしてハード、ソフト面を充実させ、同時に効率的にサービスを提供するための指定管理者制度を導入すべきである。

現状、こども科学館は人事の制約のためフレキシブルな人員体制をとりづらい、間接作業の一般職員が多い、単年度予算の制約のため展示施設の大幅な更新ができないなどの問題を抱えている。

一方で、こども科学館は次のような強みを持っている。すなわち、八王子市は、21校もの大学・短期大学が存在する全国有数の学園都市である。また、多くの先端技術を持った企業が存在している。こうした大学や企業の技術を用いて、学生や研究者が、子供に対してさまざまな展示を行いつつ、説明を行うことができれば、子供の教育だけでなく、学校・企業と地域が密接に関係するコミュニティを形成することも可能になる。まさに八王子市が目指す「学園都市としての八王子」として、「大学の専門知識を産学共同研究などに活かし、文化や産業の振興を図る」ことも可能になり、学生が子供への説明に立つことで「学生の地域活動への参加」のきっかけになる可能性がある。展示内容も学校や企業のPRをかねて出展をお願いすることで、他の博物館や科学館にはない特色を打ち出すことは可能である。こうした八王子市にある学校・企業をうまく活用することができれば、こども科学館の存在意義は必ず高くなる。

こども科学館は毎年157,723千円ものコストが掛かっているが、これに見合うだけの価値を生み出すのは当然として、八王子市の「学園都市」としての利点を十分に活かしてさらなるサービスの向上を図るとともに、同時に効率化を図るために、指定管理者制度の導入を検討すべきである。